

# 行政機関等 ガイドブック

香川県版

令和5年10月1日現在



総務省 四国行政評価支局

# は し が き

総務省四国行政評価支局では、香川県内における行政機関等の情報を分かりやすく整理した「行政機関等ガイドブック」を作成するとともに、当局のホームページにも掲載してきましたが、この度、令和5年10月1日現在の情報に改訂しました。

本書には、香川県内における①国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人の所在、組織、設置根拠、所掌事務、管轄区域、情報公開・個人情報保護窓口及び各種相談窓口、②裁判所の所在及び管轄区域等、並びに③地方公共団体の所在及び連絡先等の情報を掲載しております。

本書が当局ホームページに掲載している情報とともに、広く関係の皆様方のお役に立てば幸いです。

また、本ガイドブックの作成に当たり、ご協力をいただきました関係機関の皆様には厚く御礼申し上げます。

令和5年11月

総務省 四国行政評価支局

# 凡 例

## 1 掲載機関

香川県内に所在する次の機関（四国地方に上部機関がある場合は、当該上部機関を含む。）を掲載した。

- (1) 国の行政機関
- (2) 独立行政法人（日本司法支援センター及び国立研究開発法人を含む。）
- (3) 国立大学法人
- (4) 特殊法人（全国健康保険協会を含む。）
- (5) 司法機関（裁判所）
- (6) 県、市町

## 2 掲載事項

機関ごとに、原則として次の事項を記載した。

### (1) 国の行政機関、独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人

機関等名、郵便番号、所在地、電話・FAX番号、ホームページアドレス、組織及び職員数、設置根拠、所掌事務、管轄区域、情報公開・個人情報保護窓口及び各種相談・案内窓口

### (2) 司法機関

裁判所名、郵便番号、所在地、電話番号及び管轄区域

### (3) 地方公共団体

県及び市町の郵便番号、所在地、電話番号及びホームページアドレス

## 3 機関名等の表示方法

### (1) 機関名

掲載機関のうち、香川県内に下部機関を有するものについては、最上位の機関の下に当該下部機関を一括表示した。

### (2) 組織及び職員数

ア ――― は、当該機関の内部組織並びに当該機関の下部機関及び施設等機関の内部組織であることを示す。

イ ----- は、下部機関であることを示す。

ウ ----- は、施設等機関であることを示す。

エ ..... は、当該機関の上部機関が四国地方以外に所在することを示す。該当する上部機関名は（ ）書きで表示した。

オ 同種並列の機関が複数ある場合には、総称名を表示し、設置数を当該総称名の末尾にアラビア数字で（ ）書き又は別表で表示した。

カ 当該機関の下部機関で香川県外に所在するものについては、名称のみの記載にとどめた。

キ 職員数は、原則として作成時点の現在員を記載した。

(3) 設置根拠

当該機関（下部機関を含む。）の設置根拠法令の名称及び条項を記載した。

(4) 所掌事務

機関ごとに簡潔に記載した。

(5) 管轄区域

原則として都道府県の単位で記載した。

(6) 情報公開・個人情報保護窓口

各機関に関する情報の開示請求等を受け付ける担当課、電話番号及びメールアドレスを記載した。

上部機関が開示請求等の窓口となっている場合は、その旨注記した。

(7) 各種相談・案内窓口

各機関が行っている各種相談・案内窓口の内容、担当課、受付電話番号及び受付メールアドレスを記載した。

## 4 作成時点

令和5年10月1日現在

# 目 次

## 国の行政機関

### 内 閣

(人事院(事務総局))	頁
人事院四国事務局	10

### 内 閣 府

(公正取引委員会(事務総局))	
近畿中国四国事務所四国支所	11
(警察庁)	
中国四国管区警察局四国警察支局	12

### 総 務 省

四国行政評価支局	14
----------	----

### 法 務 省

高松矯正管区	17
高松刑務所	18
少年院(丸亀少女の家、四国少年院)	20
高松少年鑑別所	21
四国地方更生保護委員会、高松保護観察所	22
高松法務局	24
高松出入国在留管理局	27
法務総合研究所高松支所	28
矯正研修所高松支所	29
(検察庁)	
高松高等検察庁	30
高松地方検察庁及び区検察庁	31
(公安調査庁)	
四国公安調査局	33

## 財 務 省

四国財務局	34
神戸税関 高松空港税関支署	36
神戸税関 坂出税関支署	37
財務総合政策研究所 四国研修支所	38
(国税庁)	
高松国税局	39
税務署(高松、丸亀、坂出、観音寺、長尾、土庄)	42
税務大学校高松研修所	45
国税不服審判所 高松国税不服審判所	46
国税庁長官官房総務課監督評価官室 国税庁高松派遣監督評価官室	47
国税庁長官官房首席国税庁監察官 高松派遣国税庁監察官	48

## 厚生労働省

広島検疫所 坂出出張所、高松空港出張所	49
国立療養所大島青松園	50
四国厚生支局	51
香川労働局	53

## 農林水産省

神戸植物防疫所 坂出支所	56
動物検疫所神戸支所四国出張所 高松空港事務所	57
中国四国農政局 地方参事官(香川県担当)	58
中国四国農政局 四国土地改良調査管理事務所	59
中国四国農政局 香川用水二期農業水利事業所	60
(林野庁)	
四国森林管理局 香川森林管理事務所	61

## 経済産業省

四国経済産業局	63
中国四国産業保安監督部 四国支部	64

## 国土交通省

四国地方整備局	65
四国運輸局、香川運輸支局	71
大阪航空局 高松空港事務所	75
国土地理院 四国地方測量部	76
(気象庁)	
大阪管区気象台 高松地方気象台	77
(海上保安庁)	
第六管区海上保安本部 高松海上保安部	78
第六管区海上保安本部 備讃瀬戸海上交通センター	78

## 環境省

中国四国地方環境事務所 四国事務所	80
-------------------	----

## 防衛省

中国四国防衛局 高松防衛事務所	82
陸上自衛隊中部方面隊 善通寺駐屯地 第14旅団司令部	83
自衛隊香川地方協力本部	84

## 独立行政法人

(法務省所管)	
日本司法支援センター 香川地方事務所	85
(外務省所管)	
国際協力機構 四国センター	87
(文部科学省所管)	
国立高等専門学校機構 香川高等専門学校	88

(厚生労働省所管)

高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部	90
労働者健康安全機構 香川労災病院	93
労働者健康安全機構 香川産業保健総合支援センター	95
国立病院機構 高松医療センター	96
国立病院機構 四国こどもとおとなの医療センター	97
地域医療機能推進機構 りつりん病院	100

(農林水産省所管)

農業・食品産業技術総合研究機構 西日本農業研究センター 善通寺研究拠点	102
--	-----

(経済産業省所管)

産業技術総合研究所 四国センター	104
製品評価技術基盤機構 四国支所	106
日本貿易振興機構 香川貿易情報センター	108
中小企業基盤整備機構 四国本部	109

(国土交通省所管)

自動車技術総合機構 四国検査部	111
水資源機構 吉野川本部	112
自動車事故対策機構 高松主管支所	114
住宅金融支援機構 四国支店	115

## 国立大学法人

国立大学法人 香川大学	117
-------------	-----

## 特殊法人

(総務省所管)

西日本電信電話株式会社 香川支店	121
日本放送協会 高松放送局	124

(財務省所管)

日本たばこ産業株式会社 Country&Culture 香川駐在	125
株式会社日本政策投資銀行 四国支店	126



(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管)	
株式会社日本政策金融公庫 高松支店	127
(文部科学省、総務省所管)	
放送大学学園 放送大学香川学習センター	129
(厚生労働省所管)	
日本年金機構 四国地域部	130
全国健康保険協会 香川支部	134
(農林水産省所管)	
日本中央競馬会 高松場外勝馬投票券発売所	135
(経済産業省所管)	
株式会社商工組合中央金庫 高松支店	136
(国土交通省所管)	
四国旅客鉄道株式会社	137
日本貨物鉄道株式会社 関西支社 四国支店	139
西日本高速道路株式会社 四国支社	140
本州四国連絡高速道路株式会社 坂出管理センター	142
裁判所、検察審査会	143
県、市町	145

# 内 閣

## 〔人事院（事務総局）〕

### 人事院四国事務局

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 2 階  
TEL (087) 880-7440 FAX (087) 880-7443  
(ホームページアドレス) <https://www.jinji.go.jp/shikoku/>

#### 〔組織及び職員数〕



設置根拠	国家公務員法第13条第5項、人事院規則2-3第76条	
所掌事務	国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律その他の法律に基づいて、勤務条件の改善勧告、法令の制定改廃に関する意見の申出、人事行政改善の勧告、採用試験、任免、給与、研修、分限、懲戒、苦情の処理、職務に係る倫理保持等に関する事務	
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 TEL (087) 880-7440	
各種相談・案内窓口	○下記以外の「人事院」の関係	総務課 (087) 880-7440
	○「国家公務員の勤務条件等」の関係	第一課 (087) 880-7441
	○「国家公務員採用試験等」の関係	第二課 (087) 880-7442

# 内閣府

## 〔公正取引委員会（事務総局）〕

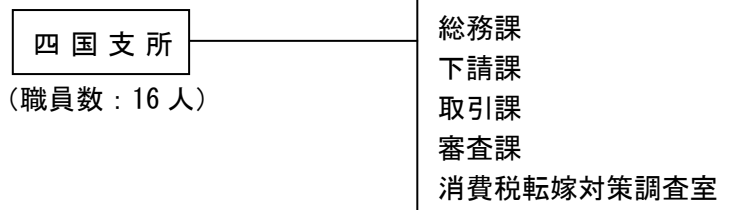
### 近畿中国四国事務所四国支所

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8 階

TEL (087) 811-1750 FAX (087) 811-1761

(ホームページアドレス) [https://www.jftc.go.jp/regional\\_office/shikoku/](https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/)

#### 〔組織及び職員数〕



設置根拠	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 35 条の 2、公正取引委員会事務総局組織令第 22 条、公正取引委員会事務総局組織規則第 11 条
所掌事務	1 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）の施行 (1) 独占禁止法についての一般的な相談受付 (2) 独占禁止法違反被疑行為についての申告（調査依頼）受付 (3) 独占禁止法違反被疑行為についての調査及び措置 (4) 株式所有・合併・分割・事業の譲受け等の届出及び相談の受付 (5) 中小企業等協同組合法第 7 条第 3 項に基づく届出受付 2 下請代金支払遅延等防止法（下請法）の施行 (1) 下請法についての一般的な相談受付 (2) 下請法違反被疑行為についての申告（調査依頼）受付 (3) 下請法違反被疑行為についての調査及び措置 3 消費税転嫁対策特別措置法（消費税特別措置法）の施行 (1) 消費税特別措置法についての一般的な相談受付 (2) 消費税特別措置法違反被疑行為についての申告（調査依頼）受付 (3) 消費税特別措置法違反被疑行為についての調査及び措置等 4 不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）の調査 (1) 景品表示法についての一般的な相談受付 (2) 景品表示法違反被疑事実についての申告（調査依頼）受付 (3) 景品表示法違反被疑事実についての調査
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 TEL (087) 811-1750
各種相談・案内窓口	1 独占禁止法についての相談窓口 担当：総務課 TEL (087) 811-1750 2 下請法及び消費税特別措置法についての相談窓口 担当：下請課 TEL (087) 811-1758 3 独占禁止法違反被疑行為についての申告（調査依頼）窓口 担当：審査課 TEL (087) 811-1756 4 景品表示法についての相談窓口 担当：取引課 TEL (087) 811-1754

〔警察庁〕

(中国四国管区警察局)

四国警察支局

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 9階、10階

TEL (087) 821-3111 (代表) FAX (087)821-3122

(ホームページアドレス) <https://www.chugokushikoku.npa.go.jp/shikoku/>

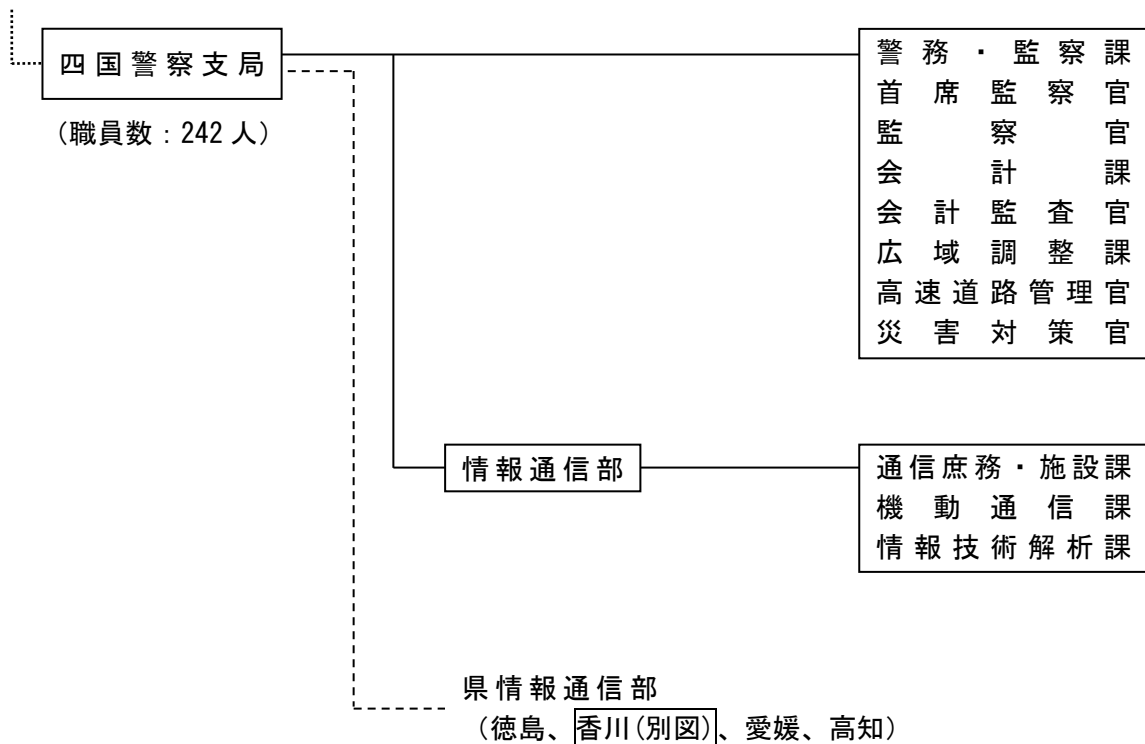
香川県情報通信部

〒760-8579 高松市番町 4-1-10

TEL (087) 833-0110

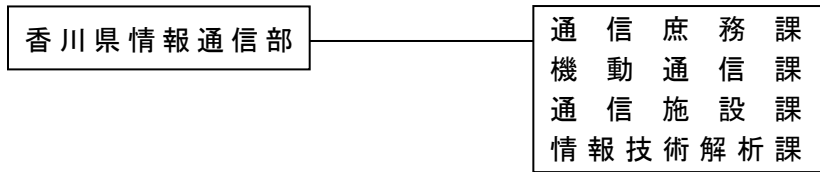
〔組織及び職員数〕

(中国四国管区警察局)



設置根拠	警察法第31条の2
所掌事務	1 管轄区域内各県警察に対する監察及び業務指導、表彰、警察教養、情報公開、個人情報保護、広報、警察予算に係る指導、調整、監査 2 広域的対応を必要とする警察事象その他の国の公安に係る警察事象に関する警察活動について、管轄区域内各県警察に対する調整 3 警察情報通信、犯罪の取締りのための情報技術の解析 4 関係機関との連携
管轄区域	中国四国管区警察局四国警察支局：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国管区警察局四国警察支局 警務・監察課 TEL (087) 821-3111

(別 図)



設置根拠	警察法施行規則第 151 条
所掌事務	四国警察支局の通信に関する事務及び犯罪の取締りのための情報技術の解析に関する事務
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国管区警察局四国警察支局 警務・監察課 TEL (087) 821-3111

# 総 務 省

## (中国四国管区行政評価局)

### 四国行政評価支局

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階  
TEL (087) 826-0671  
(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku.html>

### 徳島行政監視行政相談センター

〒770-0851 徳島市徳島町城内6-6 徳島地方合同庁舎5階  
TEL (088) 654-1531  
(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/tokushima.html>

### 愛媛行政監視行政相談センター

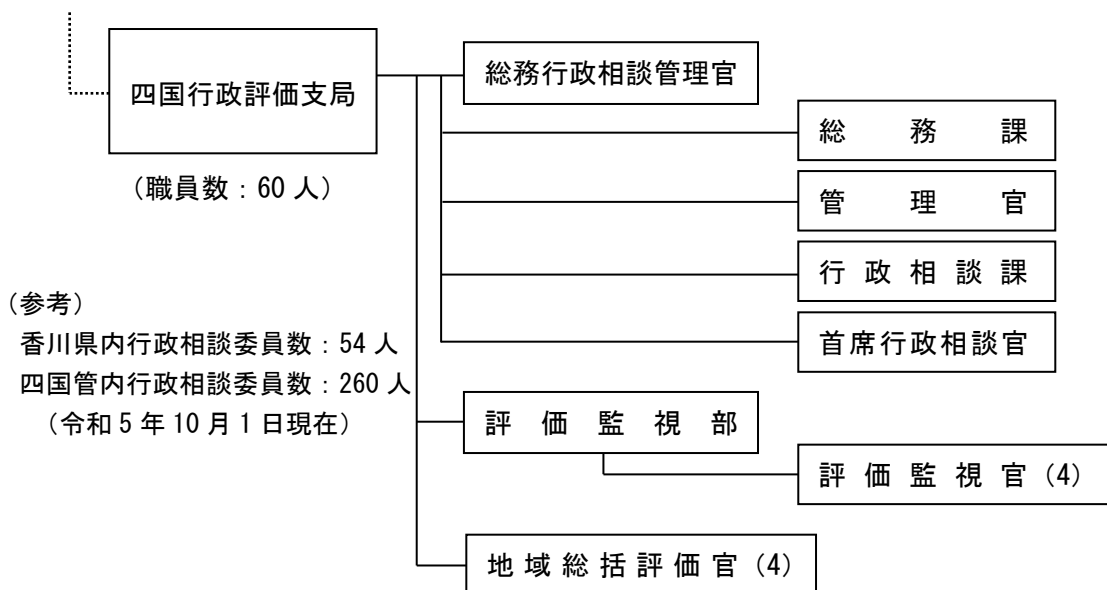
〒790-0808 松山市若草町4-3 松山若草合同庁舎4階  
TEL (089) 941-7701  
(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/ehime.html>

### 高知行政監視行政相談センター

〒780-0870 高知市本町4-3-41 高知地方合同庁舎2階  
TEL (088) 824-4100  
(ホームページアドレス) <https://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/kochi.html>

## 〔組織及び職員数〕

### (中国四国管区行政評価局)



(参考)

香川県内行政相談委員数：54人  
四国管内行政相談委員数：260人  
(令和5年10月1日現在)

※ 四国行政評価支局のほか、徳島県、愛媛県及び高知県に職員が駐在します。  
駐在する施設は、「行政監視行政相談センター」です。

設 置 根 拠	四国行政評価支局：総務省設置法第 26 条、総務省組織令第 136 条											
所 掌 事 務	<p>1 政策評価に関する基本的事項の企画及び立案並びに政策評価に関する各府省及びデジタル庁の事務の総括に関する事。</p> <p>2 各府省及びデジタル庁の政策について、統一的若しくは総合的な評価を行い、又は政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための評価を行うこと。</p> <p>3 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。</p> <p>4 独立行政法人、特殊法人、認可法人（資本金の 2 分の 1 以上が国からの出資による法人であって、国の補助に係る業務を行うもの）の業務及び国の委任又は補助に係る業務の実施状況に関し必要な調査を行うこと。</p> <p>5 地方自治法第 2 条第 9 項第 1 号に規定する第 1 号法定受託事務に該当する地方公共団体の業務（各行政機関の業務と一体として把握される必要があるものに限る。）の実施状況に関し調査を行うこと。</p> <p>6 各行政機関の業務、4 の業務及び 5 の地方公共団体の業務に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事。</p> <p>7 行政相談委員に関する事。</p> <p>8 行政機関の機構、定員等に関する調査並びに資料の収集及び整理に関する事務</p> <p>9 行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 22 条第 2 項及び独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第 23 条第 2 項の案内所に関する事務</p> <p>10 行政機関が行う政策の評価に関する法律第 22 条の政策評価情報の所在案内窓口に関する事務</p>											
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県											
情報公開・個人情報保護窓口	<table border="1" data-bbox="405 1137 1426 1346"> <thead> <tr> <th data-bbox="405 1137 906 1176">担 当</th> <th data-bbox="906 1137 1426 1176">TEL</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="405 1176 906 1214">四国行政評価支局総務課</td> <td data-bbox="906 1176 1426 1214">(087) 826-0671</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1214 906 1252">徳島行政監視行政相談センター</td> <td data-bbox="906 1214 1426 1252">(088) 654-1531</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1252 906 1290">愛媛行政監視行政相談センター</td> <td data-bbox="906 1252 1426 1290">(089) 941-7701</td> </tr> <tr> <td data-bbox="405 1290 906 1328">高知行政監視行政相談センター</td> <td data-bbox="906 1290 1426 1328">(088) 824-4100</td> </tr> </tbody> </table>		担 当	TEL	四国行政評価支局総務課	(087) 826-0671	徳島行政監視行政相談センター	(088) 654-1531	愛媛行政監視行政相談センター	(089) 941-7701	高知行政監視行政相談センター	(088) 824-4100
担 当	TEL											
四国行政評価支局総務課	(087) 826-0671											
徳島行政監視行政相談センター	(088) 654-1531											
愛媛行政監視行政相談センター	(089) 941-7701											
高知行政監視行政相談センター	(088) 824-4100											

各種相談・案内窓口等

1 行政相談

内容：国・独立行政法人・特殊法人の仕事、県・市町村の仕事のうち法定受託事務、国の委任又は補助を受けて行っている仕事に関する苦情及び意見・要望

担 当	TEL (※)	FAX	受付ホームページアドレス
四国行政評価支局 首席行政相談官	0570-090110 (行政苦情 110 番)	(087) 826-0677	<a href="https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html">https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html</a>
徳島行政監視行政 相談センター		(088) 655-5158	
愛媛行政監視行政 相談センター		(089) 934-5917	
高知行政監視行政 相談センター		(088) 824-4194	

(※) お近くの四国行政評価支局又は行政監視行政相談センターにつながります。

2 情報公開・行政手続制度案内所

内容：情報公開法に基づく開示請求手続のほか、行政不服審査法に基づく審査請求手続、行政手続法の制度の仕組みなどを案内

担 当	TEL	受付ホームページアドレス
四国行政評価支局管理官	(087) 826-0712	<a href="https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html">https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html</a>
徳島行政監視行政相談センター	(088) 657-7063	
愛媛行政監視行政相談センター	(089) 941-7701	
高知行政監視行政相談センター	(088) 824-4101	

3 政策評価情報の所在案内窓口

内容：各行政機関の政策評価に関する情報の所在案内及び政策評価制度に関する相談、お問合せ

担 当	TEL	受付ホームページアドレス
四国行政評価支局管理官	(087) 826-0673	<a href="https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html">https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-chihou-form.html</a>
徳島行政監視行政相談センター	(088) 654-1531	
愛媛行政監視行政相談センター	(089) 941-7701	
高知行政監視行政相談センター	(088) 824-4100	

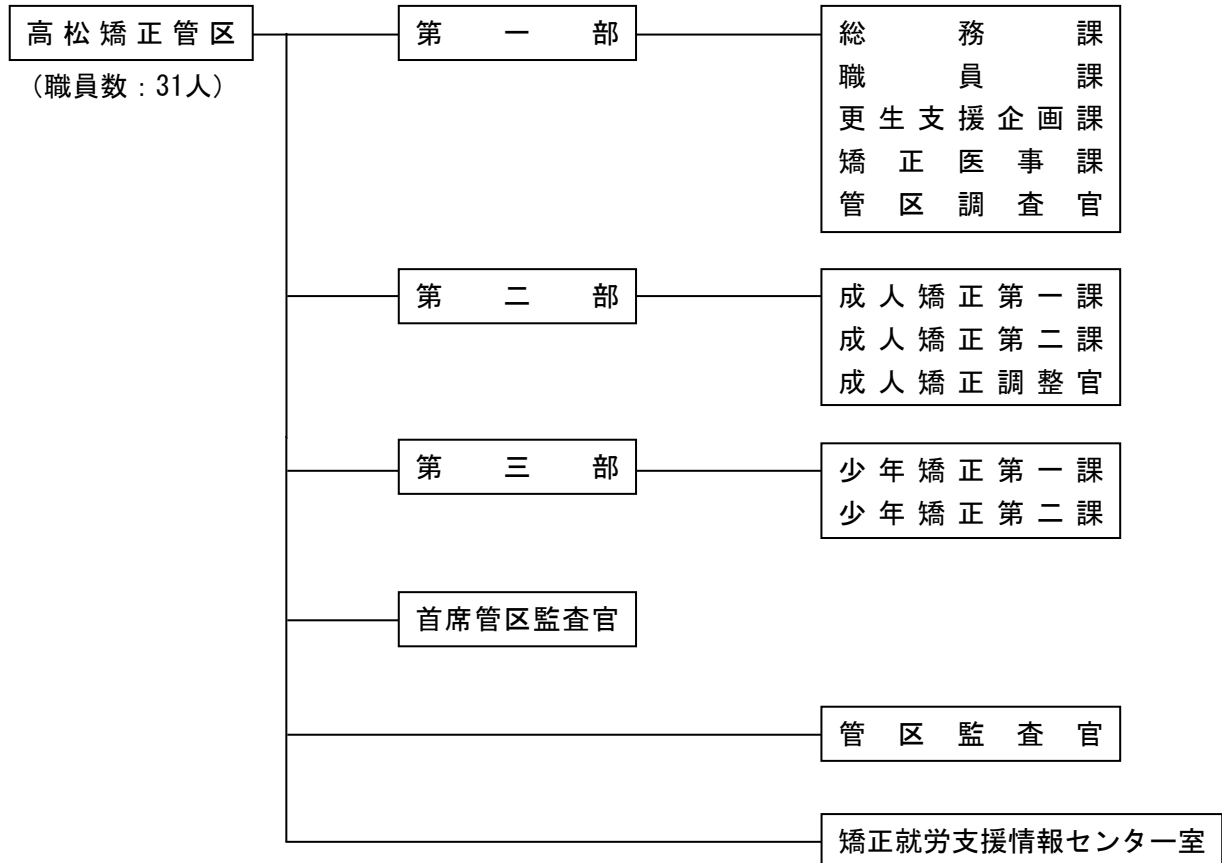


# 法 務 省

## 高松矯正管区

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
TEL (087) 822-4455 FAX (087) 826-1285

〔組織及び職員数〕



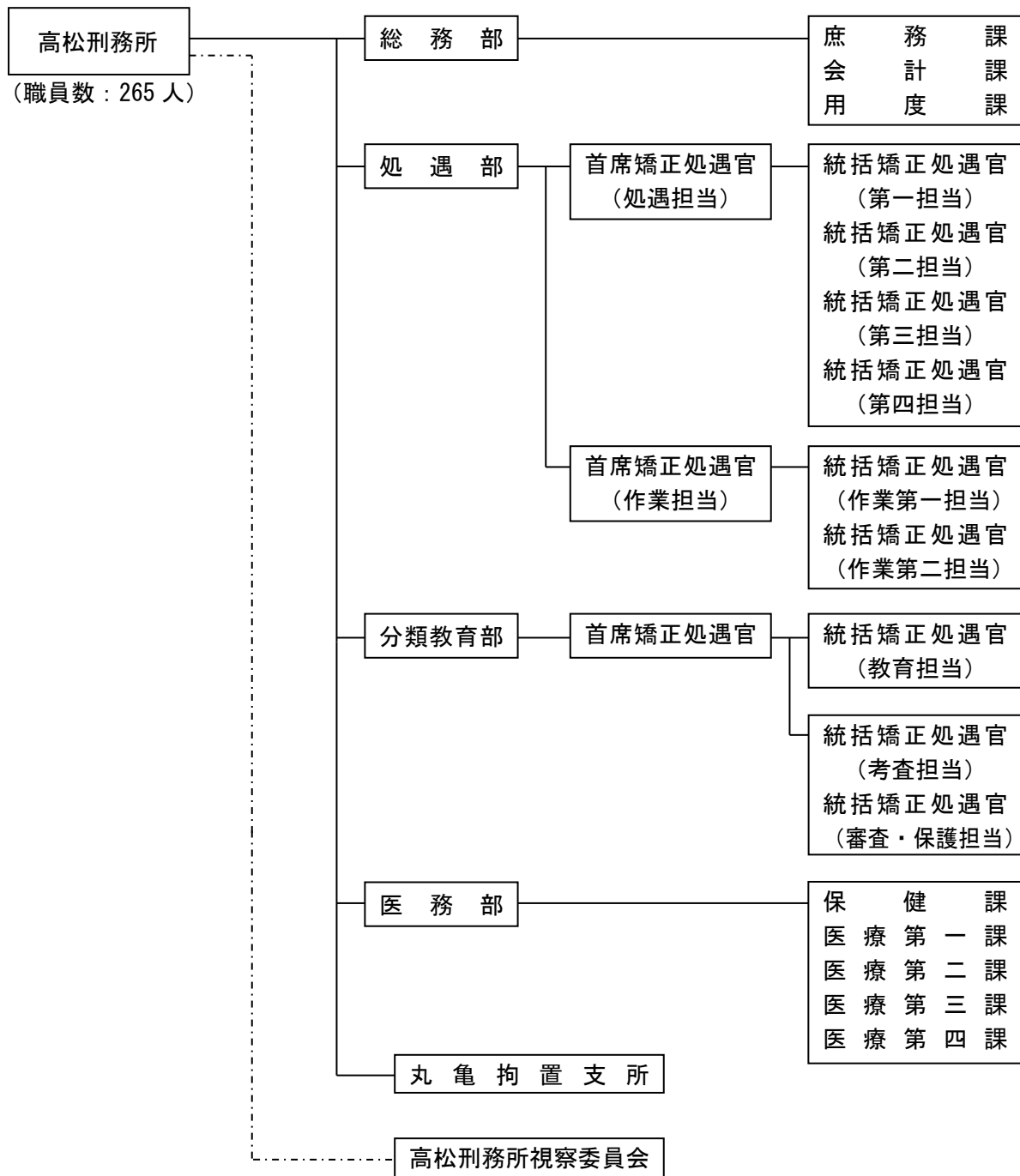
設 置 根 拠	法務省設置法第15条、第16条、法務省組織令第61条、第62条
所 掌 事 務	管轄区域内の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の運営の管理に関する事務を分掌する。
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：第一部 総務課 庶務係 TEL (087) 822-4455

# 高松刑務所

〒760-0067 高松市松福町 2-16-63  
 TEL (087) 821-6116 FAX (087) 826-1287

丸亀拘置支所 〒763-0034 丸亀市大手町 3 丁目 4-30  
 TEL (0877) 22-2807 (FAX 兼用)

## 〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	<p>刑 務 所：法務省設置法第 8 条、第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第 1 条</p> <p>拘置支所：法務省設置法第 9 条、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則第 26 条</p>
所 掌 事 務	<p>1 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）の規定により勾留される者及び死刑の言渡しを受けて拘置される者を収容し、これらの者に対し必要な処遇を行うこと</p> <p>2 前号に規定する者のほか、法令の規定により刑事施設その他これに附置する施設に収容すべきこととされる者及び収容することができることとされる者を収容すること</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL（087）822－4455</p> <p>（注）高松刑務所及び丸亀拘置所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。</p>

## 少年院

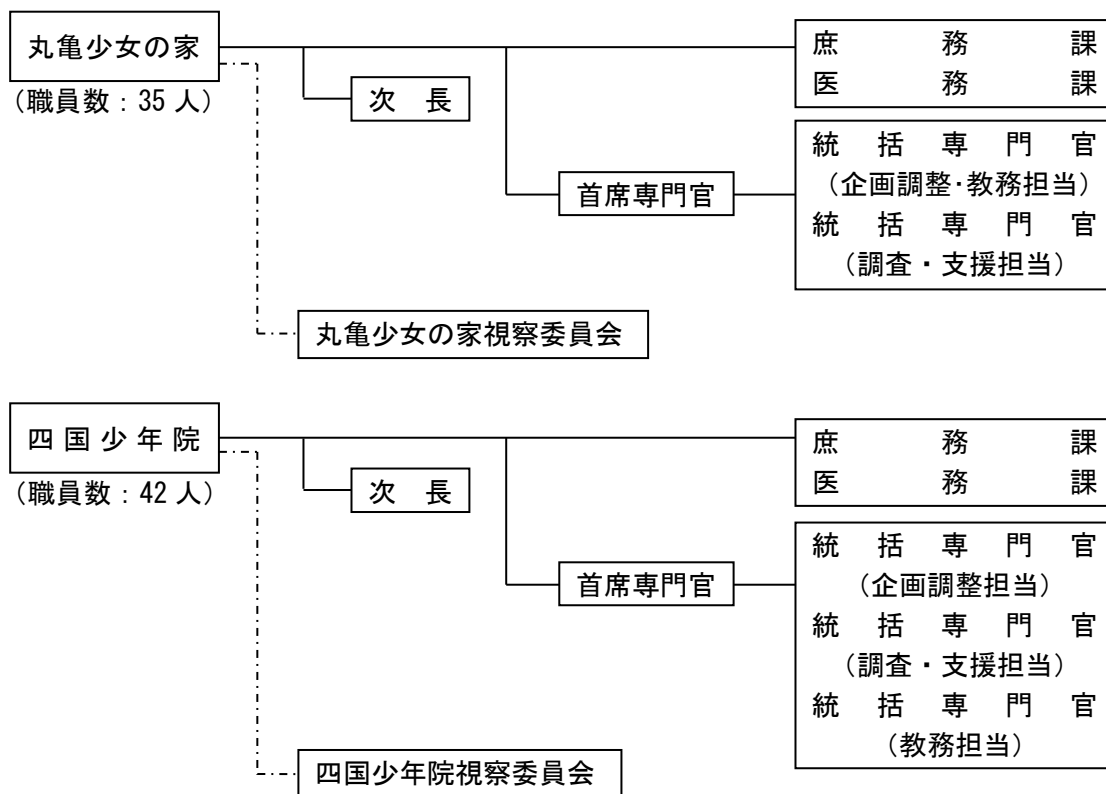
### 丸亀少女の家

〒763-0054 丸亀市中津町 28  
 TEL (0877) 22-9226 FAX (0877) 56-1076

### 四国少年院

〒765-0004 善通寺市善通寺町 2020  
 TEL (0877) 62-1251 FAX (0877) 56-5016

#### 〔組織及び職員数〕



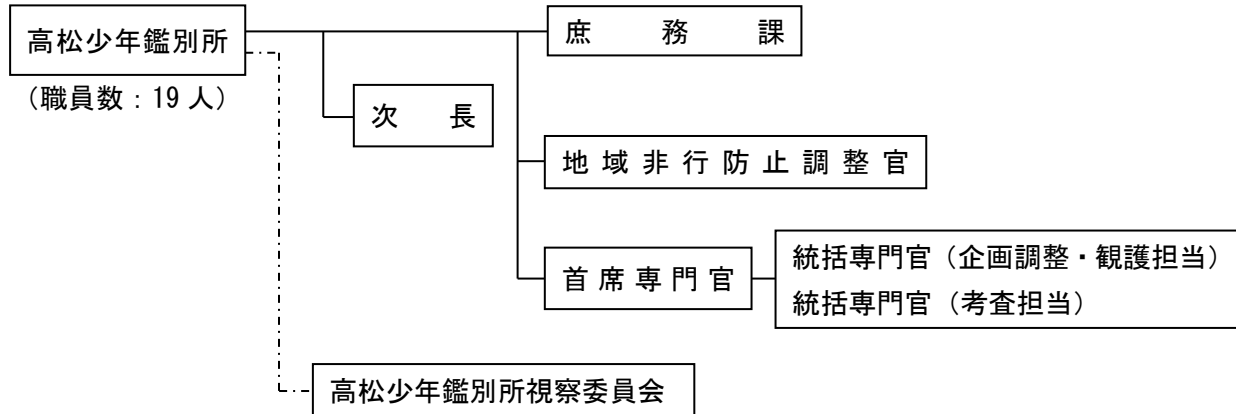
設置根拠	法務省設置法第8条、第10条、少年院及び少年鑑別所組織規則第1条
所掌事務	少年法（昭和23年法律第168号）第24条第1項第3号及び同法第64条第1項第3号の保護処分の執行を受ける者、同法第56条第3項の規定により少年院において懲役又は禁錮の刑の執行を受ける者、同法第66条第1項の規定により少年院に収容する旨の決定があった者、その他法令の規定により少年院に収容すべきこととされる者を収容し、これらの者に対し矯正教育その他の必要な処遇を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 (注) 丸亀少女の家、四国少年院に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。

# 高松少年鑑別所

〒760-0071 高松市藤塚町 3-7-28

TEL (087) 834-1770 FAX (087) 835-7488

## 〔組織及び職員数〕



設置根拠	法務省設置法第8条、第11条、少年院及び少年鑑別所組織規則第12条
所掌事務	1 鑑別対象者の鑑別を行うこと 2 観護の措置が執られて少年鑑別所に收容される者その他法令の規定により少年鑑別所に收容すべきこととされる者及び收容することができることとされる者を收容し、これらの者に対し必要な観護処遇を行うこと 3 少年鑑別所法の定めるところにより、非行及び犯罪の防止に関する援助を行うこと
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松矯正管区 第一部 総務課 TEL (087) 822-4455 (注) 高松少年鑑別所に関する情報の開示請求等は、高松矯正管区の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	相談・案内の名称：法務少年支援センター高松 対象範囲(内容)：子供の能力・性格の調査、問題行動の分析や指導方法の提案、子供や保護者に対する心理相談、事例検討会等への参加、研修・講演、法教育授業等、地域の関係機関等が主催する協議会等への参画、成人に対する心理相談・問題行動の分析、その他 担当課：地域非行防止調整官 受付電話番号：(087) 834-7112 窓口受付：平日 8:30~17:00 電話受付：平日 9:00~17:00 (いずれも、12:15~13:00の間を除く)

## 四国地方更生保護委員会

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階

TEL (087) 822-5090 FAX (087) 826-1286

(ホームページアドレス) [https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo\\_k\\_shikoku\\_shikoku.html](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_shikoku_shikoku.html)

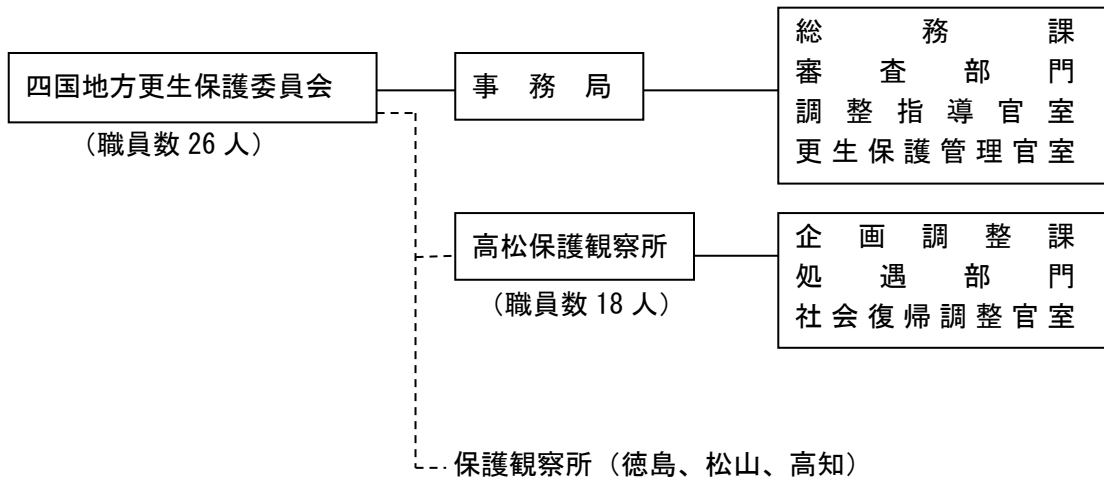
## 高松保護観察所

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎6階

TEL (087) 822-5445 FAX (087) 826-1261

(ホームページアドレス) [https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo\\_k\\_takamatsu\\_takamatsu.html](https://www.moj.go.jp/hogol/soumu/hogo_k_takamatsu_takamatsu.html)

### 〔組織及び職員数〕



(参考) 高松保護観察所の保護司数 593 人 (令和5年4月1日現在)

設 置 根 拠	地方更生保護委員会 法務省設置法第 15 条、第 17 条、法務省組織令第 63 条 保護観察所 法務省設置法第 15 条、第 24 条、法務省組織令第 68 条			
所 掌 事 務	地方更生保護委員会 保護司の委嘱、解嘱及び監督、保護司等の表彰、保護観察所の事務の監督、仮釈放の許可及び取消し並びに保護観察の停止、仮出場の許可、少年院からの仮退院及び退院の許可並びに少年院仮退院中の者の戻し収容手続、刑執行猶予者のうち保護観察に付された者の仮解除及びその取消し、受刑者及び在院者の生活環境の調整、更生保護に関する調査、研究及び企画、保護司の研修、更生保護事業の助長及び監督、更生保護に関する各種団体との連絡調整、犯罪被害者等施策等 保護観察所 保護司の選考、保護司等の表彰、犯罪の予防、保護司の組織及び教養訓練、更生保護事業の助長及び監督、犯罪予防活動の助長、社会資源の開拓及び活用、更生保護に関する調査等、更生緊急保護の措置、保護観察中の者の救護及び援護の措置、少年法による保護処分のうち保護観察に付された者・少年院からの仮退院中の者・仮釈放中の者・刑執行猶予者のうち保護観察に付された者の保護観察、受刑者及び在院者等の生活環境の調整、恩赦、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく精神保健観察等の制度に関する事務、犯罪被害者等施策			
管 轄 区 域	四国地方更生保護委員会：徳島県、香川県、愛媛県、高知県 高松保護観察所：香川県			
情報公開・個人情報保護窓口	四国地方更生保護委員会 担当：総務課 TEL (087) 822-5090 高松保護観察所 担当：企画調整課 TEL (087) 822-5445			
各種相談・案内窓口	窓口名称	内容等	担 当	TEL
	犯罪被害者対応窓口	犯罪被害者等への加害者(受刑者)の出所情報	四国地方更生保護委員会 審査部門	(087) 826-4055
保護観察対象者等に関する犯罪被害者等からの一般照会及び被害相談等		高松保護観察所 企画調整課	(087) 822-5447	

# 高松法務局

〒760-8508 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
 TEL (087) 821-6191 FAX (087) 826-1260  
 (ホームページアドレス) <https://houmukyoku.moj.go.jp/takamatsu/index.html>

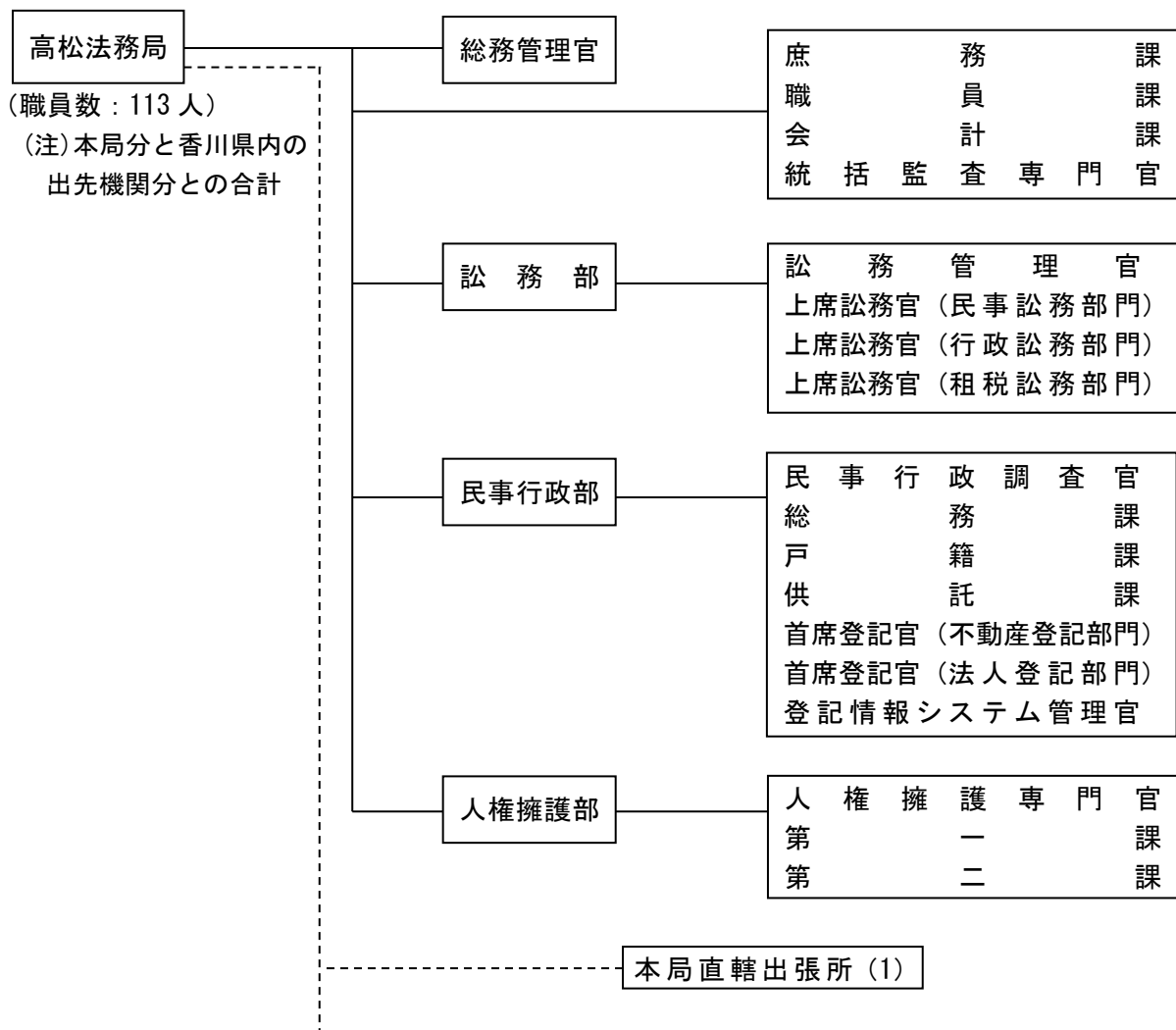
人権擁護部 〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階  
 TEL (087) 821-7850 FAX (087) 821-7852

寒川出張所 〒769-2323 さぬき市寒川町神前1641-1  
 TEL (0879) 43-4803 FAX (0879) 43-5169

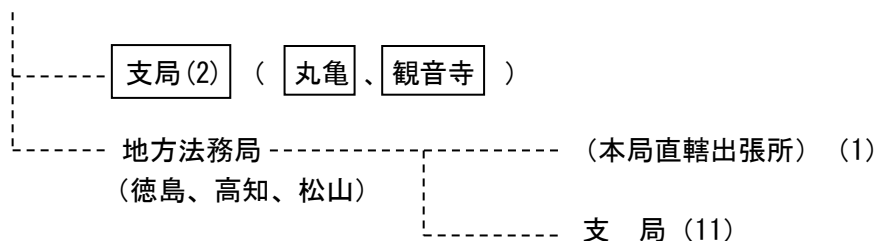
丸亀支局 〒763-0034 丸亀市大手町3-1-1  
 TEL (0877) 23-0228 FAX (0877) 23-0261

観音寺支局 〒768-0067 観音寺市坂本町5-19-11  
 TEL (0875) 25-4528 FAX (0875) 25-4529

## 〔組織及び職員数〕







(参考) 人権擁護委員：181人（令和5年4月1日現在）

設置根拠	<p>法務局：法務省設置法第15条、法務省組織令第64条          支局：法務省設置法第19条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第1条及び第3条          出張所：法務省設置法第20条、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則第1条及び第3条</p>										
所掌事務	<p>法務局：不動産登記、商業・法人登記、成年後見登記（証明書交付事務のみ）          動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）          債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）、電子認証、戸籍、国籍、供託、訟務、自筆証書遺言書保管、法定相続情報証明、相続土地国庫帰属          人権擁護部：人権          支局：不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ）          動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）          債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）          電子認証、戸籍、供託、人権、自筆証書遺言書保管、法定相続情報証明、          出張所：不動産登記、商業・法人登記（証明書交付事務、印鑑事務、印鑑カード事務のみ）          動産譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）          債権譲渡登記（概要記録事項証明書交付のみ）          電子認証、法定相続情報証明</p>										
管轄区域	<p>(不動産登記)</p> <table border="1" data-bbox="408 1350 1401 1637"> <thead> <tr> <th>法務局、支局等</th> <th>管轄区域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高松法務局</td> <td>高松市、小豆郡（土庄町、小豆島町）、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町</td> </tr> <tr> <td>丸亀支局</td> <td>丸亀市、善通寺市、坂出市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡（多度津町、琴平町、まんのう町）</td> </tr> <tr> <td>観音寺支局</td> <td>観音寺市、三豊市</td> </tr> <tr> <td>寒川出張所</td> <td>さぬき市、東かがわ市</td> </tr> </tbody> </table> <p>(商業・法人登記)          高松法務局が県全域を管轄し、支局及び出張所は、各種証明書交付事務、印鑑提出等に関する事務、印鑑カードに関する事務及び電子認証に関する事務のみ（自筆証書遺言書保管）          以下1から3のいずれかがある地の法務局又は地方法務局の本局又は支局（遺言書保管所）。ただし、既に遺言書を遺言書保管所に預けている方が、追加で遺言書の保管の申請をする場合又は遺言書の保管の撤回をする場合は、最初に保管の申請をした法務局又は地方法務局の本局又は支局（遺言書保管所）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 遺言者の住所地</li> <li>2 遺言者の本籍地</li> <li>3 遺言者が所有する不動産の所在地</li> </ol>	法務局、支局等	管轄区域	高松法務局	高松市、小豆郡（土庄町、小豆島町）、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町	丸亀支局	丸亀市、善通寺市、坂出市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡（多度津町、琴平町、まんのう町）	観音寺支局	観音寺市、三豊市	寒川出張所	さぬき市、東かがわ市
法務局、支局等	管轄区域										
高松法務局	高松市、小豆郡（土庄町、小豆島町）、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡綾川町										
丸亀支局	丸亀市、善通寺市、坂出市、綾歌郡宇多津町、仲多度郡（多度津町、琴平町、まんのう町）										
観音寺支局	観音寺市、三豊市										
寒川出張所	さぬき市、東かがわ市										

<p>情報公開・個人情報保護窓口</p>	<p>担当：高松法務局 庶務課 TEL (087) 821-6191 (代表) (注) 高松法務局及び香川県内の下部機関の情報開示請求等は、全て上記の窓口で受け付けています。</p>
<p>各種相談・案内窓口</p>	<p>1 登記手続案内 内容：不動産・法人登記等申請手続全般 担当：民事行政部不動産登記部門、法人登記部門 TEL (087) 821-6191 (代)</p> <p>2 戸籍・国籍相談 内容：無戸籍の方の戸籍に関する相談、国籍の取得等に関する相談、帰化申請手続 担当：民事行政部戸籍課 TEL (087) 821-6191 (代)</p> <p>3 供託・遺言書保管手続案内 内容：供託手続等全般、遺言書保管手続全般（ただし、遺言書の作成に関する相談を除く。） 担当：民事行政部供託課 TEL (087) 821-6191 (代)</p> <p>4 人権相談 内容：人権侵犯・人権に関する相談全般 担当：人権擁護部 TEL 0570-003-110 みんなの人権 110 番 0120-007-110 こどもの人権 110 番 0570-070-810 女性の人権ホットライン SNS(LINE)人権相談 @snsjinkensoudan インターネット人権相談受付窓口 <a href="https://www.jinken.go.jp">https://www.jinken.go.jp</a></p> <p>※ 各種相談・手続案内の受付時間は、平日の8時30分から17時15分までです（インターネット人権相談を除く。）。</p>

## 〔出入国在留管理庁〕

### 高松出入国在留管理局

総務課（総務、人事、会計等）、警備部門（退去強制業務）

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL (087) 822-5852 FAX (087) 826-1341

（ホームページアドレス） <https://www.moj.go.jp/isa/index.html>

審査部門（在留審査一般、空海港業務）

〒760-0011 高松市浜ノ町72-9 浜ノ町分庁舎

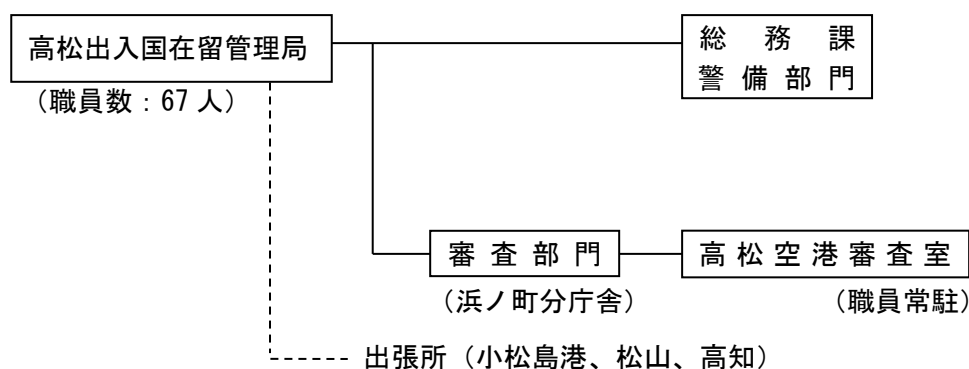
TEL (087) 822-5851

高松空港審査室 〒761-1401 高松市香南町岡1312-7 高松空港ビル内

（職員常駐）

TEL (087) 879-4541 FAX (087) 879-4541

#### 〔組織及び職員数〕



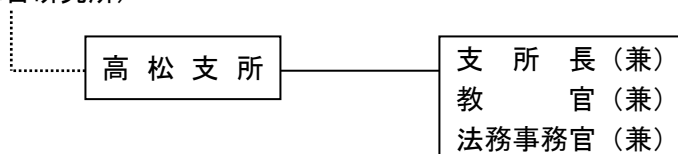
設置根拠	法務省設置法第31条、法務省組織令第83条
所掌事務	1 日本人の出国及び帰国並びに外国人の入国及び出国の管理に関すること 2 本邦における外国人の在留に関すること 3 外国人の退去強制に関すること 4 難民の認定に関すること
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	総務課 TEL (087) 822-5852
各種相談・案内窓口	外国人在留総合インフォメーションセンター ・内容：出入国管理行政に関する各種手続の案内及び意見・要望等の受付 TEL 0570-013904 (IP電話・PHS 海外から：03-5796-7112) E-mail： <a href="mailto:info-tokyo@i.moj.go.jp">info-tokyo@i.moj.go.jp</a> 高松出入国在留管理局審査部門 ・内容：出入国・外国人の在留に関する相談 TEL 087-822-5851 高松出入国在留管理局警備部門 ・内容：退去強制に関する相談 TEL 087-822-5879

## 法務総合研究所高松支所

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
TEL (087) 821-5631

### 〔組織及び職員数〕

(法務総合研究所)



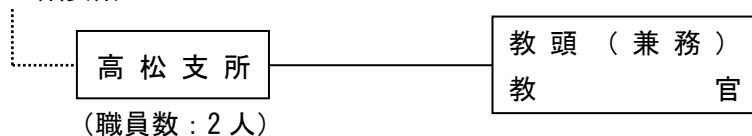
設置根拠	法務省組織令第57条、法務総合研究所組織規則第19条
所掌事務	法務省の職員（矯正の事務に従事する職員及び公安調査庁の職員を除く。）に対する研修の実施に関する事務
情報公開・個人情報保護窓口	担当：法務総合研究所 高松支所（高松高等検察庁 企画調査課内） TEL (087) 821-5631

## 矯正研修所高松支所

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
TEL (087) 822-4472 FAX (087) 826-1285

### 〔組織及び職員数〕

(矯正研修所)



(注) 教頭は、高松矯正管区との兼務である。

設置根拠	法務省組織令第59条、矯正研修所組織規則第13条
所掌事務	矯正の業務に従事する職員に対する職務上必要な研修の実施
情報公開・個人情報保護窓口	担当：矯正研修所 TEL (042) 500-5261 (注) 矯正研修所高松支所に関する情報の開示請求等は、矯正研修所(本所)の上記窓口で受け付けています。

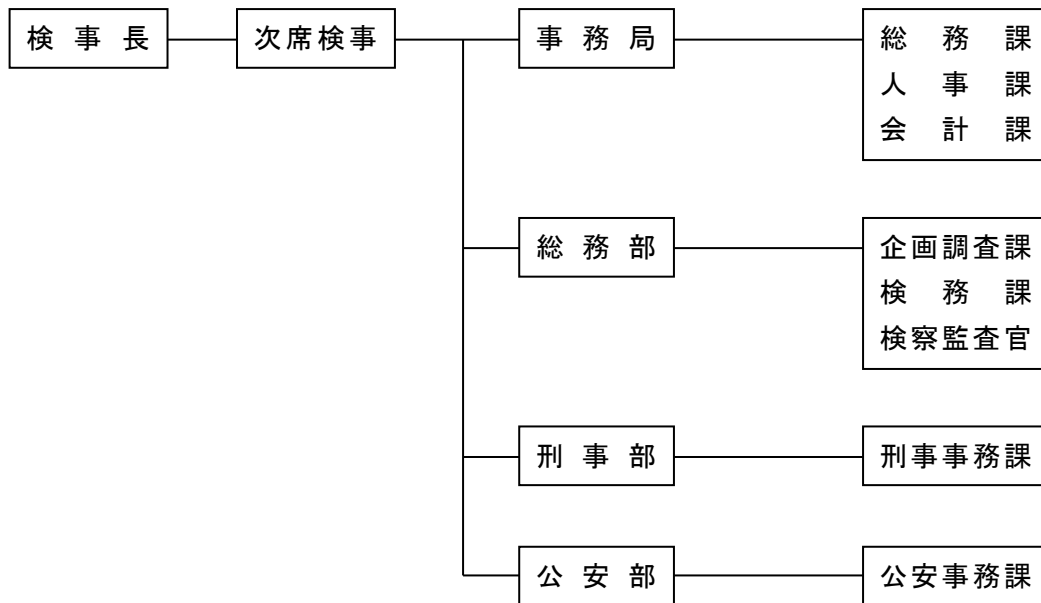
## 〔検察庁〕

### 高松高等検察庁

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
 TEL (087) 821-5631 FAX (087) 826-1283  
 (検察庁ホームページ) <https://www.kensatsu.go.jp/top.shtml>

#### 〔組織及び職員数〕

##### 高松高等検察庁



設置根拠	法務省設置法第14条、検察庁法第2条
所掌事務	刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を監督し、また、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松高等検察庁 総務部企画調査課 TEL (087) 821-5631

## 高松地方検察庁

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
 TEL (087) 822-5155 FAX (087) 826-1284  
 (検察庁ホームページ) <https://www.kensatsu.go.jp/top.shtml>

高松地方検察庁 丸亀支部 〒763-0034 丸亀市大手町3-4-30  
 TEL (0877) 23-5155 FAX (0877) 23-2806

高松地方検察庁 観音寺支部 〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-3  
 TEL (0875) 25-2217 FAX (0875) 23-2376

高松区検察庁 〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎  
 TEL (087) 822-5155 FAX (087) 826-1284

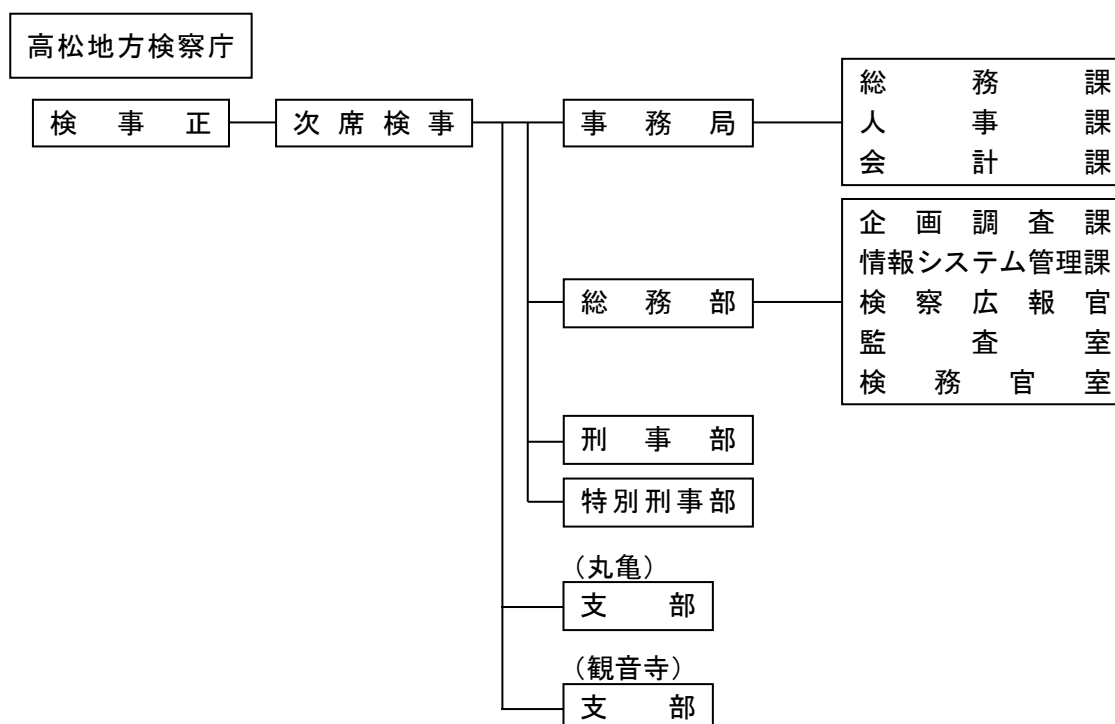
土庄区検察庁 高松地方検察庁内

丸亀区検察庁 〒763-0034 丸亀市大手町3-4-30  
 TEL (0877) 23-5155 FAX (0877) 23-2806

善通寺区検察庁 高松地方検察庁丸亀支部内

観音寺区検察庁 〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-3  
 TEL (0875) 25-2217 FAX (0875) 23-2376

### [組織]



設 置 根 拠	法務省設置法第 14 条、検察庁法第 2 条
所 掌 事 務	刑事について、公訴を行い、裁判所に法の正当な適用を請求し、かつ、裁判の執行を監督し、また、裁判所の権限に属するその他の事項についても職務上必要と認めるときは、裁判所に、通知を求め、又は意見を述べ、また、公益の代表者として他の法令がその権限に属させた事務を行う。
管 轄 区 域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松地方検察庁 企画調査課 TEL (087) 822-5155 (注) 高松地方検察庁及び各支部・区検察庁に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	犯罪被害者支援 内容等：犯罪被害に対する各種相談等 TEL (087) 825-2045 (被害者ホットライン)



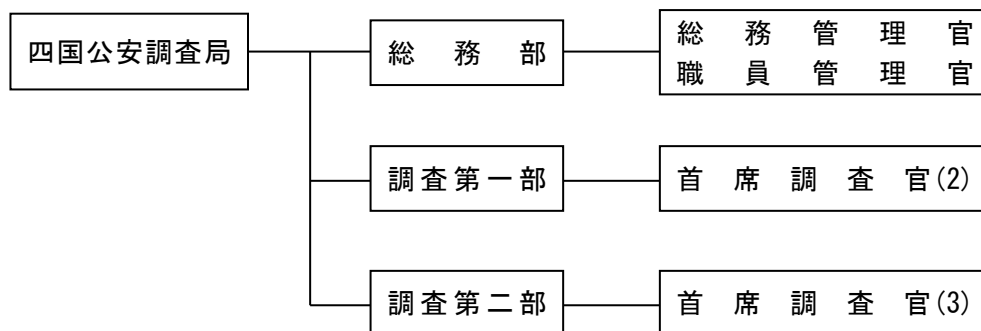
## 〔公安調査庁〕

### 四国公安調査局

〒760-0033 高松市丸の内1-1 高松法務合同庁舎

TEL (087) 822-6666

#### 〔組織〕



設置根拠	公安調査庁設置法第11条、法務省組織令第86条
所掌事務	1 破壊的団体の規制に関する調査に関すること。 2 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査に関すること。 3 無差別大量殺人行為を行った団体に対する規制措置に関すること。
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務部 総務管理官 TEL (087) 822-6666

# 財 務 省

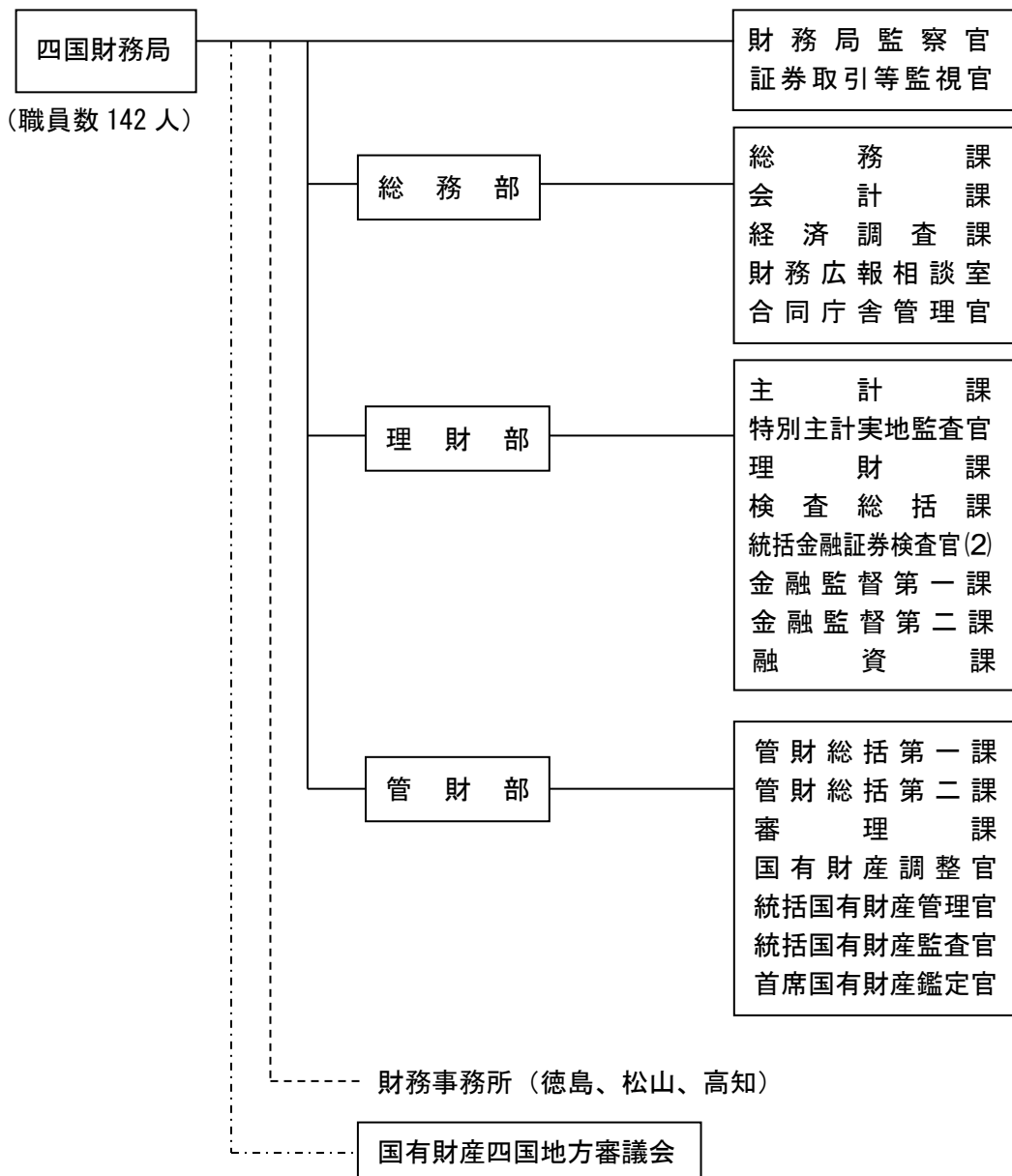
## 四国財務局

〒760-8550 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 6、7階

TEL (087) 811-7780 FAX (087) 823-2077

(ホームページアドレス) <https://lfb.mof.go.jp/shikoku/index.html>

[組織及び職員数]



設 置 根 拠	財務省設置法第 12 条、財務省組織令第 80 条
所 掌 事 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国の予算に関すること</li> <li>2 地方公共団体への財政融資資金の貸付に関すること</li> <li>3 銀行や信用金庫などの検査・監督に関すること</li> <li>4 保険会社（少額短期保険業者・生命保険募集人・損害保険代理店等）の検査・監督に関すること</li> <li>5 貸金業者や前払式支払手段発行者などの検査・監督に関すること</li> <li>6 金融商品取引業者（証券会社等）の監督に関すること</li> <li>7 金融犯罪防止への取組に関すること</li> <li>8 証券取引等の監視に関すること</li> <li>9 企業の財務内容の開示に関すること</li> <li>10 公認会計士試験の実施に関すること</li> <li>11 たばこ・塩事業に関すること</li> <li>12 外国為替検査などに関すること</li> <li>13 記念貨幣・個人向け国債の情報提供に関すること</li> <li>14 行政財産の有効活用のための総合調整及び国有財産の監査に関すること</li> <li>15 地域における国公有財産の最適利用（エリアマネジメント）に関すること</li> <li>16 国有財産を活用した地域貢献に関すること</li> <li>17 普通財産の売払いや貸付けに関すること</li> <li>18 国有財産の情報提供に関すること</li> <li>19 経済調査に関すること</li> <li>20 広報・相談に関すること</li> </ol>
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 TEL (087) 811-7780 (ホームページアドレス) <a href="https://lfb.mof.go.jp/shikoku/pageskhp00100016.html">https://lfb.mof.go.jp/shikoku/pageskhp00100016.html</a>
各種相談・案内窓口	四国財務局の所掌業務全般 担当：財務広報相談室 TEL (087) 811-7780 (ホームページアドレス) <a href="https://lfb.mof.go.jp/shikoku/pageskhp00100039.html">https://lfb.mof.go.jp/shikoku/pageskhp00100039.html</a>

## (神戸税関)

### 高松空港税関支署

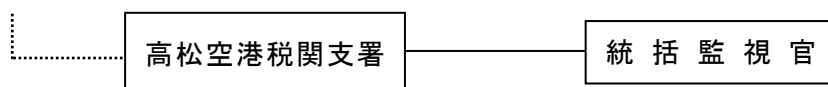
〒761-1401 高松市香南町岡 1312-7

TEL (087) 879-3889 FAX (087) 879-4669

(神戸税関ホームページアドレス) <https://www.customs.go.jp/kobe/>

#### [組織]

(神戸税関)



設置根拠	財務省設置法第17条、財務省組織規則第343条第1項
所掌事務	1 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。 2 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。 3 保税制度の運営に関すること。 4 通関業の監督に関すること。 5 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。 6 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。 7 金の輸出入の規制に関すること。 8 輸出入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。 9 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。 10 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。
管轄区域	香川県高松市及び綾歌郡のうち高松空港
情報公開・個人情報保護窓口	担当：坂出税関支署 管理課 TEL (0877) 44-9210 FAX (0877) 44-9213 (注) 高松空港税関支署に関する情報の開示請求等は、坂出税関支署の上記窓口で受け付けています。

## (神戸税関)

### 坂出税関支署

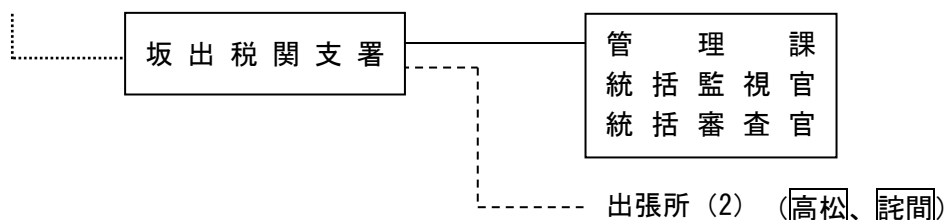
〒762-0002 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内  
TEL (0877) 44-9210 FAX (0877) 44-9213  
(神戸税関ホームページアドレス) <https://www.customs.go.jp/kobe/>

高松出張所 〒760-0064 高松市朝日新町1-30  
TEL (087) 851-2874 FAX (087) 823-1434

詫間出張所 〒769-1101 三豊市詫間町詫間1338-127  
TEL (0875) 83-3071 (FAX 兼用)

#### [組織]

(神戸税関)



設置根拠	税関支署：財務省設置法第17条、財務省組織規則第343条第1項 出張所：財務省設置法第17条、財務省組織規則第343条第2項
所掌事務	1 関税、とん税及び特別とん税並びに貨物割の賦課及び徴収に関すること。 2 関税に関する法令の規定による輸出入貨物、船舶、航空機及び旅客の取締りに関すること。 3 保税制度の運営に関すること。 4 通関業の監督に関すること。 5 製造たばこの特定販売業、塩特定販売業及び特殊用塩特定販売業を営む者の監督に関すること。 6 税関の所掌事務に関する外国為替の取引の管理及び調整に関すること。 7 金の輸出入の規制に関すること。 8 輸出入貨物に対して内国消費税の賦課及び徴収に関すること。 9 外国為替及び外国貿易法により、貨物の輸出又は輸入の取締りに関すること。 10 輸出入取引法により、貨物の輸出の取締りに関すること。
管轄区域	坂出税関支署：香川県（高松市及び綾歌郡のうち高松空港並びに香川郡を除く。） 高松出張所：香川県のうち、高松市（高松空港税関支署の管轄区域を除く。）、さぬき市、東かがわ市、木田郡 詫間出張所：香川県のうち、観音寺市、三豊市
情報公開・個人情報保護窓口	担当：坂出税関支署 管理課 TEL (0877) 44-9210 FAX (0877) 44-9213 (注) 坂出税関支署及び下部機関（各出張所）に関する情報の開示請求等は、坂出税関支署の上記窓口で受け付けています。

## (財務総合政策研究所)

### 四国研修支所

〒760-8550 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館（四国財務局内）  
TEL (087) 811-7780 FAX (087) 823-2077

#### 〔組織及び職員数〕

(財務総合政策研究所)



設置根拠	財務省組織令第67条第2項、第3項、財務省組織規則第56条
所掌事務	財務総合政策研究所の所掌事務のうち研修支所の所在地を管轄する財務局の職員の研修に関する事務を分掌する。
情報公開・個人情報保護窓口	担当：財務省大臣官房文書課情報公開・個人情報保護室 TEL (03) 3581-4111 (注) 財務総合政策研究所四国研修支所に関する情報の開示請求等は、本省の上記窓口で受け付けています。

〔国税庁〕

高松国税局

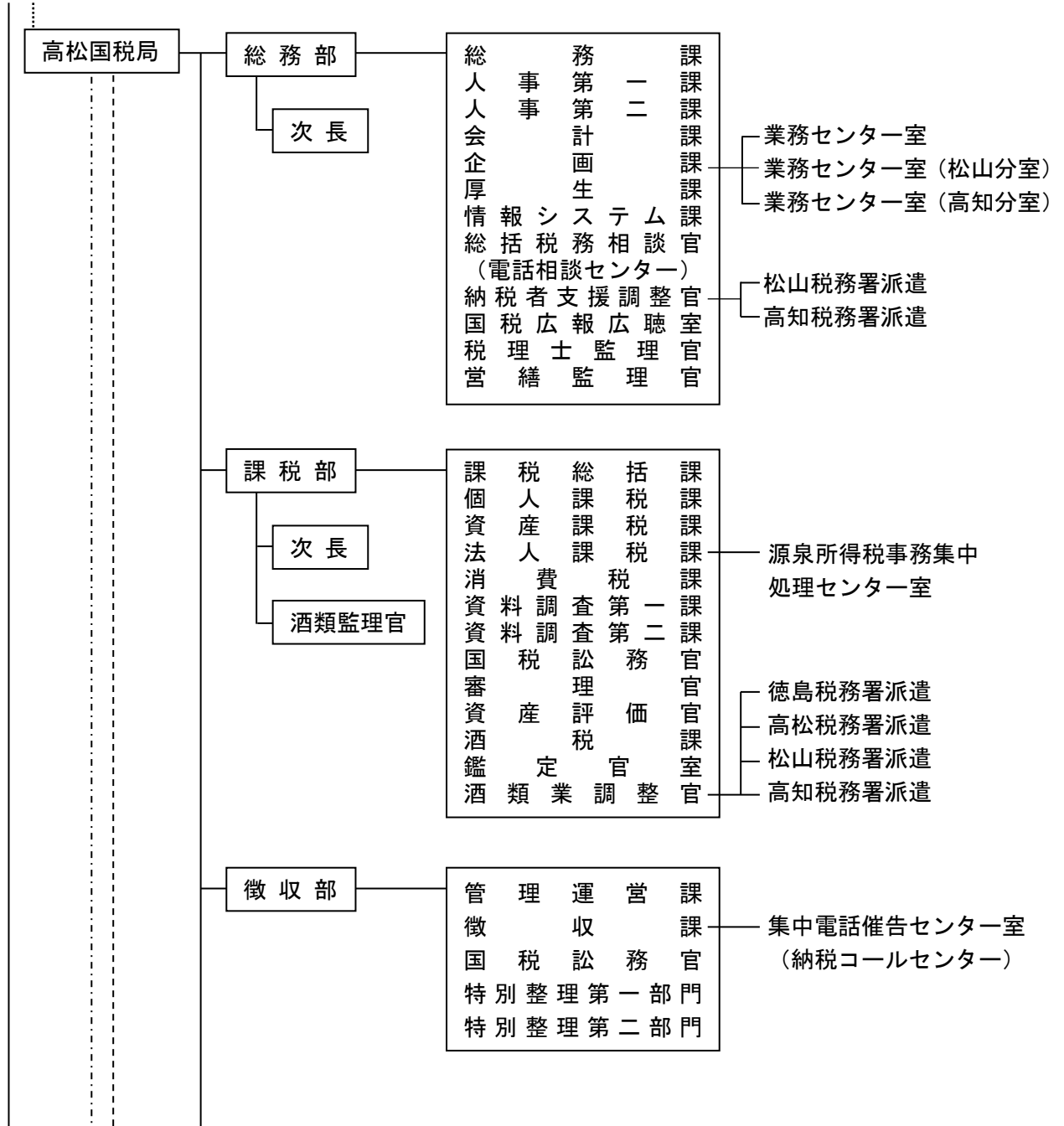
〒760-0018 高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎

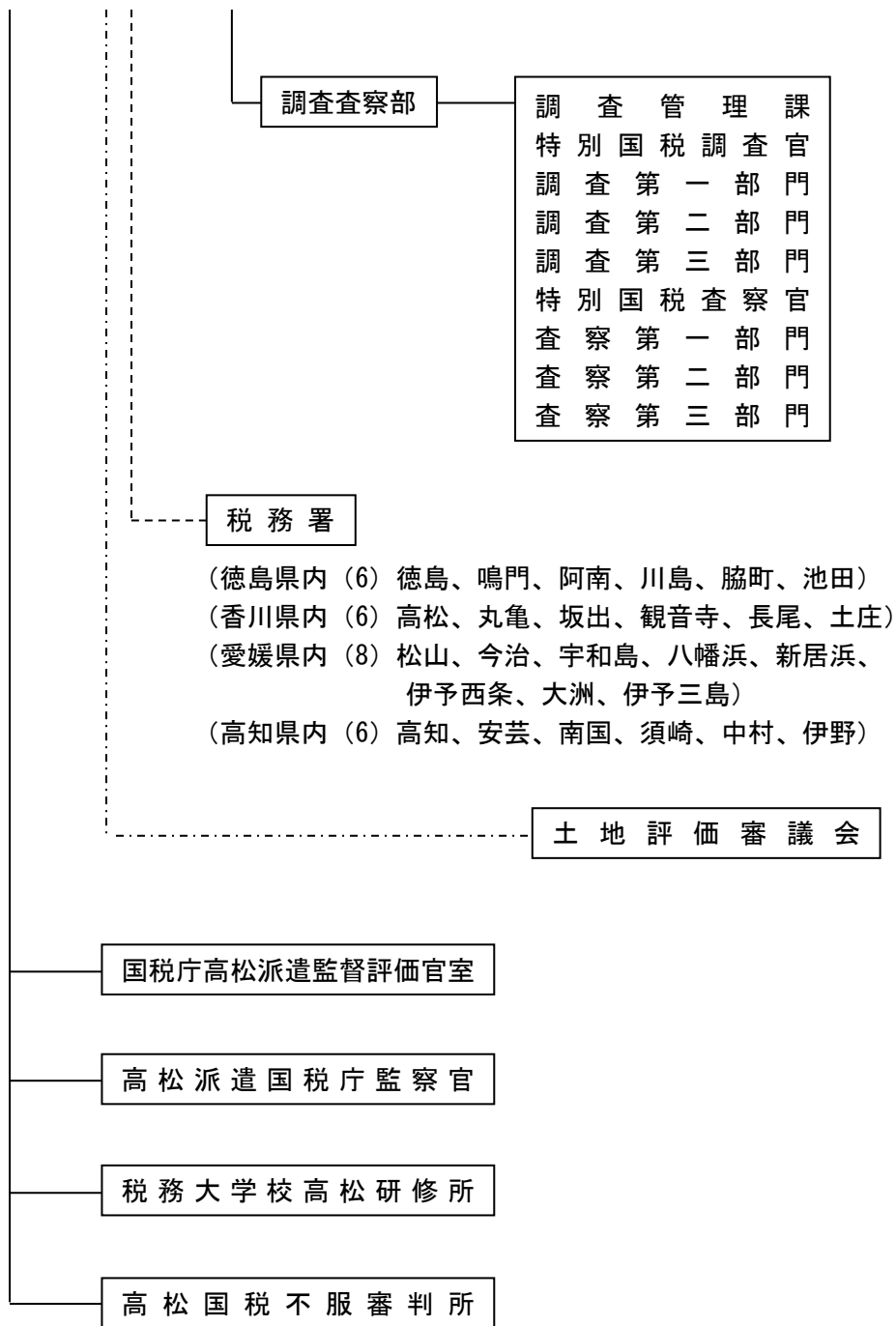
TEL (087) 831-3111 (代表)

(国税庁ホームページアドレス) <https://www.nta.go.jp>

〔組織〕

(国税庁)





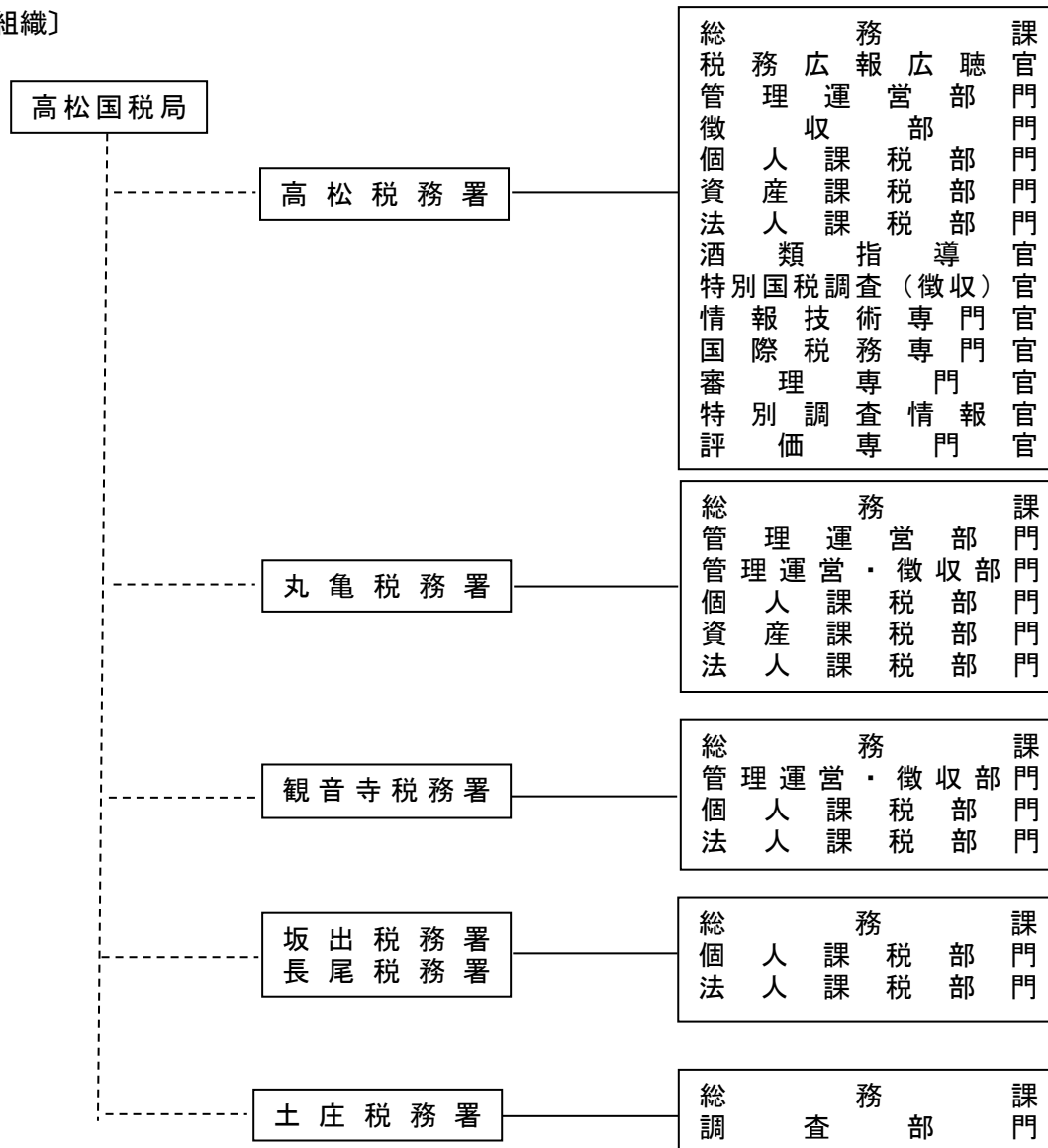





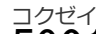
設 置 根 拠	財務省設置法第 23 条、財務省組織令第 96 条
所 掌 事 務	<p>総務部 人事、会計、厚生等、組織全体にかかわる管理事務、多岐にわたる税務行政全般の総合的な運営方針の企画・立案</p> <p>課税部 内国税（所得税、法人税、源泉所得税、消費税、相続税、贈与税、酒税、たばこ税等）の賦課に関する事務の企画・立案、調査、訟務事務、内国税の賦課に関する資料及び情報事務の管理並びに税務署の指導・監督等</p> <p>徴収部 申告・納税等に関する基本情報の処理事務、国税債権・債務の管理事務や滞納国税の徴収事務等についての企画・立案、大口滞納の滞納整理、延納の許可等の事務、訟務事務並びに税務署の指導・監督</p> <p>調査査察部 原則として資本金 1 億円以上の内国法人及び全ての外国法人の法人税・消費税並びに国・都道府県の特別会計やその他の公共法人に係る消費税の調査事務、内国税につき重要な犯則があると認められる納税義務者についての調査、検査及び犯則の取締りに関する事務</p>
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>高松国税局</p> <p>担当：総務課 税務情報専門官</p> <p>TEL (087) 831-3111 (代表)</p>

## (香川県内の税務署)

高松税務署	〒760-0018	高松市天神前2-10	高松国税総合庁舎 TEL (087) 861-4121 (代表)
丸亀税務署	〒763-0034	丸亀市大手町2丁目4-1	TEL (0877) 23-2221 (代表)
坂出税務署	〒762-0001	坂出市京町2丁目6-27	坂出合同庁舎 TEL (0877) 46-3131 (代表)
観音寺税務署	〒768-0067	観音寺市坂本町6丁目2-7	TEL (0875) 25-2191 (代表)
長尾税務署	〒769-2302	さぬき市長尾西871-1	TEL (0879) 52-2531 (代表)
土庄税務署	〒761-4104	小豆郡土庄町甲6192-2	TEL (0879) 62-1301 (代表)

[組織]



設置根拠	財務省設置法第24条、財務省組織規則第544条及び別表第九							
所掌事務	1 内国税の賦課及び徴収に関すること 2 税理士制度の運営に関すること 3 酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関すること（酒税の保全並びに酒類業の発達、改善及び調整に関する制度の企画及び立案を除く） 4 酒類に係る資源の有効な利用の確保に関すること 5 印紙の模造の取締りを行うこと 6 税務署の所掌事務に係る国際協力に関すること 7 1～6に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む）に基づき、税務署に属させられた事務							
管轄区域	高松税務署		高松市、香川郡、木田郡		丸亀税務署		丸亀市、善通寺市、仲多度郡	
	坂出税務署		坂出市、綾歌郡		観音寺税務署		観音寺市、三豊市	
	長尾税務署		さぬき市、東かがわ市		土庄税務署		小豆郡	
情報公開・個人情報保護窓口	署別	高松	丸亀	坂出	観音寺	長尾	土庄	
	担当	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	
	TEL	(087)	(0877)	(0877)	(0875)	(0879)	(0879)	
	(代表)	861-4121	23-2221	46-3131	25-2191	52-2531	62-1301	
各種相談・案内窓口	1 チャットボット（ふたば） チャットボット（ふたば）では、次の方法で質問すると、AI（人工知能）が自動回答します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ご質問したいことをメニューから選択</li> <li>・自由に文字で入力</li> </ul> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;">  <div> <p>相談可能税目について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①所得税・消費税の確定申告</li> <li>②インボイス制度</li> <li>③年末調整（利用期間：10月上旬～翌年1月下旬）</li> </ul> </div> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">             チャットボットはこちらから         </div>							
	2 タックスアンサー 国税のよくある質問に対する一般的な回答を次の方法で調べることができます。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自分に合った状況から探す（質問形式の検索）</li> <li>・キーワードによる検索</li> <li>・税金の分野ごとに調べる</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">             タックスアンサーはこちらから         </div>							
	3 国税相談専用ダイヤル  <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">   <b>0570-00-5901</b>（全国一律料金）         </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受付時間：平日 8:30～17:00（土日祝日及び12月29日～1月3日を除く）</li> <li>・令和5年11月1日（水）からご利用できます。</li> </ul>							

#### 4 税務相談

- ・内容：国税（所得税、相続税、贈与税、消費税、法人税等）に関する相談
- ・担当：最寄りの税務署の代表番号

高松税務署 (087) 861-4121

丸亀税務署 (0877) 23-2221

坂出税務署 (0877) 46-3131

観音寺税務署 (0875) 25-2191

長尾税務署 (0879) 52-2531

土庄税務署 (0879) 62-1301

- ・受付時間：平日の8：30～17：00
- ・電話による相談は、最寄りの税務署の代表電話番号へ電話をし、音声案内で案内番号「1」を選択すると電話相談センターにつながります（おかけになった税務署までの通話料金でご利用いただけます）。  
なお、国税に関する一般的なご相談を面接により希望される場合や相談内容が複雑で、関係書類等により事実関係の確認が必要であるものについては、最寄りの税務署で面接による相談を行っております。この場合は事前に連絡して相談日時の予約をしてください。

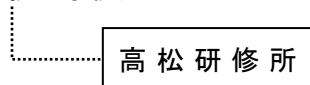
(税務大学校)

高松研修所

〒760-0018 高松市天神前 3-5 高松第二国税総合庁舎  
TEL (087) 831-3111 (代表)

〔組織〕

(税務大学校)



設置根拠	財務省組織令第 95 条、財務省組織規則第 425 条、第 438 条
所掌事務	高松国税局及びその管轄区域の税務署の職員に対する研修の実施に関する事務
情報公開・個人情報保護窓口	担当：税務大学校高松研修所 総務係 TEL (087) 831-3111 (代表)

## (国税不服審判所)

### 高松国税不服審判所

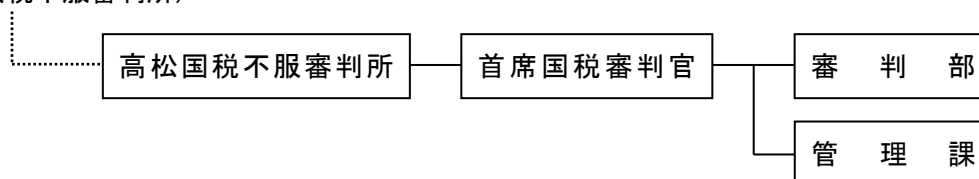
〒760-0018 高松市天神前 3-5 高松第二国税総合庁舎

TEL (087) 861-5635

(ホームページアドレス) <https://www.kfs.go.jp>

#### [組織]

##### (国税不服審判所)



設置根拠	財務省設置法第 22 条、国税通則法第 78 条、国税不服審判所組織令第 3 条、国税不服審判所組織規則第 1 条
所掌事務	国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する裁決を行う
情報公開・個人情報保護窓口	担当：管理課 TEL (087) 861-5635
各種相談・案内窓口	国税に関する法律に基づく処分についての審査請求に対する相談 担当：管理課 TEL (087) 861-5635

(国税庁長官官房総務課監督評価官室)

国税庁高松派遣監督評価官室

〒760-0018 高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎

TEL (087) 831-3111 (代表)

〔組織〕

(国税庁長官官房総務課監督評価官室)

国税庁高松派遣監督評価官室

設置根拠	財務省組織規則第405条第1項及び第5項
所掌事務	1 国税庁の所掌事務の監察（実績の評価に関する事務を除く。）に関すること 2 実績の評価に関する事務の実施に関すること
情報公開・個人情報保護窓口	担当：国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 TEL (03) 3581-4161 (代表) (注) 高松派遣監督評価官室に関する情報の開示請求等は、国税庁（本庁）の上記窓口で受け付けています。

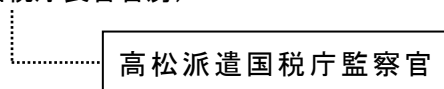
(国税庁長官官房)

高松派遣国税庁監察官

〒760-0018 高松市天神前2-10 高松国税総合庁舎  
TEL (087) 831-3111 (代表)

〔組織〕

(国税庁長官官房)



設置根拠	財務省設置法第26条
所掌事務	国税庁の職員について職務上必要な監察、所属職員の犯罪に関する捜査及び必要な措置
情報公開・個人情報保護窓口	担当：国税庁長官官房総務課情報公開・個人情報保護室 TEL (03) 3581-4161 (代表) (注) 高松派遣国税庁監察官に関する情報の開示請求等は、国税庁(本庁)の上記窓口で受け付けています。



# 厚生労働省

## (広島検疫所)

### 坂出出張所

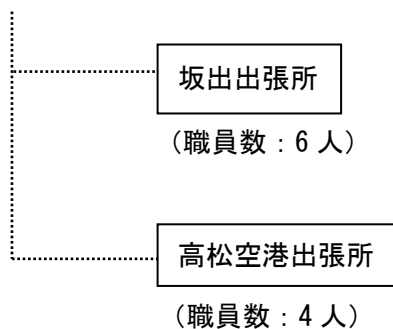
〒762-0002 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎2階  
TEL (0877) 46-4279 FAX (0877) 46-4788

### 高松空港出張所

〒761-1401 高松市香南町岡1312-7  
TEL (087) 879-4503 FAX (087) 879-4561

#### [組織及び職員数]

##### (広島検疫所)



設置根拠	厚生労働省設置法第16条、厚生労働省組織規則第118条
所掌事務	検疫港及び検疫飛行場における検疫及び防疫
受持検疫港	坂出出張所：坂出港 高松空港出張所：高松空港
情報公開・個人情報保護窓口	担当：広島検疫所 総務課 TEL (082) 251-4785 FAX (082) 254-4984 E-mail: <a href="mailto:hiroshimakenekisho-soumu@mhlw.go.jp">hiroshimakenekisho-soumu@mhlw.go.jp</a> (注) 広島検疫所坂出出張所、高松空港出張所に関する情報の開示請求等は、広島検疫所(本所)の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	海外での感染症情報、予防接種案内 担当：坂出出張所及び高松空港出張所 (坂出) TEL (0877) 46-4279 FAX (0877) 46-4788 E-mail: <a href="mailto:hiroshimakenekisho-sakaidemhlw.go.jp">hiroshimakenekisho-sakaidemhlw.go.jp</a> (高松空港) TEL (087) 879-4503 FAX (087) 879-4561 E-mail: <a href="mailto:hiroshimakenekisho-takamatsukuukou@mhlw.go.jp">hiroshimakenekisho-takamatsukuukou@mhlw.go.jp</a>

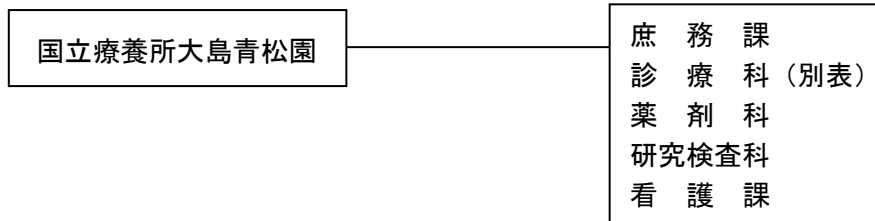
## 国立療養所大島青松園

〒761-0198 高松市庵治町 6034-1

TEL (087) 871-3131 FAX (087) 871-4821

(ホームページアドレス) [https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuu/hansen/osima/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuu/hansen/osima/)

### 〔組織〕



(別表)

内 科	外 科	整 形 外 科	形 成 外 科	皮 膚 科	眼 科	耳 鼻 い ん こ う 科	歯 科
--------	--------	------------------	------------------	-------------	--------	---------------------------------	--------

設置根拠	厚生労働省設置法第 16 条、厚生労働省組織規則第 474 条、475 条、486 条～493 条
所掌事務	特殊な療養を要する者に対して、医療を行い、併せて医療の向上に寄与すること
情報公開・個人情報保護窓口	担当：庶務課 TEL (087) 871-3131 内線 (6124)
各種相談・案内窓口	施設見学 内容：ハンセン病について正しい知識と理解を得ることを目的とした見学 担当：庶務課福祉室 TEL (087) 871-3131 内線 (6132)

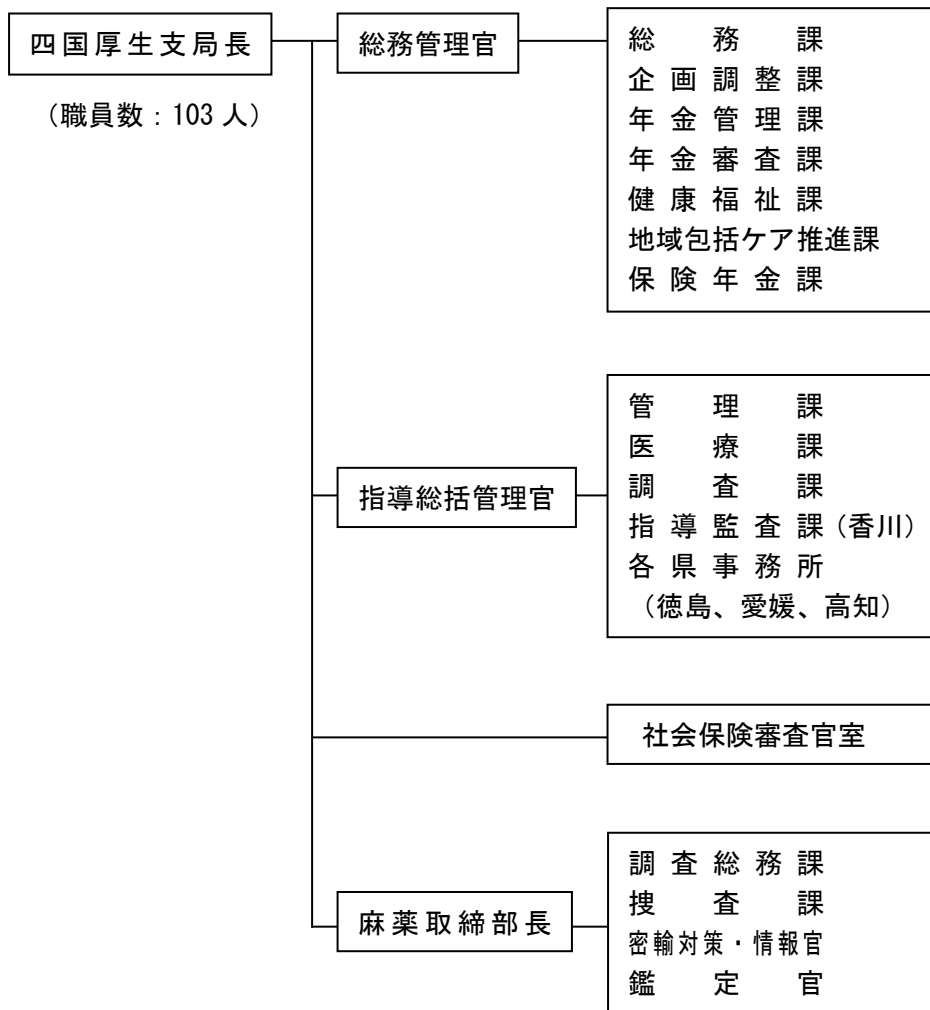
## 四国厚生支局

〒760-0019 高松市サンポート 3 番 33 号 高松サンポート合同庁舎北館 4 階

TEL (087) 851-9565 FAX (087) 822-6299

(ホームページアドレス) <https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/shikoku/index.html>

### 〔組織及び職員数〕



設 置 根 拠	厚生労働省設置法第 19 条、厚生労働省組織令第 154 条
主 な 所 掌 業 務	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医師、看護師等各種国家試験業務（5 種類）</li> <li>2 保健衛生、福祉関係の補助金等の交付、連絡調整に関する業務</li> <li>3 各種養成施設の指定及び監督等に関する事務</li> <li>4 医療の安全に関する取組の普及及び啓発に関する事務</li> <li>5 健康保険組合、厚生年金基金、国民年金基金、確定給付企業年金及び確定拠出年金に係る認可、承認及び指導監督、国民健康保険の保険者等の指導</li> <li>6 麻薬、向精神薬、大麻、あへん及び覚醒剤等の取締り、国際共助、許認可、鑑定及び啓発活動</li> <li>7 医療監視員に関すること</li> <li>8 健康保険事業、船員保険事業、国民健康保険事業及び後期高齢者医療制度に係る療養に関する監督を行うこと</li> <li>9 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、その他医療保険事業の療養担当者に対する指導監督、施設基準等の申請・届出事務</li> <li>10 柔道整復師、はり師、きゅう師及びあん摩マッサージ指圧師の施術に係る受領委任の契約等の締結・登録及び承認の事務、指導監査等</li> <li>11 地方社会保険医療協議会及び協議会に置かれる部会の庶務を行うこと</li> <li>12 管内の全国健康保険協会支部及び社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督</li> <li>13 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員、収納職員の認可</li> <li>14 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可</li> <li>15 年金記録の訂正の請求及びこれに関する調査</li> <li>16 地方年金記録訂正審議会部会の運営</li> <li>17 市町村に交付する国民年金事務費交付金等に係る審査</li> <li>18 厚生労働大臣及び日本年金機構等が行った処分決定に対する審査請求の審査事務</li> <li>19 地域包括ケアシステムの構築の支援に関する企画・立案・調整</li> </ol>
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 TEL (087) 851-9565
各種相談・案内窓口	薬物・再乱用防止相談電話 対象：麻薬、覚醒剤等の乱用者若しくはその家族、友人等 担当：麻薬取締部 TEL (087) 823-8800

## 香川労働局

- 〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2、3階  
(総務部総務課) TEL (087) 811-8915  
( " 労働保険徴収室) TEL (087) 811-8917  
(雇用環境・均等室) TEL (087) 811-8924  
(労働基準部監督課) TEL (087) 811-8918  
( " 健康安全課) TEL (087) 811-8920  
( " 賃金室) TEL (087) 811-8919  
( " 労災補償課) TEL (087) 811-8921  
(職業安定部職業安定課) TEL (087) 811-8922  
( " 雇用保険電子申請事務センター) TEL (087) 823-0514  
( " 需給調整事業室) TEL (087) 806-0010  
( " 職業対策課) TEL (087) 811-8923  
( " 訓練課) TEL (087) 804-8900
- 〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟12階  
(助成金センター) TEL (087) 823-0505

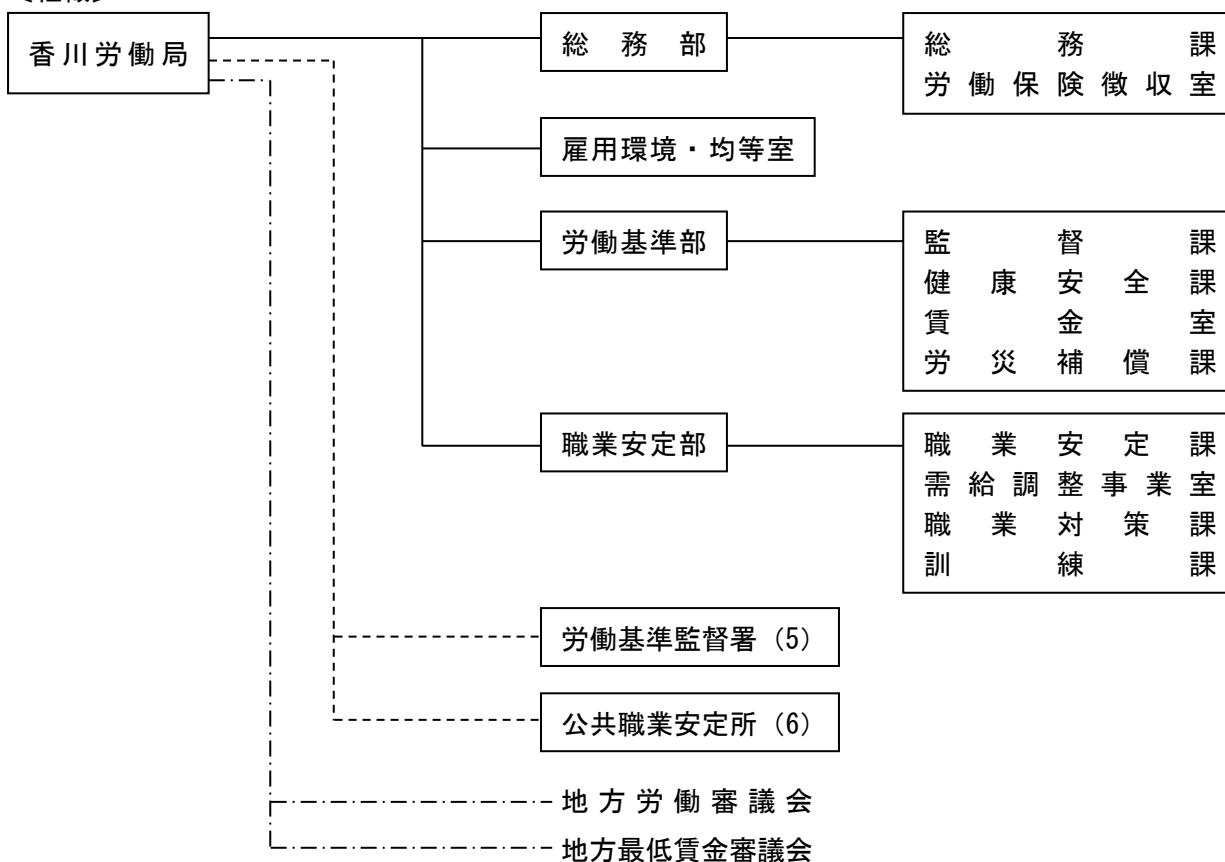
### ○労働基準監督署

- 高松労働基準監督署 〒760-0019 高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎北館2階  
TEL (087) 811-8945 (総務関係、安全衛生関係)  
(087) 811-8946 (労働条件関係)  
(087) 811-8948 (労災保険関係)
- 小豆島駐在事務所 〒761-4104 小豆郡土庄町甲6195-11  
TEL (0879) 62-0097
- 丸亀労働基準監督署 〒763-0034 丸亀市大手町3-1-2  
TEL (0877) 22-6244
- 坂出労働基準監督署 〒762-0003 坂出市久米町1-15-55  
TEL (0877) 46-3196
- 観音寺労働基準監督署 〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1  
TEL (0875) 25-2138
- 東かがわ労働基準監督署 〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎3階  
TEL (0879) 25-3137

### ○公共職業安定所

- 高松公共職業安定所 〒761-8566 高松市花ノ宮町2-2-3  
TEL (087) 869-8609
- しごとプラザ高松 〒760-0029 高松市丸亀町13-2  
TEL (087) 823-8609
- 丸亀公共職業安定所 〒763-0033 丸亀市中府町1-6-36  
TEL (0877) 21-8609
- 坂出公共職業安定所 〒762-0001 坂出市京町2-6-27 坂出合同庁舎2階  
TEL (0877) 46-5545
- 観音寺公共職業安定所 〒768-0067 観音寺市坂本町7-8-6  
TEL (0875) 25-4521
- さぬき公共職業安定所 〒769-2301 さぬき市長尾東889-1  
TEL (0879) 52-2595
- 東かがわ出張所 〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 大内地方合同庁舎1階  
TEL (0879) 25-3167
- 土庄公共職業安定所 〒761-4104 小豆郡土庄町甲6195-3  
TEL (0879) 62-1411

〔組織〕



設置根拠	<p>香川労働局：厚生労働省設置法第17条、第21条、厚生労働省組織令第156条          労働基準監督署：厚生労働省設置法第22条、厚生労働省組織規則第789条          公共職業安定所：厚生労働省設置法第23条、第24条、厚生労働省組織規則第792条</p>
所掌事務	<p>労働局：一般労働条件の確保・改善対策の推進、労働災害防止対策の推進、最低賃金及び最低工賃の決定、労働に関する各種統計調査の実施、労働保険の適用及び労働保険料の徴収、労災保険事業、関係審議会の運営、雇用保険事業、労働者派遣事業等の指導監督、高齢者・障害者及び外国人等への雇用対策・雇用管理、公的職業訓練制度の実施、男女雇用機会均等確保及び育児・介護休業等制度の定着推進業務、個別労働紛争解決制度の施行等</p> <p>労働基準監督署：一般労働条件の確保・改善に係る指導、労働安全に関する指導、労働衛生に関する指導、労災保険に関すること等</p> <p>公共職業安定所：職業相談、職業指導、職業紹介、雇用管理指導、雇用情報提供、各助成措置及び雇用保険の適用・給付等</p>
管轄区域	<p>香川労働局：香川県          労働基準監督署：厚生労働省組織規則第789条に基づく別表第四に定める区域          公共職業安定所：厚生労働省組織規則第792条に基づく別表第五に定める区域          （出張所の管轄区域は「公共職業安定所の出張所の管轄区域」に定める区域）</p>

<p>情報公開・個人情報保護窓口</p>	<p>担当：香川労働局 総務部 総務課 TEL (087) 811-8915 (注) 上記担当では、香川労働局及びその下部機関（労働基準監督署、公共職業安定所）に関する情報開示請求を受け付けています。</p>																					
<p>各種相談・案内窓口</p>	<p>個別労働紛争解決制度等の労働相談</p> <table border="1" data-bbox="406 499 1406 1344"> <thead> <tr> <th data-bbox="406 499 815 539">名称</th> <th data-bbox="815 499 1219 539">所在地</th> <th data-bbox="1219 499 1406 539">電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="406 539 815 701"> <p>香川労働局 総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p> </td> <td data-bbox="815 539 1219 701"> <p>〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 香川労働局雇用環境・均等室内</p> </td> <td data-bbox="1219 539 1406 701"> <p>087-811-8916</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 701 815 862"> <p>高松総合労働相談コーナー</p> </td> <td data-bbox="815 701 1219 862"> <p>〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 高松労働基準監督署内</p> </td> <td data-bbox="1219 701 1406 862"> <p>087-806-0280</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 862 815 981"> <p>丸亀総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p> </td> <td data-bbox="815 862 1219 981"> <p>〒763-0034 丸亀市大手町3丁目1番2号 丸亀労働基準監督署内</p> </td> <td data-bbox="1219 862 1406 981"> <p>0877-22-6244</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 981 815 1099"> <p>坂出総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p> </td> <td data-bbox="815 981 1219 1099"> <p>〒762-0003 坂出市久米町1-15-55 坂出労働基準監督署内</p> </td> <td data-bbox="1219 981 1406 1099"> <p>0877-46-3196</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1099 815 1218"> <p>観音寺総合労働相談コーナー</p> </td> <td data-bbox="815 1099 1219 1218"> <p>〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1 観音寺労働基準監督署内</p> </td> <td data-bbox="1219 1099 1406 1218"> <p>0875-25-2138</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 1218 815 1344"> <p>東かがわ総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p> </td> <td data-bbox="815 1218 1219 1344"> <p>〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 東かがわ労働基準監督署内</p> </td> <td data-bbox="1219 1218 1406 1344"> <p>0879-25-3137</p> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	電話番号	<p>香川労働局 総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 香川労働局雇用環境・均等室内</p>	<p>087-811-8916</p>	<p>高松総合労働相談コーナー</p>	<p>〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 高松労働基準監督署内</p>	<p>087-806-0280</p>	<p>丸亀総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒763-0034 丸亀市大手町3丁目1番2号 丸亀労働基準監督署内</p>	<p>0877-22-6244</p>	<p>坂出総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒762-0003 坂出市久米町1-15-55 坂出労働基準監督署内</p>	<p>0877-46-3196</p>	<p>観音寺総合労働相談コーナー</p>	<p>〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1 観音寺労働基準監督署内</p>	<p>0875-25-2138</p>	<p>東かがわ総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 東かがわ労働基準監督署内</p>	<p>0879-25-3137</p>
名称	所在地	電話番号																				
<p>香川労働局 総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 香川労働局雇用環境・均等室内</p>	<p>087-811-8916</p>																				
<p>高松総合労働相談コーナー</p>	<p>〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館2階 高松労働基準監督署内</p>	<p>087-806-0280</p>																				
<p>丸亀総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒763-0034 丸亀市大手町3丁目1番2号 丸亀労働基準監督署内</p>	<p>0877-22-6244</p>																				
<p>坂出総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒762-0003 坂出市久米町1-15-55 坂出労働基準監督署内</p>	<p>0877-46-3196</p>																				
<p>観音寺総合労働相談コーナー</p>	<p>〒768-0060 観音寺市観音寺町甲3167-1 観音寺労働基準監督署内</p>	<p>0875-25-2138</p>																				
<p>東かがわ総合労働相談コーナー (注) 女性相談員がいます(令和5年4月1日現在)</p>	<p>〒769-2601 東かがわ市三本松591-1 東かがわ労働基準監督署内</p>	<p>0879-25-3137</p>																				

# 農 林 水 産 省

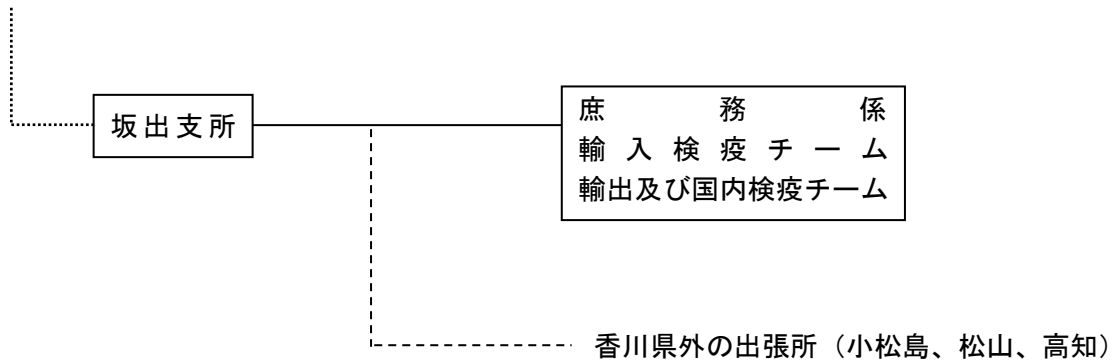
## (神戸植物防疫所)

### 坂出支所

〒762-0002 坂出市入船町1-6-10 坂出港湾合同庁舎内  
 TEL (0877) 46-4108 FAX (0877) 45-6050  
 (植物防疫所ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/pps/>

#### [組織]

(神戸植物防疫所)



設置根拠	農林水産省設置法第9条第2項、農林水産省組織規則第97条
所掌事務	輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究に関する事務
管轄区域	支所：徳島県、香川県、愛媛県、高知県 出張所：本所長の定める担当区域
情報公開・個人情報保護窓口	神戸植物防疫所（本所）庶務課 TEL (078) 331-2806 (注) 坂出支所及び各出張所に関する情報の開示請求等は、神戸植物防疫所（本所）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容：植物検疫（輸出入）関係</li> <li>・担当：輸出＝輸出及び国内検査チーム、輸入＝輸入検査チーム</li> <li>・電話番号：(0877) 46-4108（坂出支所）</li> <li>・受付時間：平日の8:30～17:15</li> <li>・E-mail：<a href="mailto:pps_sakaide@maff.go.jp">pps_sakaide@maff.go.jp</a></li> </ul>



(動物検疫所神戸支所四国出張所)

高松空港事務所

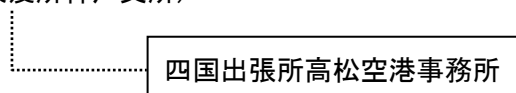
〒761-1401 高松市香南町岡 1312-7 高松空港内

TEL (087) 879-4654 FAX (087) 879-5444

(動物検疫所ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/ags/>

[組織及び職員数]

(動物検疫所神戸支所)



(職員数：4人)

設置根拠	農林水産省設置法第11条第2項、農林水産省組織規則第124条、動物検疫所の事務分掌その他組織の細目に関する規程第1条
所掌事務	1 家畜伝染病予防法の規定による輸出入動物その他の物に対する輸出入検査その他の措置に関すること 2 輸出入動物に対する狂犬病予防法の規定に基づく検査に関すること 3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による輸出入動物に対する検査及びこれに基づく措置に関すること 4 輸出入動物の健康検査に関すること 5 動物用生物学的製剤及び予防用器具の保管、配布、譲与及び貸付けに関すること 6 委託を受けて動物その他の物に対する検査又は消毒を行うこと（例：水産資源保護法）
管轄指定港	徳島飛行場、高知空港、高松空港、松山空港、徳島小松島港、高知港、高松港、松山港、今治港、三島川之江港
情報公開・個人情報保護窓口	担当：動物検疫所 総務部 庶務課 TEL (045) 751-5921 E-mail： <a href="mailto:ags.yokshomu@maff.go.jp">ags.yokshomu@maff.go.jp</a> (注) 高松空港事務所に関する情報の開示請求等は、動物検疫所（本所）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	犬猫や、畜産物の輸出入のこと ・内容等：動物、畜産物の輸出入検査の申請、問合せ ・担当：動物検疫所神戸支所 検疫課 TEL (078) 222-8990 動物検疫所神戸支所四国出張所高松空港事務所 TEL (087) 879-4654

## (中国四国農政局)

### 地方参事官 (香川県担当)

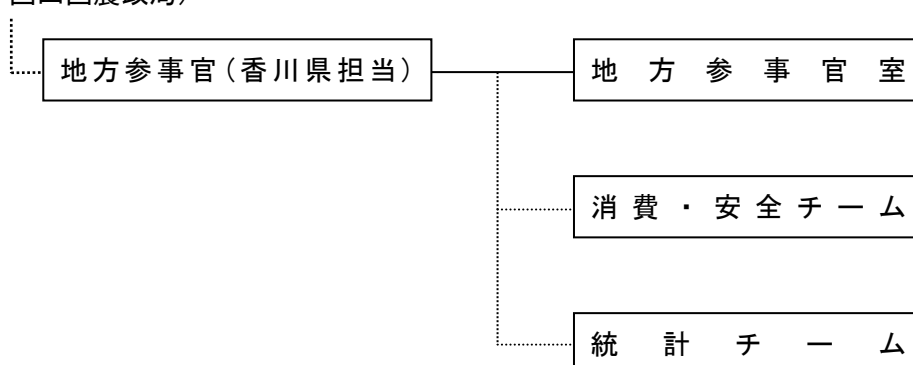
〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館5階

TEL (087) 883-6500 (代表) FAX (087) 883-6504

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/nousei/kagawa/index.html>

#### [体制]

(中国四国農政局)



設置根拠	農林水産省組織規則第158条
担当事務	香川県における重要事項に関する事務 (1) 現場と農政を結ぶ業務 (2) 広域監視業務 (3) 経営所得安定対策業務 (4) 6次産業化等関連業務 (5) 統計関連業務
担当区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国農政局総務課 TEL (086) 224-4511 (代表) (注) 地方参事官(香川県担当)に関する情報の開示請求等は、中国四国農政局の上記窓口で受け付けています。
農政全般に関する問合せ窓口	地方参事官ホットライン TEL (087) 883-6500

(中国四国農政局)

四国土地改良調査管理事務所

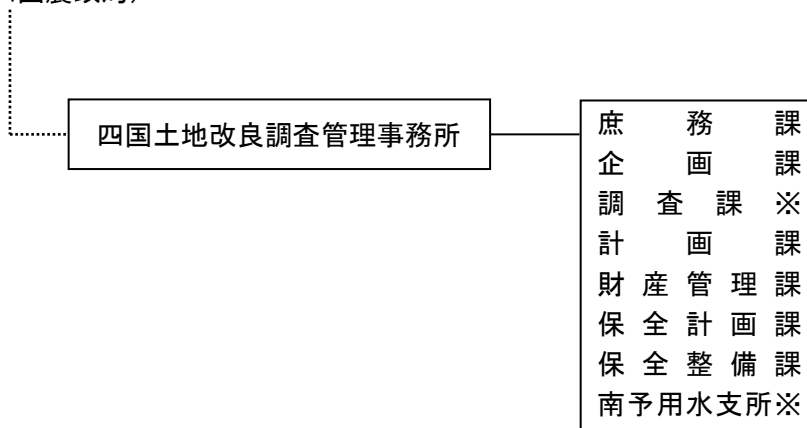
〒762-0086 丸亀市飯山町真時 677-1

TEL (0877) 56-8260 FAX (0877) 56-8266

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/kj/yontyou/index.html>

〔組織〕

(中国四国農政局)



※調査課 〒762-0001 坂出市京町 2-6-27 坂出合同庁舎 3 階  
TEL (0877) 35-9912 FAX (0877) 35-9918

※南予用水支所 〒791-8058 愛媛県松山市海岸通 2426-5 松山港湾合同庁舎 2 階  
TEL (089) 989-7727 FAX (089) 989-7884

設置根拠	農林水産省設置法第 19 条、農林水産省組織規則第 281 条
所掌事務	四国地域における国営の土地改良事業の実施に関する調査及び国営の土地改良事業によって造成された施設の管理に関する事務
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国農政局総務課 TEL (086) 224-4511 (注) 四国土地改良調査管理事務所に関する情報の開示請求等は、中国四国農政局の上記窓口で受け付けています。

(中国四国農政局)

香川用水二期農業水利事業所

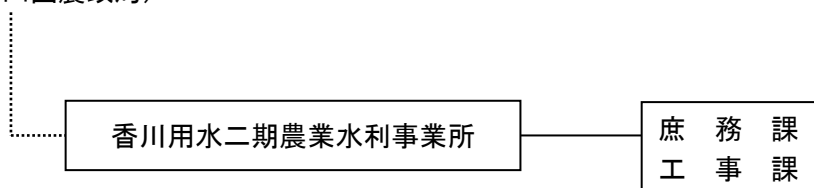
〒761-8077 高松市出作町 585-4

TEL (087) 802-2126 FAX (087) 802-2127

(ホームページアドレス) <https://www.maff.go.jp/chushi/kj/niki/kagawayousuiniki.html>

〔組織〕

(中国四国農政局)



設置根拠	農林水産省設置法第 19 条、農林水産省組織規則第 286 条
所掌事務	香川用水二期地区において用水路の補修・改修の実施に関する事務
管轄区域	高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国農政局総務課 TEL (086) 224-4511 (注) 香川用水二期農業水利事業所に関する情報の開示請求等は、中国四国農政局の上記窓口で受け付けています。

## 〔林野庁〕

### (四国森林管理局)

#### 香川森林管理事務所

〒761-8064 高松市上之町 2-8-26

TEL (087) 866-6622 FAX (087) 867-3043

(ホームページアドレス) <https://www.rinya.maff.go.jp/shikoku/kagawa/index.html>

福栄・高松森林事務所 〒769-2714 東かがわ市入野山 1768

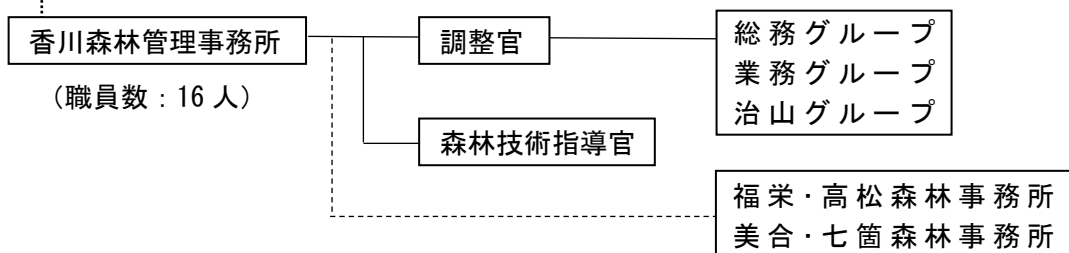
TEL (0879) 27-2065 (FAX 兼用)

美合・七箇森林事務所 〒769-0303 仲多度郡まんのう町七箇 2492-1

TEL (0877) 77-2043 (FAX 兼用)

## 〔組織及び職員数〕

### (四国森林管理局)



設置根拠	森林管理事務所：森林管理事務所に関する訓令第2条 森林事務所：農林水産省組織規則第584条 森林官、首席森林官及び地域統括森林官並びに治山技術官の勤務場所に関する訓令第4条
所掌事務	〔森林管理事務所〕 1 国有林野の造林、林道の開設及び改良その他の森林の整備を行うこと 2 国有林野の森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護を行うこと 3 国有林野の産物及び製品の生産及び処分を行うこと 4 国有林野を活用すること 5 国有林野その他森林管理局所属の国有財産の管理及び処分を行うこと 6 森林及び林業に関する知識の普及を行うこと 7 民有林野の造林及び森林の経営の指導を実施すること 8 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全を行うこと 9 森林治水事業を実施すること 10 林野の保全に係る地すべり防止に関する事業を実施すること

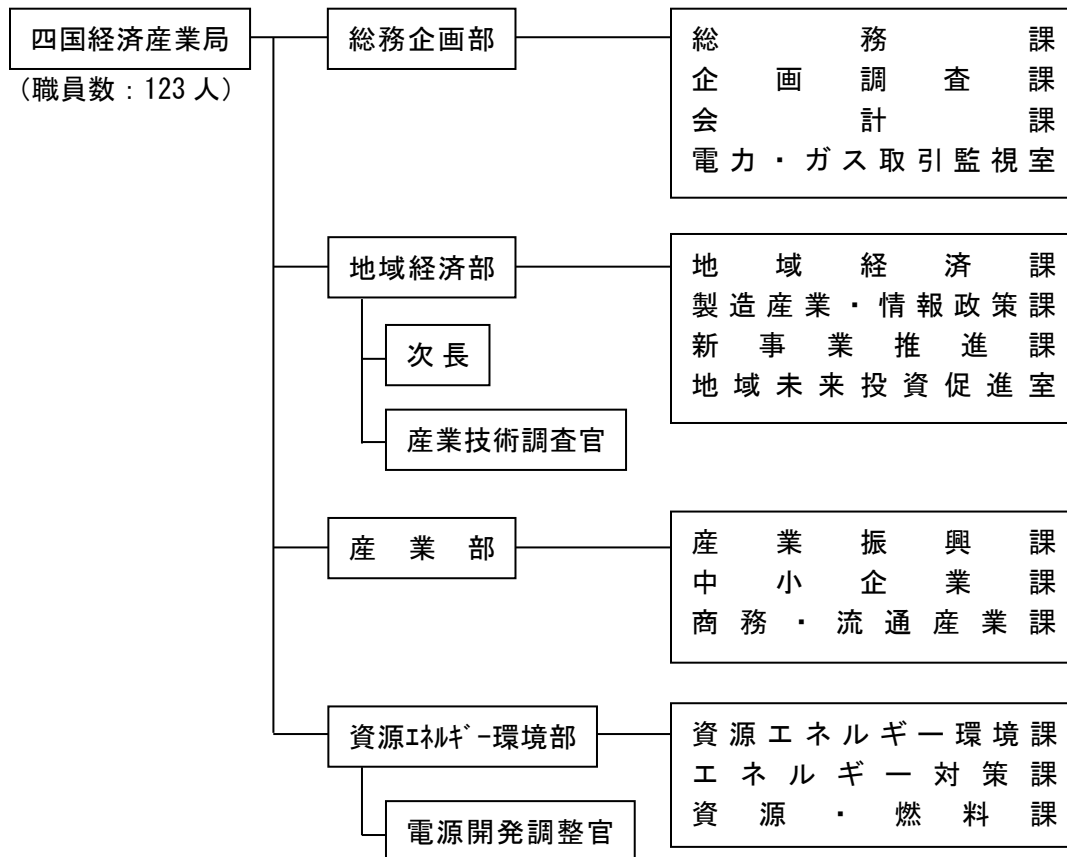
所 掌 事 務	<p>〔森林事務所〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国有林野管理規程に規定する標識類の巡検及び巡視に関する事</li> <li>2 造林事業、製品事業及び林道事業の実施に関する事</li> <li>3 造林事業、製品事業及び林道事業用資材、機械その他の施設の保全に関する事</li> <li>4 産物の収穫に関する調査の実施に関する事</li> <li>5 森林及び林業に関する知識の普及に関する事</li> <li>6 民有林野の造林及び森林の経営の指導に関する事</li> <li>7 前各号に掲げるもののほか、森林管理署長が特に命じた事項の処理に関する事</li> </ol>
管 轄 区 域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>四国森林管理局 総務企画部 総務課  TEL : (088) 821-2010  E-mail : <a href="mailto:shikoku_soumu@maff.go.jp">shikoku_soumu@maff.go.jp</a>  (注) 香川森林管理事務所及び下部機関に関する情報の開示請求等は、四国森林管理局の上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>香川森林管理事務所  相談窓口の名称：木と緑の相談窓口  内 容：・森林レクリエーション、記念植樹、体験林業に関する事  ・分収造林、分収育林等国有林野の利活用に関する事  ・林産物に関する事  ・その他森林、林業、木材に関する事  担 当：業務グループ 総括森林整備官  電 話 番 号：(087) 866-6622  E - m a i l : <a href="mailto:shikoku_kagawa@maff.go.jp">shikoku_kagawa@maff.go.jp</a></p>

# 経済産業省

## 四国経済産業局

〒760-8512 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館  
 TEL (087) 811-8900 FAX (087) 811-8549  
 (ホームページアドレス) <https://www.shikoku.meti.go.jp/>

### 〔組織及び職員数〕



設置根拠	経済産業省設置法第9条、経済産業省組織令第102条
所掌事務	民間の経済活力の向上、経済・産業の振興、情報化・国際化の促進及び環境保全・エネルギー対策などを通じ地域経済の発展と豊かな国民生活の実現を図ること
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課 広報担当 TEL (087) 811-8505 E-mail : <a href="mailto:bzl-qsksk@meti.go.jp">bzl-qsksk@meti.go.jp</a>
各種相談・案内窓口	四国経済産業局の総合窓口 担当：総務課 TEL (087) 811-8503 E-mail : <a href="mailto:bzl-qsksk@meti.go.jp">bzl-qsksk@meti.go.jp</a>

## (中国四国産業保安監督部)

### 四国支部

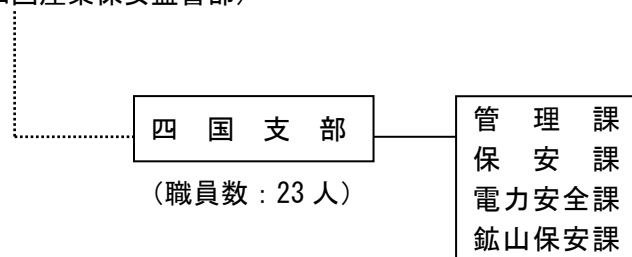
〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎北館5階

TEL (087) 811-8582 FAX (087) 811-8595

(ホームページアドレス) <https://www.safety-shikoku.meti.go.jp/>

#### [組織及び職員数]

(中国四国産業保安監督部)



設置根拠	経済産業省設置法第13条、経済産業省組織規則第254条の9
所掌事務	経済産業省の地方支分部局として、各事業場での産業保安の確保を図るため、以下の保安規制等の業務を行う。 ・高圧ガス・都市ガス・LPガスの保安 ・火薬類の保安 ・石油コンビナートの保安 ・電気工作物等の保安 ・鉱山の保安・鉱害防止
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：管理課 TEL (087) 811-8582
各種相談・案内窓口	内容等：産業保安行政全般に関すること 担当：管理課 TEL (087) 811-8582



# 国土交通省

## 四国地方整備局

〒760-8554 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎北館  
TEL (087) 851-8061 (代表) FAX (087) 811-8401  
(ホームページアドレス) <https://www.skr.mlit.go.jp/index.html>

(四国地方整備局)

## 香川河川国道事務所

〒760-8546 高松市福岡町 4-26-32  
TEL (087) 821-1561 FAX (087) 821-1726  
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/kagawa/index.htm>

〒766-0023 仲多度郡まんのう町吉野 4243-12 (公園課)  
TEL (0877) 79-2933 FAX (0877) 79-3247  
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/manno/index.html>

(下部機関)

土器川出張所	〒763-0082	丸亀市土器町東 7-150 TEL (0877) 22-8318 FAX (0877) 58-0593
善通寺国道維持出張所	〒765-0022	善通寺市稲木町字川原 56 TEL (0877) 62-1471 FAX (0877) 62-3083
高松国道維持出張所	〒761-8025	高松市鬼無町山口 704-1 TEL (087) 881-4317 FAX (087) 881-5727

(四国地方整備局)

## 四国技術事務所

〒761-0121 高松市牟礼町牟礼 1545  
TEL (087) 845-3135 FAX (087) 845-3998  
(ホームページアドレス) <http://www.skr.mlit.go.jp/yongi/>

(四国地方整備局)

## 高松港湾・空港整備事務所

〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎 3 階  
TEL (087) 851-5522 FAX (087) 826-1210  
(ホームページアドレス) <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/takamatsu/>

(下部機関)

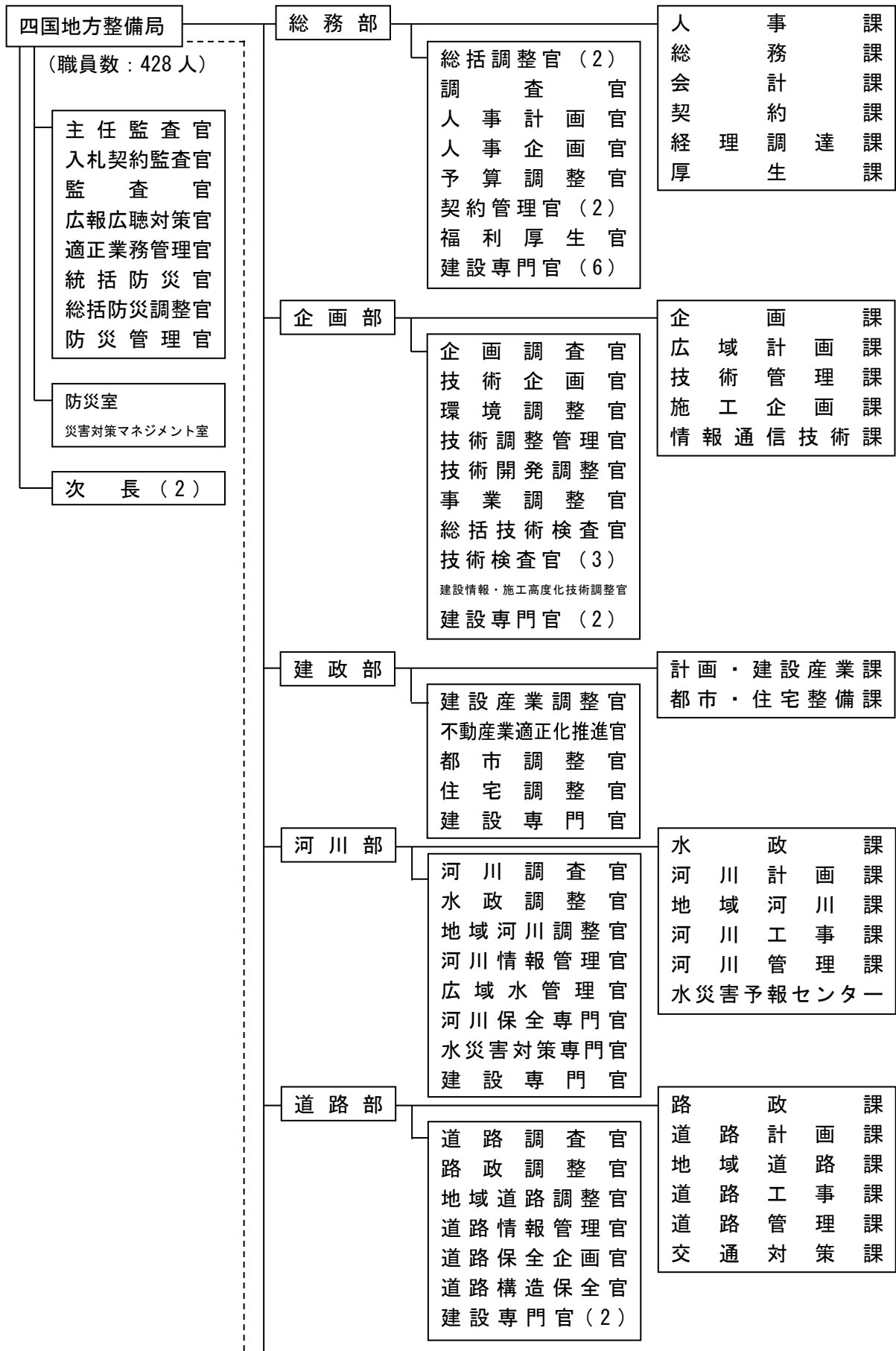
坂出港分室	〒762-0002	坂出市入船町 1-5-26 TEL (0877) 46-0311 FAX (0877) 45-4689
-------	-----------	--

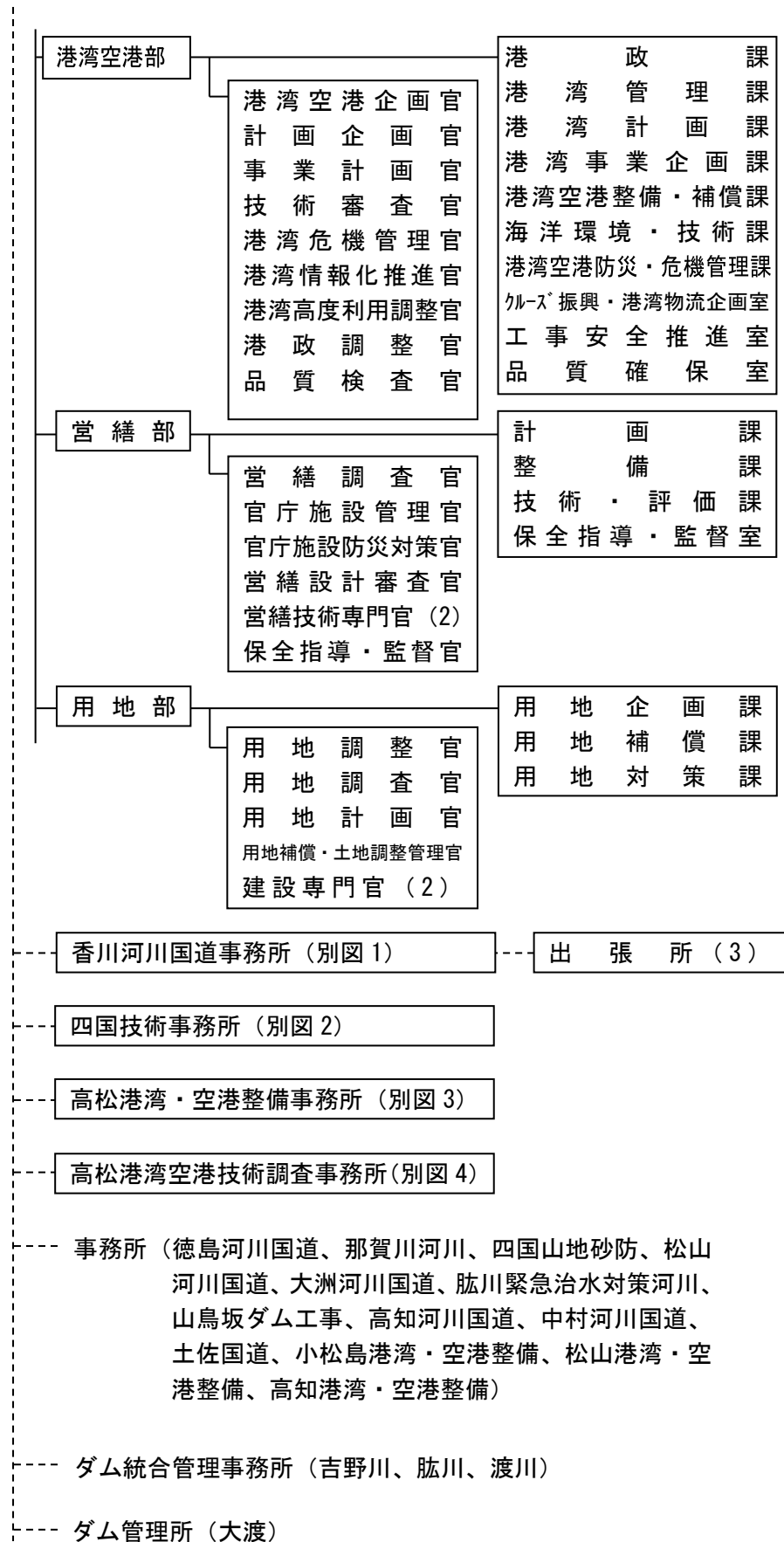
(四国地方整備局)

## 高松港湾空港技術調査事務所

〒760-0064 高松市朝日新町 1-30 高松港湾合同庁舎 3 階  
TEL (087) 811-5660 FAX (087) 811-5670  
(ホームページアドレス) <https://www.pa.skr.mlit.go.jp/tkgityou/index.htm>

〔組織及び職員数〕

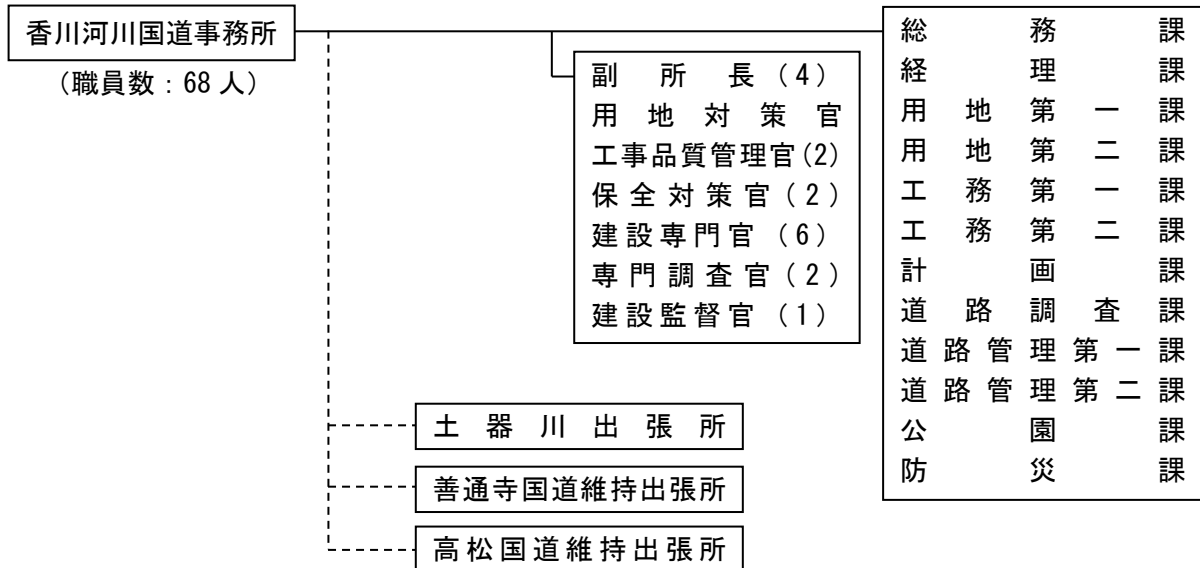




## 〔四国地方整備局〕

設置根拠	地方整備局 国土交通省設置法第 30 条、第 31 条、国土交通省組織令第 206 条 事務所 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条 出張所 地方整備局組織規則第 150 条
所掌事務	1 国土計画その他の国土の利用、開発及び保全に関する総合的かつ基本的な政策に係る計画及び方針に関する調査及び調整その他当該計画及び方針の推進 2 社会資本の総合的かつ効率的な整備の推進（公共事業の入札及び契約の改善を含む。） 3 建設業（浄化槽工事業を含む。）の発達、改善及び調整並びに建設工事の請負契約の適正化 4 不動産業の発達、改善及び調整並びに不動産取引の円滑化及び適正化 5 都市計画、都市計画事業、土地区画整理事業、市街地再開発事業、民間都市開発事業、駐車場、下水道、公有水面の埋立て、干拓、運河、砂防及び水防 6 河川、水流、水面、海岸、道路及び港湾の整備、利用、保全その他の管理 7 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関すること。 8 官公庁施設の整備（官公庁施設の建設等に関する法律第 10 条第 1 項各号に掲げるものに限る。）並びに官公庁施設に関する指導及び監督 9 地方公共団体その他政令で定める公共的団体からの委託に基づき、建設工事又は建設工事の設計若しくは工事管理を行うこと。
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国地方整備局 総務部 総務課（8F 情報公開室） TEL（087）851-8061（平日 9:00～12:00、13:00～17:00） （注）四国地方整備局及び下部機関に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	1 道の相談室 内 容：四国内の道路（高速道路、国道、県道、市町村道の何れにも対応可）に関するさまざまな相談（照会、苦情、要望） 受付窓口：①TEL（087）811-8460（有料）（平日の 9:30～17:00） ②FAX（087）811-8463（有料） ③インターネット受付 <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm">http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm</a> また、上記以外でも道に関する相談を受け付けています。 （相談先は下記ホームページアドレス参照） <a href="http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm">http://www.skr.mlit.go.jp/road/michi/index.htm</a> 2 海とみなとの相談窓口 内 容：四国地域の海とみなとに関する相談等 担 当：港湾空港部 港政課 TEL 0120-497-370（フリーダイヤル） 又は（087）851-8141 受付ホームページアドレス：四国地方整備局港湾空港部のホームページ 内で受付（ <a href="https://www.mlit.go.jp/kowan/soudan/soudan.html">https://www.mlit.go.jp/kowan/soudan/soudan.html</a> ） 受付時間：電話は平日の 9:30～17:00

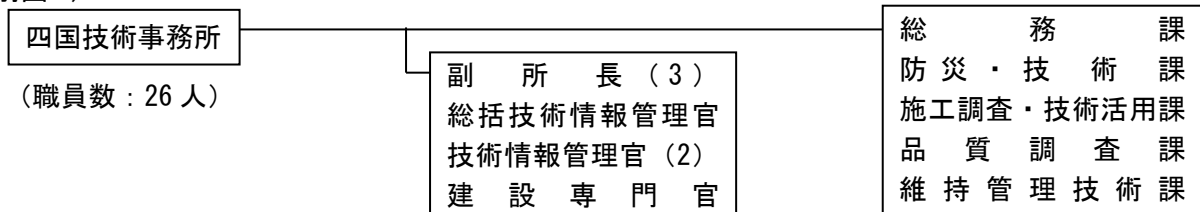
(別図 1)



〔香川河川国道事務所〕

設置根拠	河川国道事務所 国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条 出張所 地方整備局組織規則第 150 条
所掌事務	1 土器川の改良工事及び維持修繕その他の管理並びに洪水予報、水防警報その他の水防に関する事務 2 香川県讃岐阿波沿岸及び燧灘沿岸の海岸の保全に関する調査 3 一般国道 11 号、30 号、32 号及び 319 号の改築及び修繕工事、維持その他の管理 4 国営讃岐まんのう公園の整備及び維持その他の管理 5 香川県の地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る調整、指導及び監督
管轄区域	土器川、香川県讃岐阿波沿岸及び燧灘沿岸、香川県内の一般国道 11 号、30 号、32 号及び 319 号、国営讃岐まんのう公園、香川県の地域道路

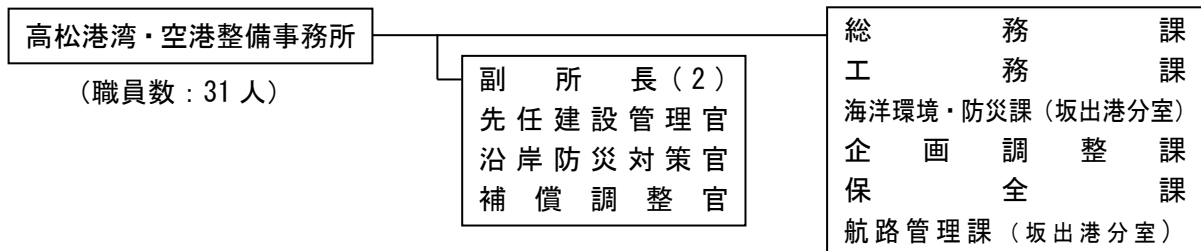
(別図 2)



〔四国技術事務所〕

所掌事務	1 土木工事の施工技術の改善に関する調査及び試験施工 2 建設機械類の改良に関する調査及び試験並びに試作及び修理 3 土木工事用材料及び水質等の調査及び試験 4 土木技術に関する情報の収集及び管理 5 建設機械に関する職員の研修及びその他の職員の研修（研修計画の企画及び立案を除く。） 6 公共土木施設の応急復旧に係る建設機械及び資機材の運用に関する調整 7 地域道路の構造の保全（除雪を含む。）に係る特定事項についての調整、指導及び監督
------	---

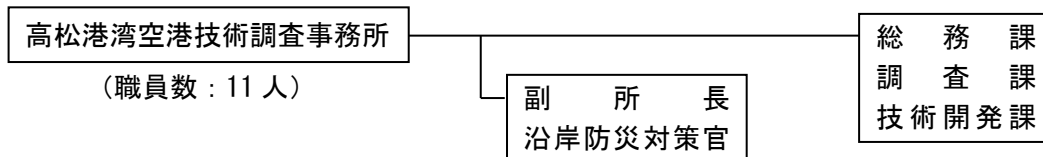
(別図 3)



〔高松港湾・空港整備事務所〕

設 置 根 拠	国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条
所 掌 事 務	1 港湾の整備、利用、保全及び管理に関する事務 2 航路の整備、保全及び管理に関する事務 3 国が行う海洋の汚染の防除に関する業務に関する事務 4 港湾に係る海岸の整備、利用、保全その他の管理に関する事務 5 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に関する事務 6 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する事務
管 轄 区 域	香川県(ただし、開発保全航路に関する事務については地方整備局組織規則第 140 条第 5 項に基づく別表第 9 に定める区域、緊急確保航路に関する事務については、同規則同条同項に基づく別表第 10 に定める区域、海洋汚染防除業務については同規則同条同項に基づく別表第 11 に定める区域)

(別図 4)



〔高松港湾空港技術調査事務所〕

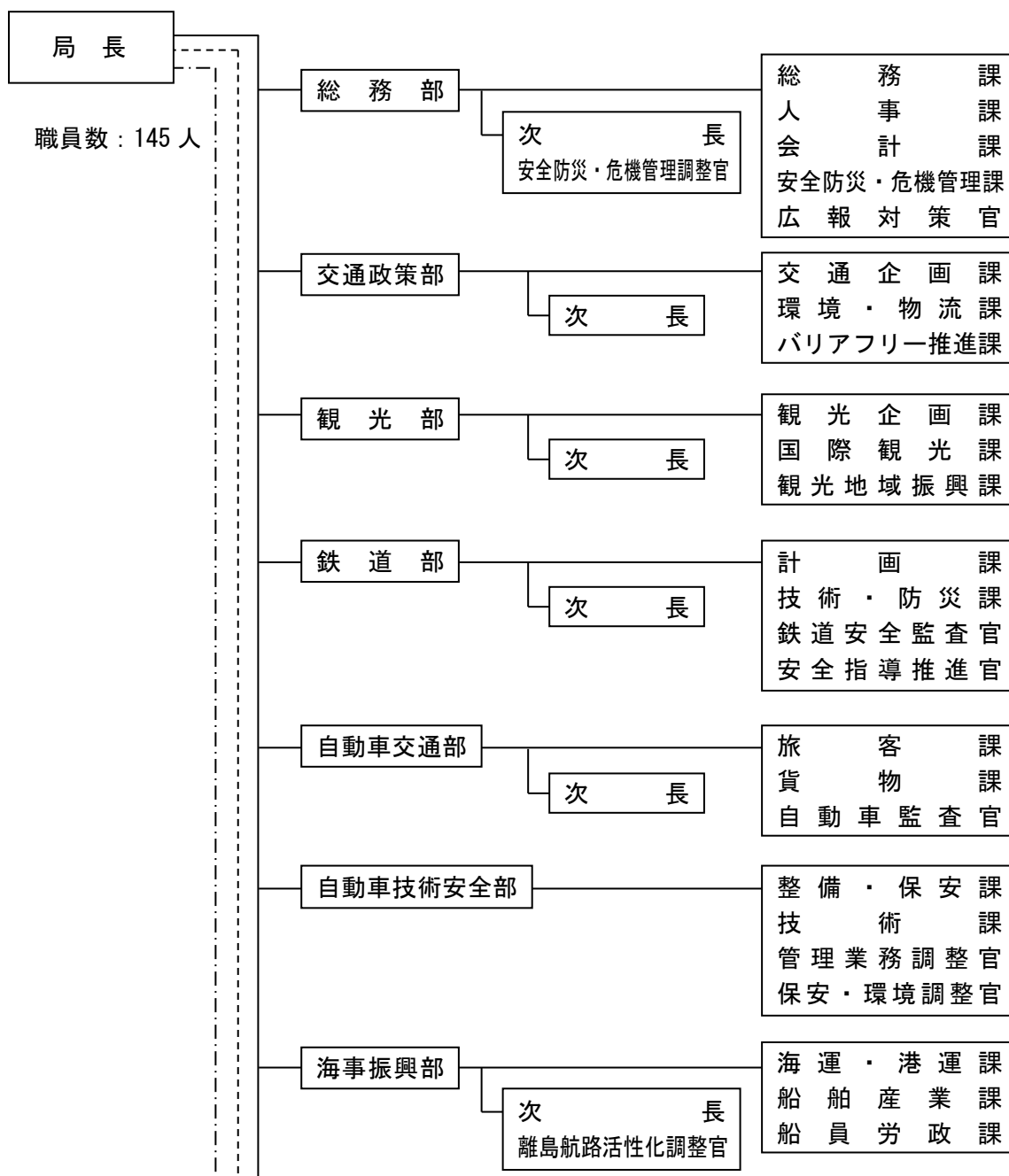
設 置 根 拠	国土交通省設置法第 32 条、地方整備局組織規則第 140 条
所 掌 事 務	1 港湾、航路及び港湾に係る海岸の整備及び保全に関する設計に関する事務 2 空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する設計に関する事務 3 港湾、航路及び港湾に係る海岸の整備及び保全に関する工事並びに国が行う海洋の汚染の防除に関する業務並びに空港等に関する国の直轄の土木施設の整備及び災害復旧に関する工事の用に供する船舶及び機器の整備に関する事務 4 工事等に関する試験、研究及び技術の開発並びに技術の指導及び成果の普及に関する事務
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県

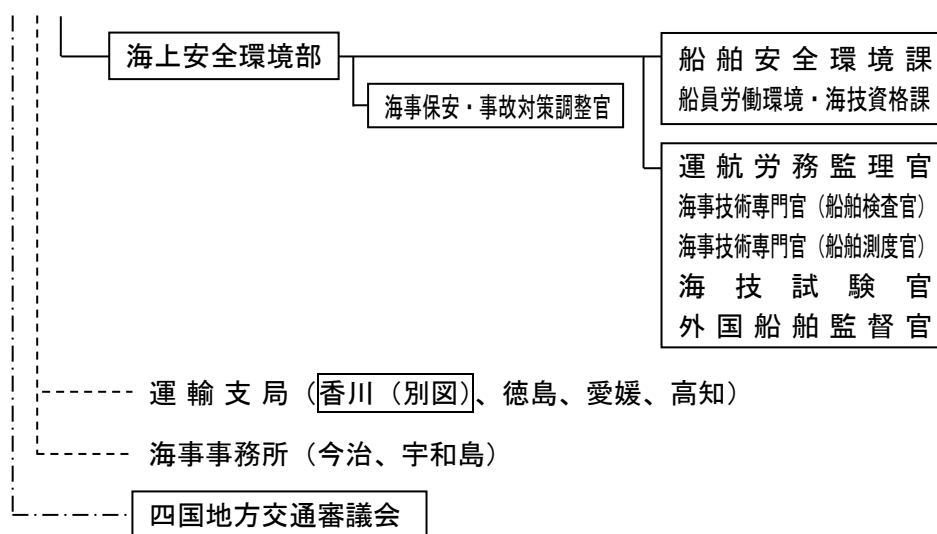
# 四国運輸局

〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 3、4 階  
 TEL (087) 802-6715 FAX (087) 811-9099  
 (ホームページアドレス) <https://wwwtb.mlit.go.jp/shikoku/>

香川運輸支局 〒761-8023 高松市鬼無町字佐藤 20-1  
 TEL (087) 882-1357 FAX (087) 882-4033

## 〔組織及び職員数〕





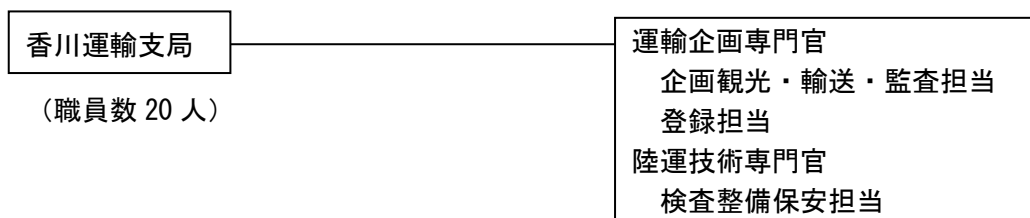
設置根拠	運輸局：国土交通省設置法第30条、第35条第3項、国土交通省組織令第212条
所掌事務	四国運輸局 1 都市交通その他の地域的な交通に関する基本的な計画及び地域における交通調整に関すること。 2 海洋汚染等（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第三条第十五号の二に規定する海洋汚染等をいう。第九十九号において同じ。）及び海上災害の防止に関すること。 （油保管施設等の油濁防止緊急措置手引書等に係るものを除く） 3 貨物流通の効率化、円滑化及び適正化に関する所掌に係る事務に関すること。 4 倉庫業その他の保管事業の発達、改善及び調整に関すること。 5 貨物利用運送事業の発達、改善及び調整に関すること。 6 観光地及び観光施設の改善その他の観光の振興に関すること。 7 旅行業、旅行業者代理業その他の所掌に係る観光事業の発達、改善及び調整に関すること。 8 通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士、地域限定特例通訳案内士及び福島特例通訳案内士に関すること。 9 ホテル及び旅館の登録に関すること。 10 自動車車庫に関すること。 11 鉄道、軌道及び索道の整備並びにこれらの整備及び運行に関連する環境対策に関すること。 12 鉄道、軌道及び索道による運送並びにこれらの事業の発達、改善及び調整に関すること。 13 鉄道、軌道及び索道の安全の確保に関すること。 14 鉄道、軌道及び索道に関する事故並びにこれらの事故の兆候の原因並びにこれらの事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の所掌に属するものを除く。）。



- 15 鉄道、軌道及び索道の用に供する車両、信号保安装置その他の陸運機器の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの陸運機器の製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること
- 16 道路運送及び道路運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 17 自動車ターミナルに関すること。
- 18 自動車の登録及び自動車抵当に関すること。
- 19 道路運送及び道路運送車両の安全の確保、道路運送車両による公害の防止その他の道路運送車両に係る環境の保全並びに道路運送車両の使用に関すること。
- 20 自動車の整備事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 21 軽車両及び自動車用代燃装置の製造、流通及び消費の増進、改善及び調整並びにこれらの製造に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 22 道路運送車両並びにその使用及び整備に必要な機械器具及び物資の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 23 自動車損害賠償責任保険及び自動車損害賠償責任共済に関すること。
- 24 政府の管掌する自動車損害賠償保障事業に関すること。
- 25 水上運送及び水上運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 26 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 27 タンカー油濁損害賠償保障契約及び一般船舶油濁損害賠償等保障契約並びに油による汚染損害の補償のための国際基金に関すること。
- 28 海事思想の普及及び宣伝に関すること。
- 29 船舶のトン数の測度及び登録に関すること。
- 30 船舶の安全の確保並びに船舶による危険物その他の特殊貨物の運送及び貯蔵に関すること。
- 31 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。
- 32 船舶、船舶用機関及び船舶用品の製造、修繕、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。
- 33 モーターボート競走に関すること。
- 34 船員の労働条件、安全衛生その他の労働環境、福利厚生及び災害補償、船内規律並びに船員手帳に関すること。
- 35 船員の失業対策及び船員の職業の紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- 36 船員の教育及び養成、海技士及び小型船舶操縦士の試験及び免許、船舶職員及び小型船舶操縦士の資格及び定員並びに水先に関すること。
- 37 船舶の航行の安全の確保及び海洋の汚染の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- 38 船舶事故及び船舶事故の兆候の原因並びに船舶事故に伴い発生した被害の原因を究明するための調査に関すること（運輸安全委員会の行う運輸安全委員会設置法(昭和四十八年法律第百十三号)第五条第五号及び第六号に規定する調査に対する援助に係るものに限る。）。
- 39 所掌事務に係る一般消費者の利益の保護に関すること。
- 40 所掌事務に係る資源の有効な利用の確保に関すること。
- 41 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき国土交通省に属させられた事務

管 轄 区 域	四国運輸局：徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国運輸局 総務部 総務課 (087) 802-6715 (注) 四国運輸局及び下部機関（各運輸支局・事務所）に関する情報の開示請求等は、四国運輸局（本局）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	1 交通・観光等に係る消費者行政に関する相談 内 容 等：行政相談のうち消費者行政に関すること 担 当 課：四国運輸局 交通政策部 バリアフリー推進課 電話番号：TEL (087) 802-6727 受付メールアドレス：四国運輸局ホームページ「お問い合わせ」で受付  2 行政相談（消費者行政に関することを除く） 担 当 課：四国運輸局 総務部 総務課 電話番号：TEL (087) 802-6715 受付メールアドレス：四国運輸局ホームページ「お問い合わせ」で受付

(別図)



設 置 根 拠	香川運輸支局：国土交通省設置法第 37 条、国土交通省組織令第 216 条
所 掌 事 務	香川運輸支局 1 自動車の登録及び検査、自動車整備事業、バス・タクシー・トラック事業の申請手続き 2 鉄道、観光、貨物流通に係る事業の申請手続き等
管 轄 区 域	香川運輸支局：香川県
情報公開・個人情報保護窓口	四国運輸局 総務部 総務課 TEL (087) 802-6715 (注) 香川運輸支局に関する情報の開示請求等は、四国運輸局（本局）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	登録ヘルプデスク 内 容：自動車の登録及び検査手続の照会 担 当 課：香川運輸支局運輸企画専門官（登録担当） 電話番号：TEL (050) 5540-2075（音声による自動回答） 受付時間：常時

(大阪航空局)

高松空港事務所

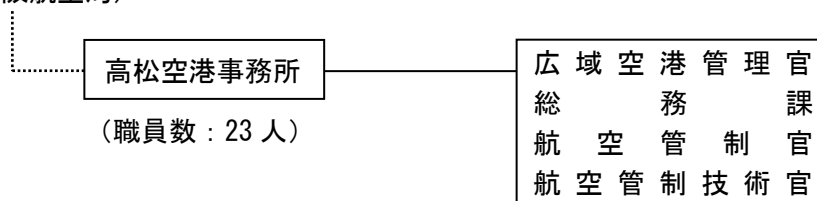
〒761-1492 高松市香南町由佐 3473-3

TEL (087) 879-6770 FAX (087) 879-6896

(ホームページアドレス) <https://www.cab.mlit.go.jp/wcab>

〔組織及び職員数〕

(大阪航空局)



設置根拠	国土交通省設置法第39条第1項、地方航空局組織規則第35条、第36条（別表第1）
所掌事務	・高松空港特定運営事業等業務のモニタリング ・航空交通管制に関すること ・庁舎及び航空保安無線施設等の工事、運用、保守に関すること
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：大阪航空局 総務部 総務課 TEL (06) 6937-2700（内線 3302） （注）高松空港事務所に関する情報の開示請求等は、大阪航空局の上記窓口で受け付けています。

(国土地理院)

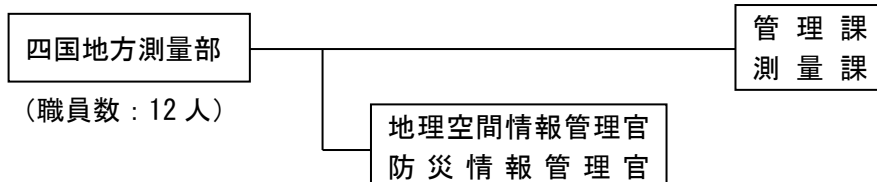
四国地方測量部

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館5階

TEL (087) 811-1900 (代表) FAX (087) 811-1920

(ホームページアドレス) <https://www.gsi.go.jp/sikoku/index.html>

〔組織及び職員数〕



設置根拠	国土交通省設置法第27条、第28条、国土地理院組織規則第75条		
所掌事務	1 各種測量の基礎となる基準点の整備及び測量標の維持管理 2 電子国土基本図（地図情報）の更新 3 基本測量、公共測量の測量成果及び測量記録の閲覧・交付に関する事務 4 地図・空中写真等の基本測量成果の複製及び使用の承認に関する事務 5 公共測量の作業規程の承認に関する事務、計画に対する技術的助言、指導及び測量成果の審査 6 測量士、測量士補試験の実施 7 地理空間情報の収集、管理及び活用推進 8 防災に関する情報の収集、管理及び提供		
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
情報公開・個人情報保護窓口	担当：国土地理院 総務部 広報広聴室 TEL (029) 864-1111 (内線 2653) 開設時間：9時～12時及び13時～17時 (注) 四国地方測量部に関する情報の開示請求等は、国土地理院（本院）の上記窓口で受け付けています。		
各種相談・案内窓口	内容	担当	電話番号 (087) 811-1900
	地理空間情報の整備・活用、GIS	地理空間情報管理官	
	災害対応、地殻活動情報調査	防災情報管理官	
	測量士・測量士補の国家試験	管理課総務係	
	基本測量成果の複製・使用の承認	測量課調査係	
	基準点の移設・維持管理	測量課測量係	
	市区町村の面積の調査と公表	測量課調査専門職	
	公共測量に関する技術的助言・審査、基本測量成果の閲覧・交付	測量課調査係	
	三角点・水準点・電子基準点基準点測量	測量課測量係	
電子国土基本図（地図情報）の更新	測量課調査専門職		

## 〔気象庁〕

### (大阪管区気象台)

#### 高松地方気象台

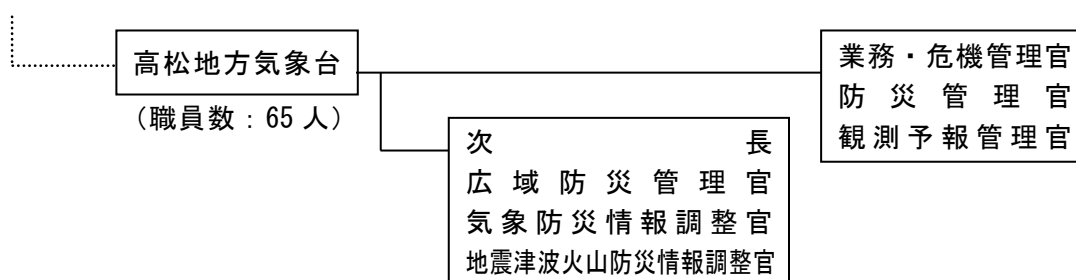
〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 8階

TEL (087) 826-6121

(ホームページアドレス) <https://www.data.jma.go.jp/takamatsu/>

## 〔組織及び職員数〕

### (大阪管区気象台)



設置根拠	国土交通省設置法第50条第1項、気象庁組織規則第119条第1項
所掌事務	気象、地象（地震にあつては発生した断層運動による地震動に限る。）、及び水象の予報及び警報、観測及びその成果の収集・発表、統計並びに気象通信等に関する管区気象台の所掌事務の一部を分掌する。
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：大阪管区気象台 総務部 総務課 TEL (06) 6949-6300 (注) 高松地方気象台に関する情報の開示請求等は、大阪管区気象台の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	気象資料の閲覧（高松地方気象台における各観測資料）、気象証明・鑑定 担当：高松地方気象台 防災管理官 TEL (087) 826-6122

## 〔海上保安庁〕

### (第六管区海上保安本部)

#### 高松海上保安部

〒760-0064 高松市朝日新町1-30 高松港湾合同庁舎

TEL (087) 821-7013 (FAX 兼用)

(ホームページアドレス) <https://www.kaiho.mlit.go.jp/06kanku/takamatsu/>

坂出海上保安署 〒762-0002 坂出市入船町1-6-10

TEL (0877) 46-5999 FAX (0877) 44-9701

小豆島海上保安署 〒761-4425 小豆郡小豆島町坂手甲1835-2

TEL (0879) 82-5999 FAX (0879) 82-1954

#### 備讃瀬戸海上交通センター

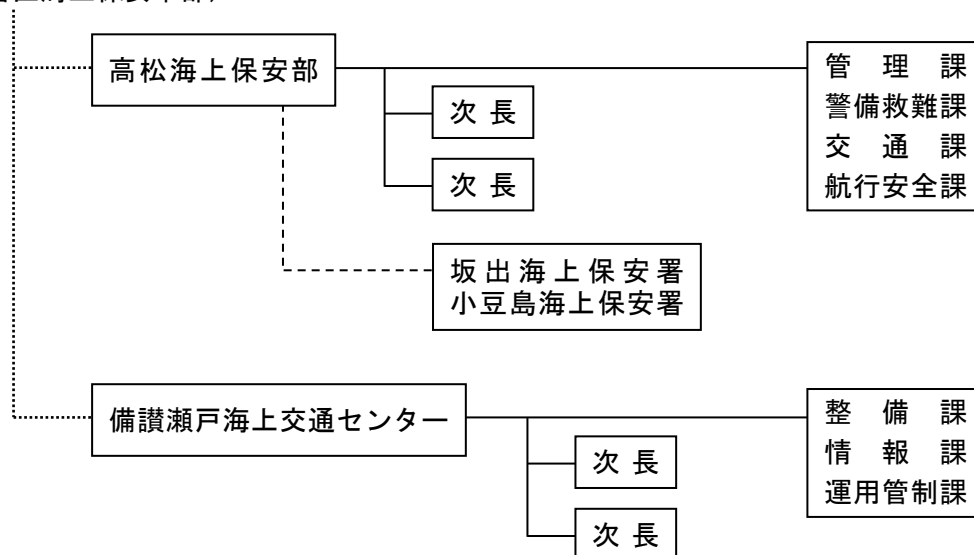
〒769-0200 綾歌郡宇多津町青の山3810-2

TEL (0877) 49-3366 (FAX 兼用)

(ホームページアドレス) <https://www6.kaiho.mlit.go.jp/bisan/>

## 〔組織〕

### (第六管区海上保安本部)



設 置 根 拠	海上保安庁法第 13 条、海上保安庁組織規則第 118 条、同第 119 条
所 掌 事 務	法令の海上における励行、海難救助、海洋汚染等の防止、海上における船舶の航行の秩序の維持、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における犯人の捜査及び逮捕、海上における船舶交通に関する規制、水路、航路標識に関する事務その他海上の安全の確保に関する事務並びにこれらに附帯する事項に関する事務
管 轄 区 域	高松海上保安部：香川県 海 上 保 安 署：高松海上保安部の区域の一部 備讃瀬戸海上交通センター：第六管区海上保安本部長の指定する海域
情報公開・個人情報保護窓口	担当：第六管区海上保安本部 総務部 総務課 TEL (082) 251-5111 (代表) 内線 2115 E-mail： <a href="mailto:jcg6soumu3-4b8e@mlit.go.jp">jcg6soumu3-4b8e@mlit.go.jp</a> (注) 高松海上保安部(坂出・小豆島海上保安署を含む)、備讃瀬戸海上交通センターに関する情報の開示請求等は、第六管区海上保安本部の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	海上保安庁に対する意見、質問、苦情等 担当：高松海上保安部(管理課) TEL (087) 821-7013 E-mail： <a href="mailto:jcg6takamatsukanri1-5b2g@mlit.go.jp">jcg6takamatsukanri1-5b2g@mlit.go.jp</a> 担当：備讃瀬戸海上交通センター(整備課) TEL (0877) 49-3366

# 環 境 省

## (中国四国地方環境事務所)

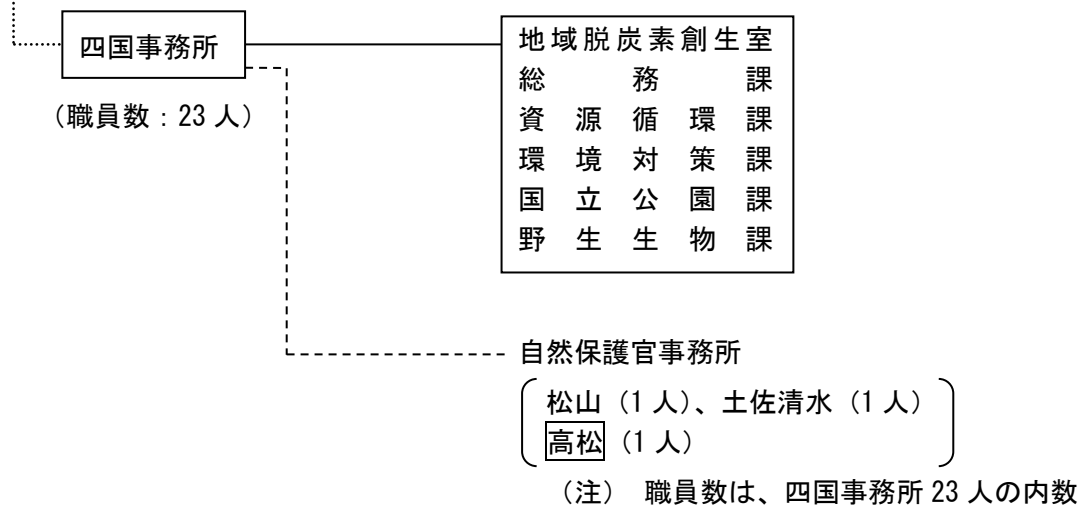
### 四国事務所

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階  
TEL (087) 811-7240 (087) 811-6227 [自然関係]  
(メールアドレス) [MOE-SHIKOKU@env.go.jp](mailto:MOE-SHIKOKU@env.go.jp)  
(ホームページアドレス) <http://chushikoku.env.go.jp/shikoku/>

高松自然保護官事務所 〒760-0019 高松市サンポート3-33  
高松サンポート合同庁舎2階  
TEL (087) 811-6227

#### [組織及び職員数]

(中国四国地方環境事務所)





設置根拠	環境省設置法第12条、環境省組織令第50条、環境省組織規則第23条、地方環境事務所組織規則第7条、地方環境事務所組織細則第6条
所掌事務	<p>1 地域脱炭素創生室  (1) 地域の脱炭素化の推進など</p> <p>2 資源循環関係  (1) 災害廃棄物対策  (2) 循環型社会の構築（「3R」の推進）  (3) 廃棄物の適正処理の推進など</p> <p>3 環境対策関係  (1) 地球温暖化対策  (2) 環境教育・環境保全活動の推進  (3) 公害・化学物質への対応など  (4) 環境パートナーシップの構築など</p> <p>4 国立公園関係  (1) 瀬戸内海国立公園及び足摺宇和海国立公園の管理  (2) 自然環境の保全や自然再生  (3) 自然観察会などによる自然とのふれあいの推進など</p> <p>5 野生生物関係  (1) 絶滅のおそれのある野生動植物の保護  (2) 国指定鳥獣保護区の管理及び野生鳥獣の保護と適正な狩猟の推進  (3) 外来生物対策</p> <p>[高松自然保護官事務所]  1 笹ヶ峰自然環境保全地域に関すること  2 瀬戸内海国立公園に関すること（徳島県及び香川県の区域に係るものに限る）  3 国指定剣山山系鳥獣保護区及び国指定石鎚山系鳥獣保護区に関すること</p>
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県 〔高松自然保護官事務所〕 瀬戸内海国立公園（徳島県及び香川県の区域に係るものに限る）、笹ヶ峰自然環境保全地域、国指定剣山山系鳥獣保護区、国指定石鎚山系鳥獣保護区
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国地方環境事務所総務課 TEL (086) 223-1577 （注） 四国事務所及び下部機関に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受付けています。
各種相談・案内窓口	内容：環境行政全般 所員全員が対応 TEL (087) 811-7240

# 防 衛 省

(中国四国防衛局)

高松防衛事務所

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階

TEL (087) 823-1331 FAX (087) 823-1332

(中国四国防衛局ホームページアドレス) <https://www-d.mod.go.jp/rdb/chushi/>

〔組織及び職員数〕

(中国四国防衛局)

高松防衛事務所

(職員数：4人)

設置根拠	防衛省設置法第32条、地方防衛局組織規則第65条、第66条
所掌事務	自衛隊の施設並びに駐留軍の使用に供する施設及び区域の取得・管理、防衛施設の設置・運用に伴って生じる障害の防止・軽減、自衛隊又は駐留軍の行為による被害又は損害の補償、建設工事の実施等に係る連絡、交渉、調査及び資料の収集、並びに防衛政策全般についての地方公共団体及び地域住民の理解及び協力を確保するための連絡調整業務
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：中国四国防衛局 総務部総務課 情報公開・個人情報保護室 TEL (082) 223-8284 (注) 高松防衛事務所に関する情報の開示請求等は、中国四国防衛局の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	1 行政相談窓口 内容：中国四国防衛局の行った処分（事実行為を含む）その他所掌事務一般及び職員の職務執行方法、態度等に関する苦情等 担当：中国四国防衛局 総務部 報道官 TEL (082) 223-7109 2 閲覧窓口 内容：中国四国防衛局の閲覧目録（国民生活に役立ち、一般の公開に適すると認められる刊行物等）に登載した行政文書 担当：中国四国防衛局 総務部総務課 情報公開・個人情報保護室 TEL (082) 223-8284

## 陸上自衛隊

### (中部方面隊)

#### 善通寺駐屯地 第14旅団司令部

〒765-8502 善通寺市南町2-1-1

TEL (0877) 62-2311

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/14b/>

#### [組織]

(中部方面隊方面総監部(伊丹駐屯地))

駐屯地名	第14旅団	その他の部隊
善通寺駐屯地 〒765-8502 善通寺市南町2-1-1 TEL (0877) 62-2311	第14旅団司令部 第15即応機動連隊 第14後方支援隊 第14偵察隊 第14情報隊 第14通信隊 第14特殊武器防護隊 第14旅団司令部付隊 第14音楽隊	第47普通科連隊第1中隊 第348会計隊 第323基地通信中隊 第107全般支援大隊整備中隊善通寺派遣隊 第133地区警務隊 中央輸送隊第4方面分遣隊第3端末地業務班 善通寺駐屯地業務隊

設置根拠	自衛隊法第10条、自衛隊法施行令第6条、第7条、第12条の2
所掌事務	担当区域の防衛・警備・災害派遣等
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	中国四国防衛局 総務部総務課 情報公開室 TEL (082) 223-8284 (注) 四国地域の自衛隊に関する情報の開示請求等は、中国四国防衛局の上記窓口で受け付けています。

## 陸・海・空自衛隊の共同機関

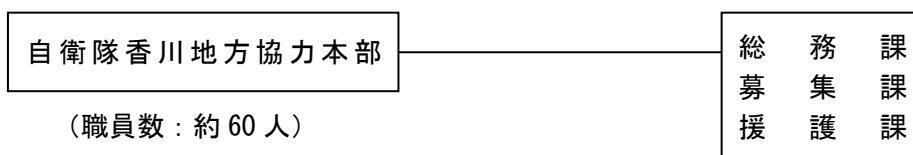
### 自衛隊香川地方協力本部

〒760-0019 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館2階

TEL (087) 823-9206 FAX (087) 823-9209

(ホームページアドレス) <https://www.mod.go.jp/pco/kagawa/>

#### 〔組織及び職員数〕



設置根拠	自衛隊法第24条、自衛隊法施行令第48条
所掌事務	自衛官の募集、予備自衛官等の管理、自衛官等の募集に伴う広報、再就職援護、地方における渉外及び広報、国民保護等に関する地方公共団体等との調整及び協力
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：中国四国防衛局 総務部総務課 情報公開室 TEL (082) 223-8284 (注) 自衛隊香川地方協力本部に関する情報の開示請求等は、中国四国防衛局の上記窓口で受け付けています。

(法務省所管)

## 日本司法支援センター

### 香川地方事務所 (法テラス香川)

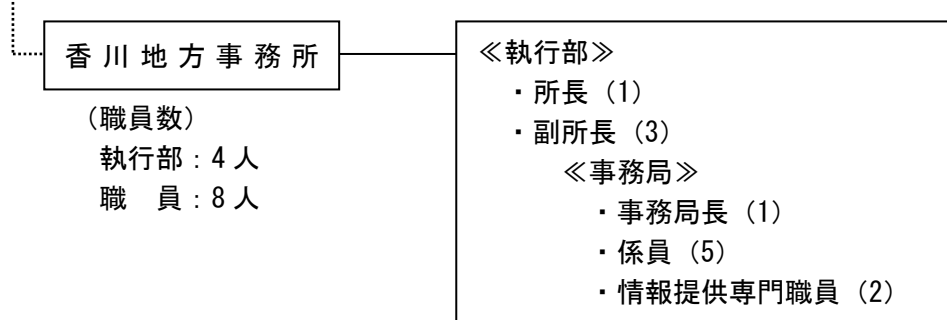
〒760-0023 高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8階

TEL 0570-078393 / (050) 3383-5570 FAX (087) 851-3023

(ホームページアドレス) <https://www.houterasu.or.jp/chihoujimusho/kagawa/index.html>

[組織及び職員数]

(日本司法支援センター本部)



設置根拠	総合法律支援法、日本司法支援センター業務方法書第3条
所掌事務	<p>(1) 情報提供業務(総合法律支援法第30条第1項第1号) 利用者からの問い合わせに応じて、法制度に関する情報と、相談機関・団体等(弁護士会、司法書士会、地方公共団体の相談窓口等)に関する情報を無料で提供する業務</p> <p>(2) 民事法律扶助業務(総合法律支援法第30条第1項第2号ほか) ア 経済的に余裕がない方が法的トラブルにあった時に、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、弁護士・司法書士の費用の立替えを行う(代理援助、書類作成援助)業務 イ 政令で指定された大規模災害により被災された方に、災害発生日から最長で1年間、資力を問わない無料法律相談を行う業務 ウ 認知機能が十分でないために自己の権利の実現を妨げられているおそれがある方(特定援助対象者)を対象とする法律相談援助業務等</p> <p>(3) 司法過疎対策業務(総合法律支援法第30条第1項第7号) 身近に法律家がない、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために法テラスの「地域事務所」設置等を行う業務</p> <p>(4) 犯罪被害者支援業務(総合法律支援法第30条第1項第5号ほか) ア 犯罪被害者支援を行っている機関・団体との連携のもと、各地の相談窓口の情報を収集し、その方が必要とされている支援を行っている窓口を案内する業務 イ 被害にあわれた方やご家族の方などが、その被害にかかる刑事手続に適切に関与したり、お受けになった損害・苦痛の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供する業務</p>

所 掌 事 務	<p>ウ 弁護士による法律相談等の支援を必要とされる場合には、個々の状況に応じて、弁護士を紹介する業務</p> <p>エ 「被害者参加人のための国選弁護制度」や「被害者参加旅費等支給制度」に関する業務</p> <p>オ DV、ストーカー、児童虐待の被害を受けている方(現に受けている疑いがある方も含む)を対象とする法律相談業務</p> <p>(5) 国選弁護等関連業務(総合法律支援法第30条第1項第6号)  国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所等への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払いなどの業務</p> <p>(6) 受託業務(総合法律支援法第30条第2項)  法テラス本来の業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて行う業務</p>
管 轄 区 域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>1 情報公開窓口  担当：法テラス本部  〒164-8721 東京都中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8階  TEL (050) 3383-5333</p> <p>(注) 香川地方事務所に関する情報の開示請求等は、法テラス本部で受け付けています。</p> <p>2 個人情報保護窓口  担当：法テラス香川 TEL 0570-078393 / (050) 3383-5570</p>
各種相談・案内窓口	<p>1 電話又は面談による情報提供  お問い合わせの内容に応じて、解決に役立つ法制度や相談窓口を無料でご紹介  担当：法テラス香川 TEL 0570-078393 / (050) 3383-5570</p> <p>2 民事法律扶助による無料法律相談  担当：法テラス香川 TEL 0570-078393 / (050) 3383-5570</p>

(注) 日本司法支援センターは、独立行政法人ではないが、総合法律支援法に基づき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法務省所管の法人であり、本ガイドブックでは、独立行政法人の欄に掲げた。

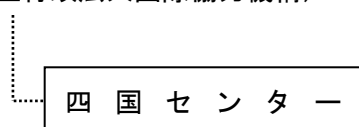
(外務省所管)

## 独立行政法人国際協力機構 四国センター (JICA 四国)

〒760-0028 高松市鍛冶屋町3番地 香川三友ビル1階  
TEL (087) 821-8824 FAX (087) 822-8870  
(ホームページアドレス) <https://www.jica.go.jp/shikoku/>

[組織及び職員数]

(独立行政法人国際協力機構)



(職員等人数 : 25 人)

設置根拠	独立行政法人国際協力機構法 独立行政法人国際協力機構組織規程第2条、第50条
所掌事務	1 機構の業務に関し、地方公共団体、民間企業等、大学その他の団体等との連絡及び連携に関する事 2 技術研修員又はその他の研修員の研修に関する事 3 JICA 海外協力隊等ボランティアの募集、相談に関する事 4 前号に掲げるもののほか、国民等の協力活動の促進及び助長に係る事業の実施に関する事 5 機構の国内広報に関する事 6 民間企業等との連携に係る調査の実施に関する事 7 前各号に掲げる事務に附帯する事務に関する事
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人国際協力機構 総務部総務課（本部） 〒102-8012 東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル TEL (03) 5226-6660~6663（代表） (注) 四国センターに関する情報の開示請求等は、独立行政法人国際協力機構（本部）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	政府開発援助（ODA）に係る事項 内容：研修員受入事業、草の根技術協力事業、JICA 海外協力隊等ボランティア応募相談、中小企業の海外展開に関する相談、多文化共生・国際理解教育支援プログラム、国際協カイベントの紹介、その他国際協力全般に関する相談等 担当：四国センター業務課 TEL (087) 821-8824 E-mail : <a href="mailto:jicaskic@jica.go.jp">jicaskic@jica.go.jp</a>

(文部科学省所管)

独立行政法人国立高等専門学校機構  
香川高等専門学校

〒761-8058 高松市勅使町 355

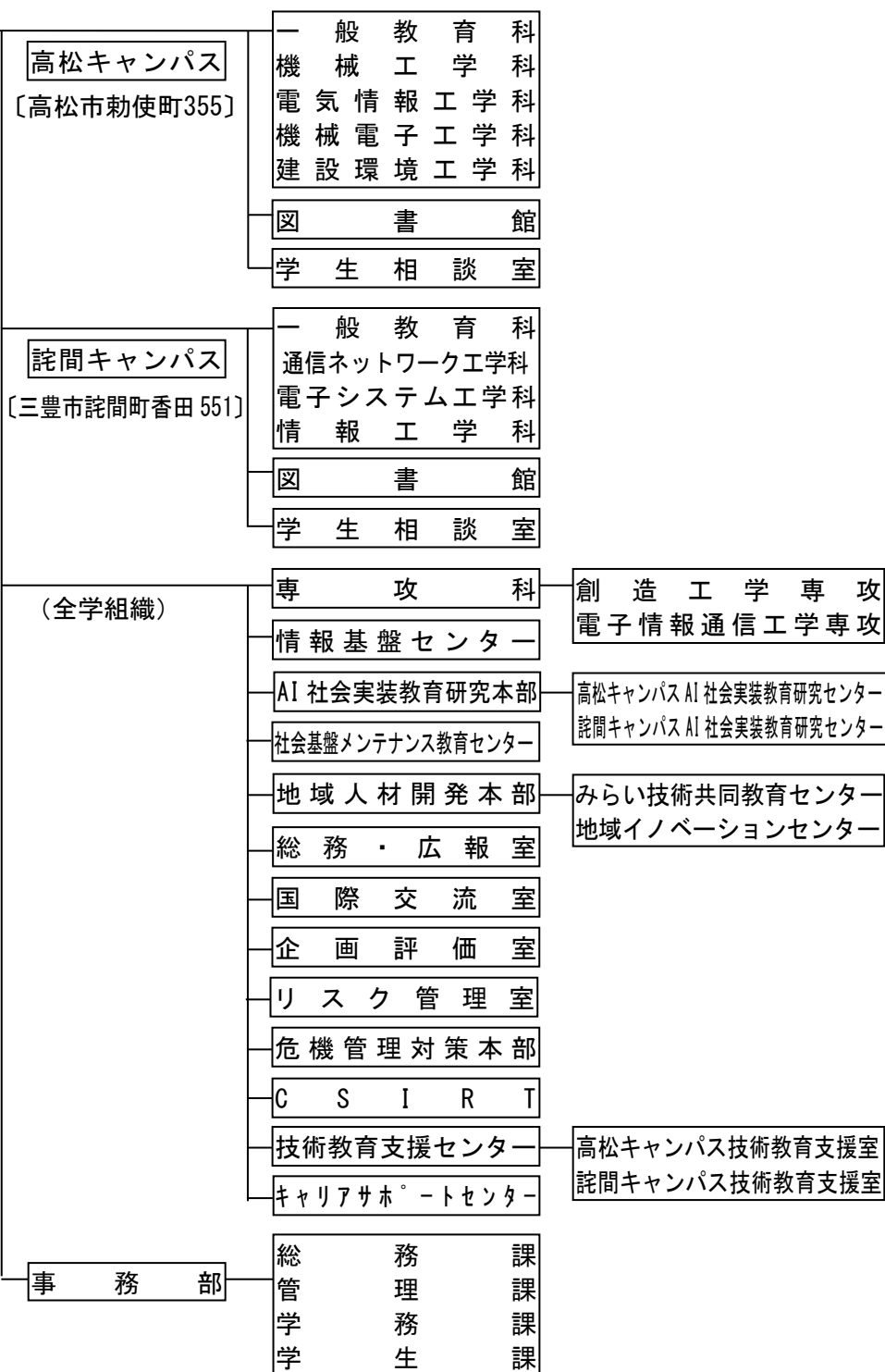
TEL (087) 869-3811 FAX (087) 869-3819

(ホームページアドレス) <https://www.kagawa-nct.ac.jp/>

[組織及び職員数]

香川高等専門学校

(職員数：185人)





設 置 根 拠	独立行政法人国立高等専門学校機構法第 3 条
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務課専門員（情報担当） TEL (087) 869-3975 FAX (087) 869-3819
各種相談・案内窓口	技術相談・共同研究 創造基礎工学系（高松キャンパス）：総務課研究協力係 TEL (087) 869-3818 電子情報通信工学系（詫間キャンパス）：総務課地域連携係 TEL (0875) 83-8507 学校開放・施設使用 高松キャンパス：管理課財務係 TEL (087) 869-3821 詫間キャンパス：管理課会計係 TEL (0875) 83-8512 その他 高松キャンパス：総務課総務係 TEL (087) 869-3811 詫間キャンパス：総務課庶務係 TEL (0875) 83-8506

(厚生労働省所管)

## 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 香川支部

香川支部 総務課、高齢・障害者業務課、求職者支援課

香川職業能力開発促進センター

〒761-8063 高松市花ノ宮町 2-4-3

TEL (087) 867-6855 FAX (087) 867-6856

(ホームページアドレス) <https://www3.jeed.go.jp/kagawa/poly/>

香川障害者職業センター

〒760-0055 高松市観光通 2-5-20

TEL (087) 861-6868 FAX (087) 861-6880

(ホームページアドレス) <https://www.jeed.go.jp/location/chiki/kagawa/index.html>

四国職業能力開発大学校

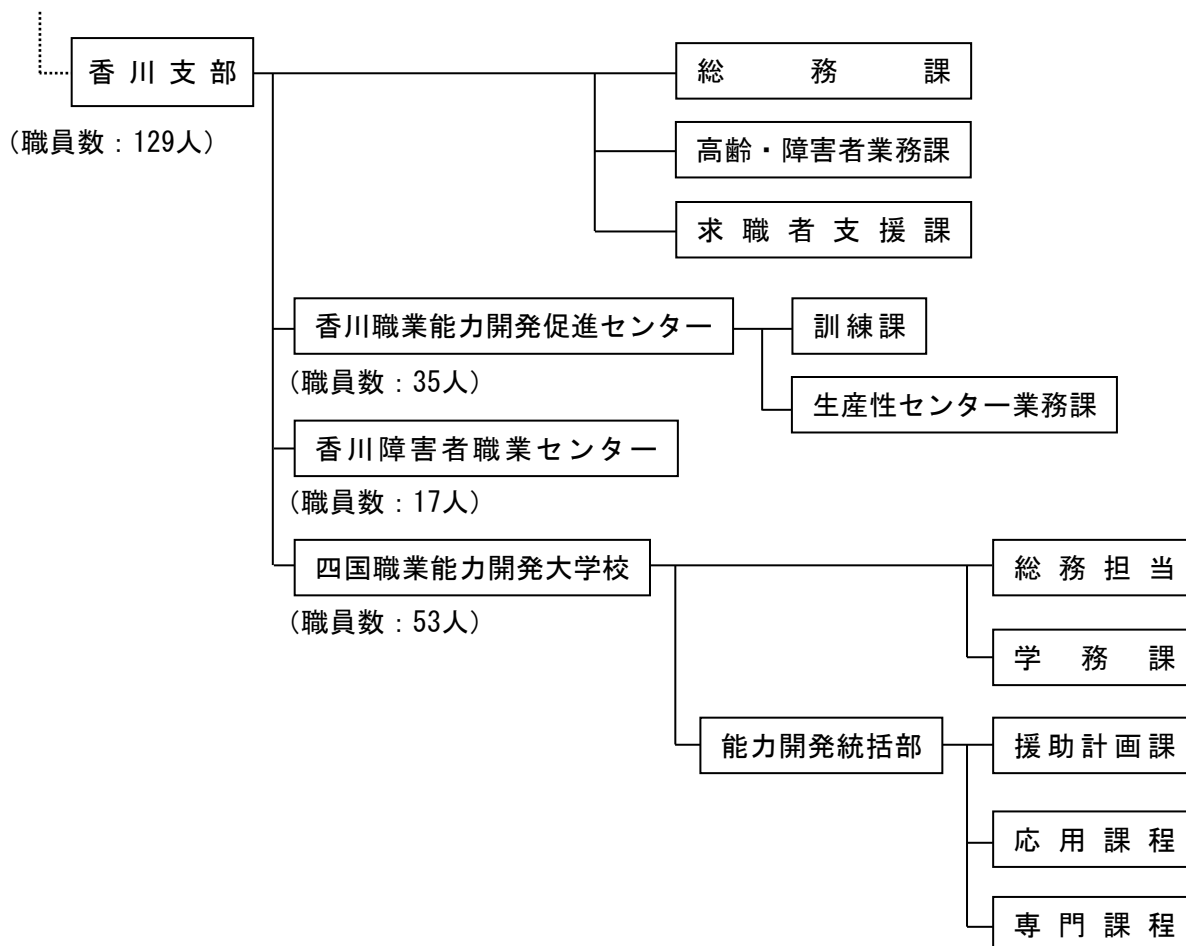
〒763-0093 丸亀市郡家町 3202

TEL (0877) 24-6290 FAX (0877) 24-6291

(ホームページアドレス) <https://www3.jeed.go.jp/kagawa/college/>

[組織及び職員数]

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)



(香川支部(香川職業能力開発促進センター))

設 置 根 拠	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法
所 掌 事 務	<p>1 「離職者訓練」 離職者の方々を対象に、標準6か月のものづくり分野の職業訓練を実施</p> <p>2 「生産性向上人材育成支援センター」 中小企業等で働く方々の人材育成を支援するため、職業能力開発に関する相談及び次に掲げる支援を実施 ・「在職者訓練(能力開発セミナー)」 概ね2~5日のものづくり分野の職業訓練を実施 ・「生産性向上支援訓練」 概ね1~5日の現場の問題解決や組織力強化、営業販売・マーケティング、IT業務改善などの企業の生産性向上に資する職業訓練を実施 ・「指導員派遣・施設設備の貸与」 当機構の指導員の派遣や施設設備の貸与を実施</p> <p>3 「求職者支援訓練」 求職者支援訓練の実施を希望する機関の方々を対象に、訓練計画の受理・審査及び訓練の実施にあたっての相談を実施</p> <p>4 「高齢者・障害者雇用の支援」 高齢者・障害者雇用に係る事業主への支援・啓発事業等を実施</p>
管 轄 区 域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 企画部 情報公開広報課 〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2 高度訓練センター内 TEL (043) 213-6207 FAX (043) 213-6556</p> <p>相談・案内：香川支部 総務課 TEL (087) 867-6855 FAX (087) 867-6856</p>
各種相談・案内窓口	<p>1 離職者訓練・在職者訓練・事業主支援に関するご相談(お問い合わせ) 担当：香川職業能力開発促進センター 訓練課 TEL (087) 867-6716</p> <p>2 事業主支援(生産性向上支援訓練)に関するご相談(お問い合わせ) 担当：香川職業能力開発促進センター 生産性センター業務課 TEL (087) 867-6728</p> <p>3 求職者支援訓練に関するご相談(お問い合わせ) 担当：香川支部 求職者支援課 TEL (087) 867-6728</p> <p>4 高齢者・障害者雇用の支援に関するご相談(お問い合わせ) 担当：香川支部 高齢・障害者業務課 TEL (087) 814-3791</p>

(香川障害者職業センター)

設 置 根 拠	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法
所 掌 事 務	1 障害者に対する職業評価、職業指導、職業準備支援、職場適応及び職場復帰のための支援 2 事業主に対する障害者の雇用管理に係る助言・援助、障害者の職場適応及び復職のための支援。 3 職場適応援助者の養成及び研修 4 関係機関に対する職業リハビリテーションについての助言・援助 5 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと
管 轄 地 域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 企画部 情報公開広報課 〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2 高度訓練センター内 TEL (043) 213-6207 FAX (043) 213-6556 相談・案内：香川障害者職業センター TEL (087) 861-6868 FAX (087) 861-6880
各種相談・案内窓口	内容：職業指導・職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ（職場適応援助者）支援、リワーク（職場復帰）支援、職業リハビリテーション技法についての助言・援助等 事業主支援（雇用、職場定着、復職に関する相談等） 担当：障害者職業カウンセラー TEL (087) 861-6868 FAX (087) 861-6880 E-mail : <a href="mailto:kagawa-ctr@jeed.go.jp">kagawa-ctr@jeed.go.jp</a>

(四国職業能力開発大学校)

設 置 根 拠	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法
所 掌 事 務	1 学卒者等を対象とする高度職業訓練 2 職業能力開発についての各種相談・援助等
管 轄 区 域	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 企画部 情報公開広報課 〒261-8558 千葉県千葉市美浜区若葉3-1-2 高度訓練センター内 TEL (043) 213-6207 FAX (043) 213-6556 担当：総務担当 TEL (0877) 24-6290
各種相談・案内窓口	従業員の職業能力開発に係る相談等 対象：事業主団体や事業主など 担当：援助計画課 TEL (0877) 24-6298

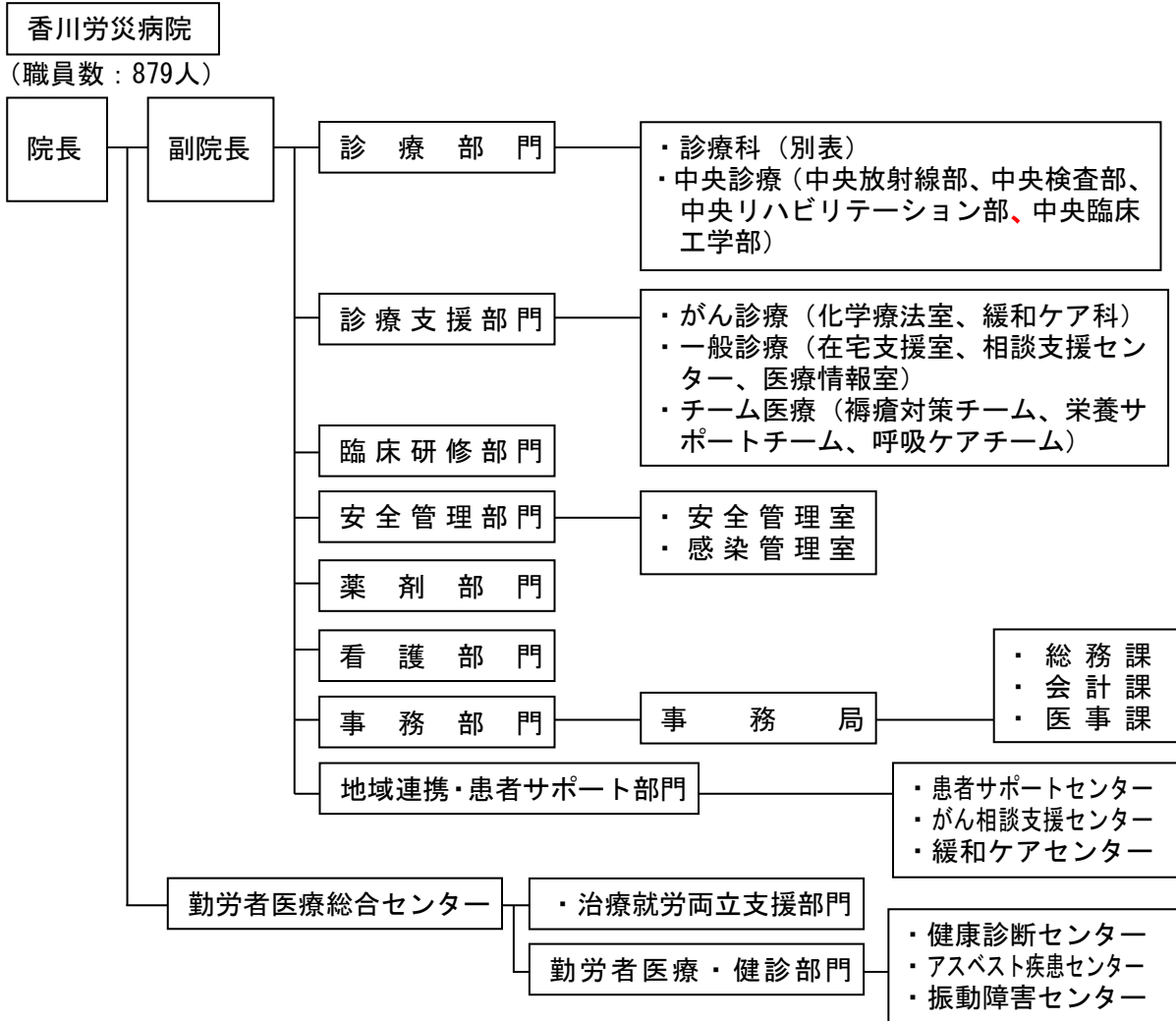
# 独立行政法人労働者健康安全機構 香川労災病院

〒763-8502 丸亀市城東町 3-3-1

TEL (0877) 23-3111 FAX (0877) 24-1147

(ホームページアドレス) <https://www.kagawah.johas.go.jp/>

## 〔組織及び職員数〕



## (別表) 診療部門

内 科	精 神 科	神 經 内 科 (休診中)	循 環 器 内 科	外 科	消 化 器 外 科	整 形 外 科	形 成 外 科	脳 神 經 外 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	産 婦 人 科	眼 科	耳 鼻 咽 喉 科 ・ 頭 頸 部 外 科	放 射 線 診 断 科	放 射 線 治 療 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	麻 酔 科	救 急 部	病 理 診 断 科	歯 科 口 腔 外 科
--------	-------------	---------------------------	-----------------------	--------	-----------------------	------------------	------------------	-----------------------	-------------	------------------	------------------	--------	---	----------------------------	----------------------------	--	-------------	-------------	-----------------------	----------------------------

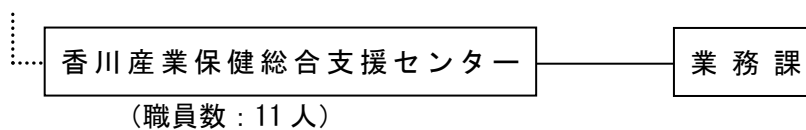
設 置 根 拠	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号、第3項 独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第1号 独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第6条、第7条
所 掌 事 務	<p>1 労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主（以下「事業主」という。）に使用される労働者であって被災労働者等であるものに対する一般診療を基盤とした労災疾病に関する高度・専門的医療の提供</p> <p>2 労働基準監督署長の委託を受けて行う労働者の業務上の事由又は通勤による負傷又は疾病に係る認定検査</p> <p>3 事業主に使用される労働者であって労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第22条に規定する有害な業務又はじん肺法施行規則（昭和35年労働省令第6号）第2条に規定する粉じん作業に従事するもの及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第67条第1項の規定により健康管理手帳の交付を受けた者に対する健康診断</p> <p>4 健康保険その他の社会保険の患者及び社会保障関係の患者に対する診療</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>1 情報公開窓口 担当：総務課 TEL (0877) 23-3111（代表） FAX (0877) 24-1147 （注）香川労災病院が保有する法人文書について、直接来所して開示請求することができます。ただし、郵送により開示請求する場合は、下記の本部（総務課）あて郵送することになります。 担当：独立行政法人労働者健康安全機構（本部）総務課 〒212-0013 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号事務管理棟 TEL (044) 431-8600</p> <p>2 個人情報保護窓口 担当：医事課 TEL (0877) 23-3111（代表） FAX (0877) 24-1147 ホームページアドレス： 情報公開 <a href="https://www.kagawah.johas.go.jp/kokai">https://www.kagawah.johas.go.jp/kokai</a> 個人情報保護 <a href="https://www.kagawah.johas.go.jp/kokai/privacy">https://www.kagawah.johas.go.jp/kokai/privacy</a></p>
各種相談・案内窓口	<p>患者様相談窓口 担当：医療・看護・がん相談支援センター TEL (0877) 23-3111</p> <p>対面相談 月～金（祝日は除く）9:00～17:00 電話相談 月～金（祝日は除く）9:00～17:00</p>

## 独立行政法人労働者健康安全機構 香川産業保健総合支援センター

〒760-0050 高松市亀井町2-1 朝日生命高松ビル3階  
TEL (087) 813-1316 FAX (087) 813-1317  
(ホームページアドレス) <https://www.kagawas.johas.go.jp/>

### 〔組織及び職員数〕

(独立行政法人労働者健康安全機構)



設置根拠	独立行政法人労働者健康安全機構法第12条第1項第3号 独立行政法人労働者健康安全機構業務方法書第4条第1項第3号、第31条
所掌事務	労働者災害補償保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主（以下「事業主」という。）に使用される労働者の健康管理、健康教育その他の健康に関する事項に係る業務（以下「産業保健業務」という。）についての知識及び技能に関し、産業医その他の産業保健業務を行う者に対して次の各号に掲げる業務を行うものとする。 1 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関し必要な研修及び同種の研修を実施する団体に対する支援 2 産業保健業務に関する情報の収集及び整理並びに調査研究並びに産業保健業務に従事する者に対するこれらの情報の提供 3 産業保健業務に従事する者に対する産業保健業務に関する相談 4 産業医の選任義務のない事業場に対する産業保健に関する相談対応、産業保健指導等の支援など産業保健サービスの提供 5 事業主に対する産業保健業務に関する広報及び啓発
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人労働者健康安全機構（本部）総務部総務課 〒212-0021 神奈川県川崎市中原区木月住吉町1番1号 独立行政法人労働者健康安全機構事務管理棟 TEL (044) 431-8600 FAX (044) 411-5506 (注) 香川産業保健総合支援センターに関する情報の開示請求等は、独立行政法人労働者健康安全機構（本部）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	内容等：産業保健に関する窓口相談、実地相談、研修会の実施。 情報提供。測定機器貸出。メンタルヘルス対策等の普及促進のための個別訪問支援。研修会等の講師紹介。啓発セミナーの実施。治療と仕事の両立支援。 担当：業務課 TEL (087) 813-1316

# 独立行政法人国立病院機構

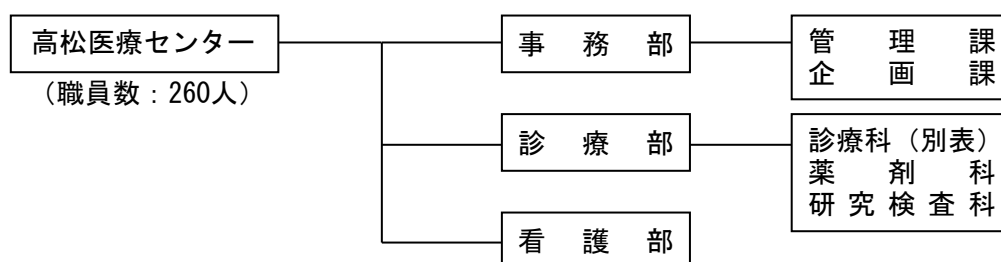
## 高松医療センター

〒761-0193 高松市新田町乙 8

TEL (087) 841-2146 FAX (087) 843-5545

(ホームページアドレス) <https://takamatsu.hosp.go.jp/>

### 〔組織〕



### (別表)

内 科	呼 吸 器 内 科	消 化 器 内 科	循 環 器 内 科	神 經 内 科	小 児 神 經 内 科	外 科	整 形 外 科	歯 科	麻 酔 科	泌 尿 器 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	皮 膚 科
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	--------	------------------	--------	-------------	------------------	--	-------------

設 置 根 拠	独立行政法人国立病院機構法附則第 5 条第 1 項
所 掌 事 務	1 医療の提供及びその附帯業務 2 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務 3 医療に関する技術者の研修及びその附帯業務
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：事務部 管理課 TEL (087) 841-2146
各種相談・ 案内窓口	医療全般 担当：事務部 企画課 専門職 TEL (087) 841-2146



# 独立行政法人国立病院機構

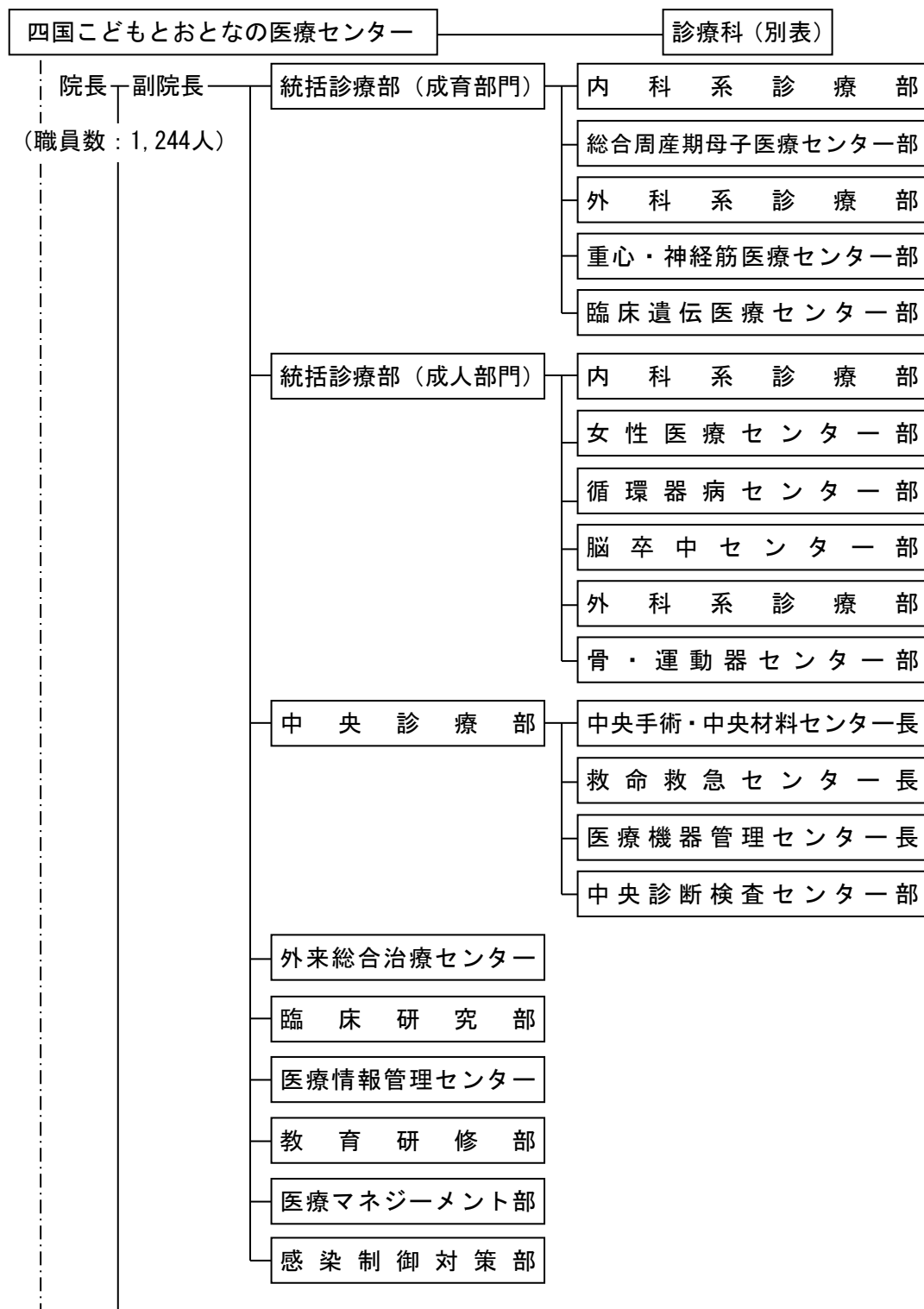
## 四国子どもとおとなの医療センター

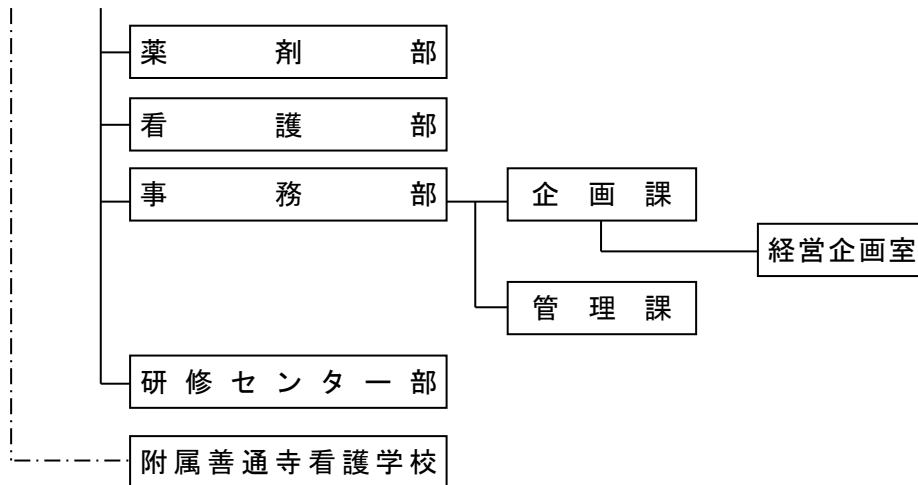
〒765-8507 善通寺市仙遊町 2-1-1

TEL 0877-62-1000 FAX 0877-62-6311

(ホームページアドレス) <https://shikoku-mc.hosp.go.jp/>

〔組織及び職員数〕





(別表)

(成育部門)

小 児 科	小 児 呼 吸 器 内 科	小 児 循 環 器 内 科	小 児 神 經 内 科	新 生 児 内 科	小 児 ア レ ル ギ ー 科	小 児 血 液 ・ 腫 瘍 内 科	小 児 腎 臓 内 科	児 童 心 療 内 科	児 童 精 神 科	児 童 心 療 精 神 科	婦 人 科 ( 思 春 期 )	産 科	周 産 期 内 科	小 児 感 染 症 内 科	小 児 内 分 泌 ・ 代 謝 内 科	小 児 外 科	小 児 心 臓 血 管 外 科	小 児 脳 神 經 外 科	
小 児 整 形 外 科	小 児 形 成 外 科	小 児 眼 科	小 児 耳 鼻 い ん こ う 科	小 児 歯 科															

(成人部門)

内 科	心 療 内 科	呼 吸 器 内 科	消 化 器 内 科	循 環 器 内 科	内 分 泌 ・ 代 謝 内 科	リ ウ マ チ 科	外 科	整 形 外 科	形 成 外 科	脳 神 經 外 科	呼 吸 器 外 科	心 臓 血 管 外 科	皮 膚 科	泌 尿 器 科	眼 科	耳 鼻 い ん こ う 科	乳 腺 外 科	婦 人 科	
不 妊 治 療 婦 人 科	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 科	放 射 線 科	麻 酔 科	救 急 科	臨 床 検 査 科	病 理 診 断 科	歯 科 口 腔 外 科												

設 置 根 拠	独立行政法人国立病院機構法附則第 5 条第 1 項
所 掌 事 務	1 医療の提供及びその附帯業務 2 医療に関する調査及び研究並びにその附帯業務 3 医療に関する技術者の研修及びその附帯業務
情報公開・個人 情報保護窓口	担当：事務部管理課 TEL (0877) 62-1000
各 種 相 談 ・ 案 内 窓 口	入退院・医療費・医療サービスのご相談（お問い合わせ） 担当：地域医療連携室 TEL (0877) 62-1000

# 独立行政法人地域医療機能推進機構

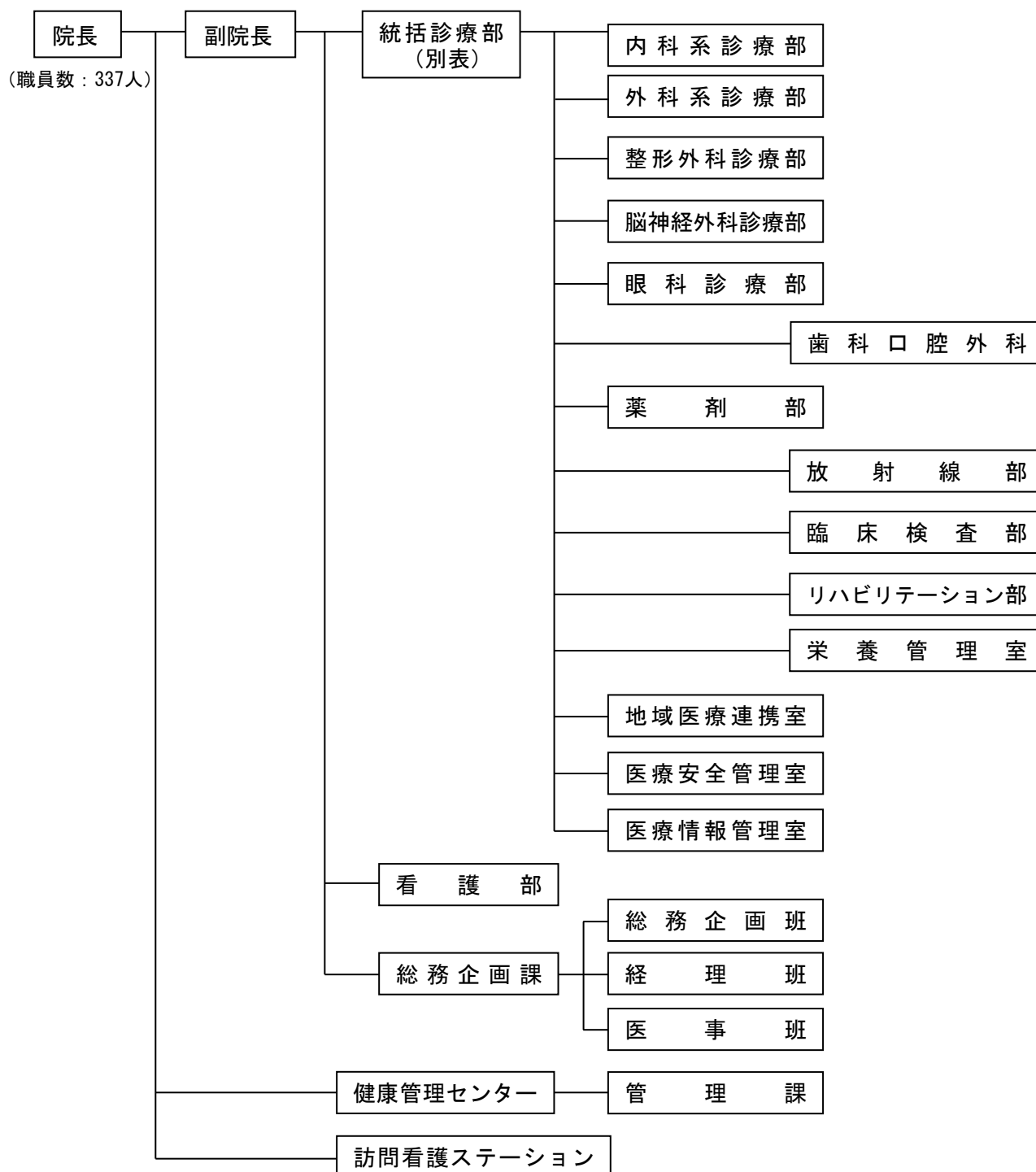
## りつりん病院

〒760-0073 高松市栗林町3丁目5番9号

TEL (087) 862-3171 FAX (087) 837-1427

(ホームページアドレス) <https://ritsurin.jcho.go.jp/>

〔組織及び職員数〕



(別表)

内科	呼吸器科	循環器内科	小児科	外科	整形外科	脳神経外科	皮膚科	泌尿器科	婦人科	眼科	耳鼻いんこう科	リハビリテーション科	放射線科	麻酔科	歯科口腔外科
----	------	-------	-----	----	------	-------	-----	------	-----	----	---------	------------	------	-----	--------

設置根拠	独立行政法人地域医療機能推進機構法
所掌事務	1 医療の提供 2 医療に関する調査及び研究 3 医療に関する技術者の研修
情報公開・個人情報保護窓口	担当：総務企画課（総務企画・医事） TEL (087) 862-3171（代表）
各種相談・案内窓口	1 医療・福祉に関する相談 担当：地域医療連携室 TEL (087) 862-3227 FAX (087) 862-3253 2 診療費に関すること 担当：総務企画課（医事） TEL (087) 862-3171（代表）

(農林水産省所管)

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構

西日本農業研究センター

善通寺研究拠点

〒765-8508 善通寺市仙遊町1-3-1

TEL (0877) 62-0800 FAX (0877) 63-1683

(ホームページアドレス) <https://www.naro.affrc.go.jp/warc/>

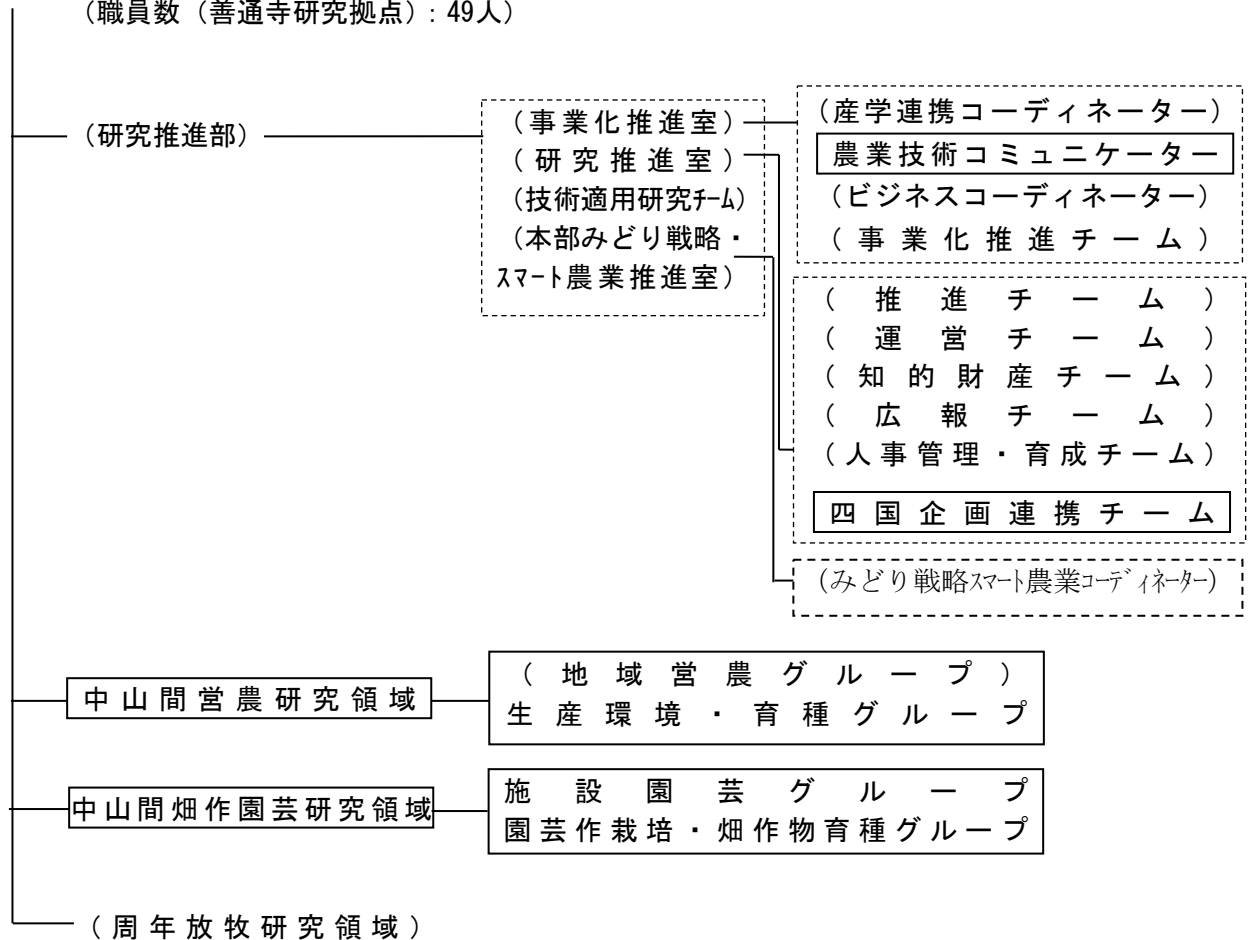
(西日本農業研究センター)

[組織及び職員数]

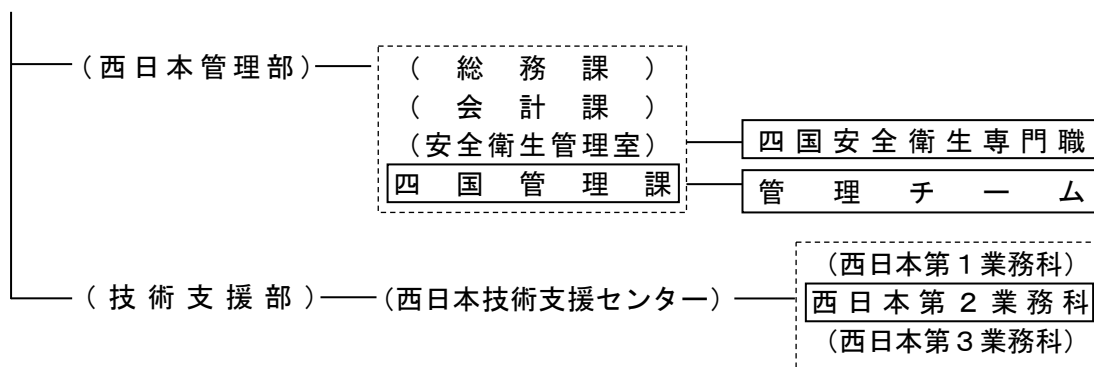
西日本農業研究センター

〒721-8514 広島県福山市西深津町6-12-1 TEL(084)923-4100

(職員数(善通寺研究拠点): 49人)



管理本部



(注) 西日本農業研究センターの組織のうち、善通寺研究拠点に配置されているセクションを  書きで示した。

設置根拠	独立行政法人通則法第7条第2項 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法第5条 組織規程第265条
所掌事務	1 中山間営農研究領域は、西日本地域における中山間の地産地消ビジネスモデル、生産環境管理及び作物の品種育成（中山間畑作園芸研究領域の所掌に属するものを除く。）に係る試験及び研究並びに調査に関する業務をつかさどる。（組織規程第267条） 2 中山間畑作園芸研究領域は、西日本地域における中山間の園芸作経営体間データ連携及び生産環境制御並びに大豆・大麦の品種育成に係る試験及び研究並びに調査に関する業務をつかさどる。（組織規程第268条）
管轄区域	四国地域及びこれと農業事情を等しくする地方
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国管理課管理チーム TEL (0877) 63-8112

(経済産業省所管)

## 国立研究開発法人産業技術総合研究所 四国センター

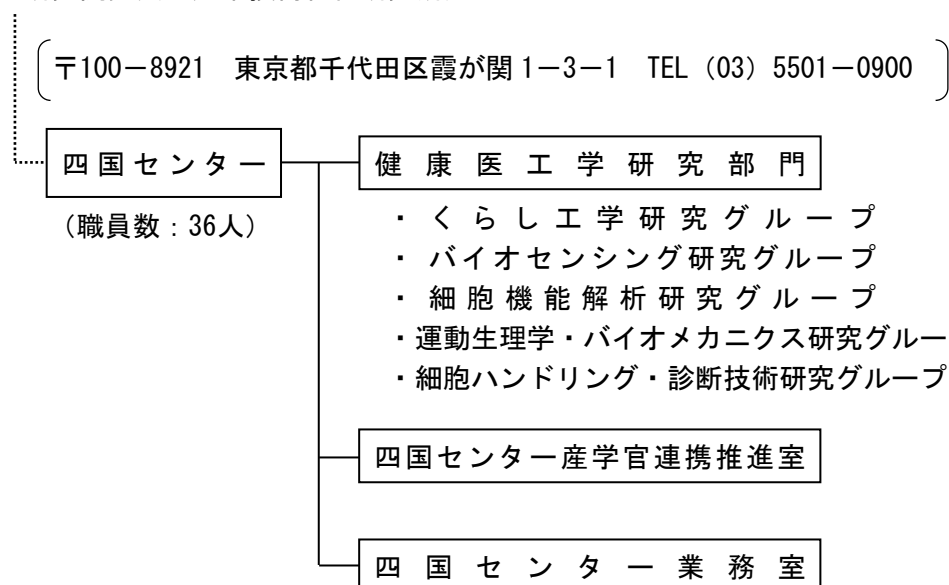
〒761-0395 高松市林町 2217-14

TEL (087) 869-3511 FAX (087) 869-3553

(ホームページアドレス) <https://www.aist.go.jp/shikoku/>

[組織及び職員数]

(国立研究開発法人産業技術総合研究所)



設置根拠	産業技術総合研究所組織規程第4条、第21条
所掌事務	産総研の第5期中長期計画の「地域イノベーション」を推進するため、公設試、大学等との地域連携ネットワークを強化し、産業界、社会への「橋渡し」機能を強化する。研究拠点としてヘルスケアに係る世界最高水準の研究開発を実施すると共に、連携拠点としてオール産総研の技術や人材を活用して四国地域産業に貢献する。特に、拠点全体として四国地域に特徴的な社会課題である少子高齢化の解決に向けて「ヘルスケア・医療産業創出プラットフォーム」および「IoT/AIモノづくり四国ネットワーク」の活動を推進する。
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	【情報公開】 四国センター 情報公開窓口 TEL (087) 869-4101 【個人情報保護】 四国センター 個人情報保護窓口 TEL (087) 869-4101



各種相談・案内窓口	<p>技術相談</p> <p>産総研にある様々な研究成果を地域企業に活用していただくため、四国の産業界、大学・公設試験研究機関などと緊密に連携して、情報の発信と提案に努めております。また、技術的な相談を受け付け、課題解決に協力します。</p> <p>対象：企業の研究・技術部門等</p> <p>担当：四国センター産学官連携推進室</p> <p>TEL (087) 869-3523 FAX (087) 869-3554</p> <p>E-mail : <a href="mailto:shikoku-counselors-ml@aist.go.jp">shikoku-counselors-ml@aist.go.jp</a></p>
-----------	--

## 独立行政法人製品評価技術基盤機構 四国支所

〒760-0023 高松市寿町1-3-2 日進高松ビル5階

TEL (087) 851-3961 FAX (087) 851-3963

(ホームページアドレス) <https://www.nite.go.jp/> (製品評価技術基盤機構本部)

### 〔組織及び職員数〕

(独立行政法人製品評価技術基盤機構)

(〒151-0066 東京都渋谷区西原2-49-10 TEL (03) 3481-1921 (代表))

四 国 支 所

(職員数：3人)

設 置 根 拠	独立行政法人製品評価技術基盤機構組織規程第5条の2第13号
所 掌 事 務	<p>(支所の管理業務関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 支所の業務の総合調整に関すること。</li> <li>2 情報資産の管理に関すること。</li> <li>3 印章の管守に関すること。</li> <li>4 所内の警備、清掃等に関すること。</li> <li>5 庶務に関すること。</li> <li>6 職員の福利厚生に関すること。</li> <li>7 防災及び安全管理に関すること。</li> <li>8 施設の営繕その他の維持管理に関すること。</li> <li>9 資産及び物品の管理及び処分の事務に関すること (財務・会計に関するものに限ることとし、重要な資産及び物品に属するものを除く。)</li> </ol> <p>(国際評価技術本部業務関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第9条の2に定める国際評価技術本部の所掌事務の支援に関すること。</li> </ol> <p>(バイオテクノロジーセンター業務関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第10条に定めるバイオテクノロジーセンターの所掌事務の支援に関すること。</li> </ol> <p>(化学物質管理センター業務関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第11条に定める化学物質管理センターの所掌事務の支援に関すること。</li> </ol> <p>(認定センター業務関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 第12条に定める認定センターの所掌事務の支援に関すること。</li> </ol> <p>(製品安全センター業務関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 消費生活用製品等の技術上の情報の収集、評価、整理及び提供に関すること。</li> <li>2 前号に掲げるもののほか、第13条に定める製品安全センターの所掌事務の支援に関すること。</li> </ol> <p>(その他)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 前各号に掲げるもののほか、その他の支所の業務</li> </ol>

管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人製品評価技術基盤機構 企画管理部 総務課 情報公開・個人情報保護相談室 〒151-0066 東京都渋谷区西原 2-49-10 製品評価技術基盤機構 本館 1 階 TEL (03) 3481-2063 FAX (03) 3481-1920 E-mail : <a href="mailto:open@nite.go.jp">open@nite.go.jp</a> (注) 四国支所に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。

## 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)

### 香川貿易情報センター

〒760-0017 高松市番町 2-2-2 高松商工会議所会館 5 階

TEL (087) 851-9407 FAX (087) 822-1931

(ホームページアドレス) <https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/kagawa/>

#### 〔組織及び職員数〕

(独立行政法人日本貿易振興機構)

〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32 アーク森ビル (総合案内 6 階)  
TEL (03) 3582-5511

香川貿易情報センター

(職員数：6 人)

設置根拠	独立行政法人通則法 独立行政法人日本貿易振興機構法
所掌事務	1 貿易に関する調査をし、及びその成果を普及すること 2 我が国の産業及び商品の紹介及び宣伝を行うこと 3 貿易取引のあっせんを行うこと 4 貿易に関する出版物の刊行及び頒布その他の貿易に関する広報を行うこと 5 博覧会、見本市その他これらに準ずるものを開催し、若しくはこれらに参加し、又はその開催若しくは参加のあっせんを行うこと 6 アジア地域その他の地域の経済及びこれに関連する諸事情に関する資料を収集すること等
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：香川貿易情報センター TEL (087) 851-9407
各種相談・案内窓口	担当：香川貿易情報センター TEL (087) 851-9407

## 独立行政法人中小企業基盤整備機構 四国本部

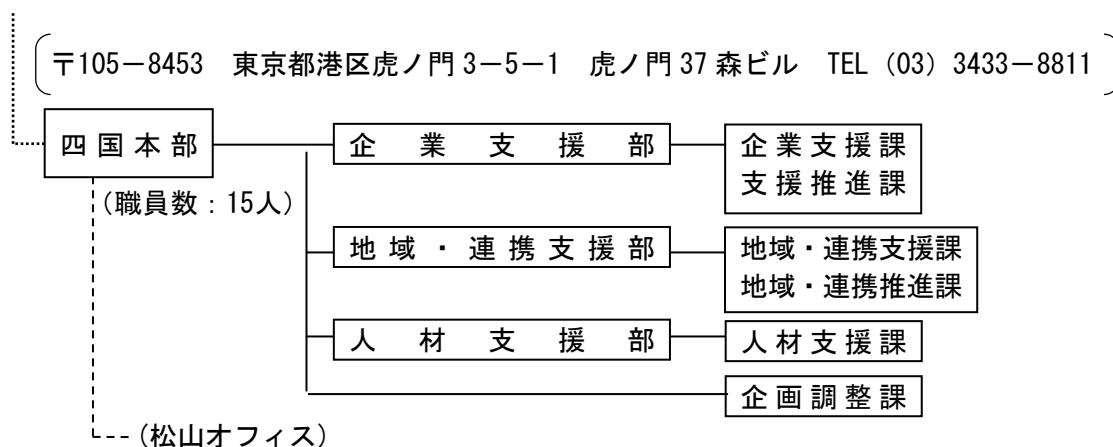
〒760-0019 高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟7階

TEL (087) 811-3330 FAX (087) 811-1753

(ホームページアドレス) [https://www.smrj.go.jp/regional\\_hq/shikoku/index.html](https://www.smrj.go.jp/regional_hq/shikoku/index.html)

### 〔組織及び職員数〕

(独立行政法人中小企業基盤整備機構)



設置根拠	独立行政法人中小企業基盤整備機構組織規程第2条第2項
所掌事務	四国4県をエリアとして、“身近で、迅速・的確なサポート”の実現を目標に、中小企業者様の窓口相談、専門家派遣、共済制度の普及・相談、創業・新事業展開の支援を実施
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：本部 企画部広報・情報戦略統括室 広報課 情報公開・個人情報保護担当 TEL (03) 5470-1515 担当：四国本部 企画調整課 情報公開・個人情報保護担当 TEL (087) 811-3330
各種相談・案内窓口	1 経営相談／専門家派遣 担当：企業支援部企業支援課 TEL (087) 811-1752 2 新事業創出支援／販路開拓／海外展開支援／ジェグテック 担当：企業支援部支援推進課 TEL (087) 823-3220 3 小規模企業共済／経営セーフティ共済 担当：地域・連携支援部地域・連携推進課 TEL (087) 823-1325 4 事業承継 担当：地域・連携支援部地域・連携支援課

	TEL (087) 811-3321 5 中小企業大学校／四国キャンパス 担当：人材支援部人材支援課 TEL (087) 811-1752 6 がんばる中小企業「経営相談ホットライン」 担当：企業支援部企業支援課 TEL 050-3171-8814
--	--

(国土交通省所管)

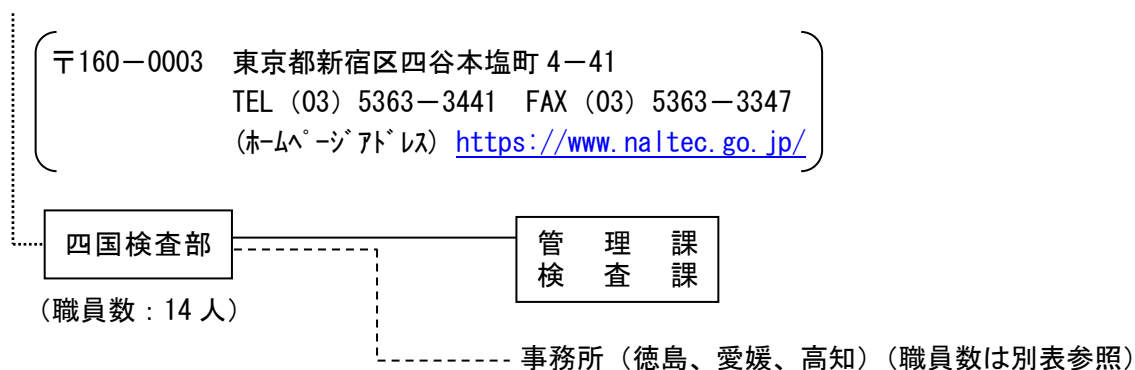
独立行政法人自動車技術総合機構  
四国検査部

〒761-8023 高松市鬼無町佐藤 20-1

TEL (087) 882-1372 FAX (087) 842-5075

[組織及び職員数]

(独立行政法人自動車技術総合機構)



(別表) 職員数 (人)

徳島事務所	愛媛事務所	高知事務所
6	8	6

設置根拠	独立行政法人自動車技術総合機構法 独立行政法人自動車技術総合機構組織規程第3条、第77条第1項及び第2項
所掌事務	1 自動車保安基準に適合するかどうかの審査(道路運送車両法第75条の4第1項に基づくものを除く。)を行うこと。 2 1に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。
情報公開・個人情報保護窓口	担当：独立行政法人自動車技術総合機構 総務部 総務課 TEL (03) 5363-3441 FAX (03) 5363-3347 (注) 独立行政法人自動車技術総合機構に関する情報の開示請求等は、本部の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	自動車検査に関する相談 担当：四国検査部検査課 TEL (087) 882-1372

## 独立行政法人水資源機構

### 関西・吉野川支社 吉野川本部

〒760-0018 香川県高松市天神前 10-1

TEL (087) 835-6600 FAX (087) 835-6604

(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/yoshino/yoshino/>

香川用水管理所 〒766-0004 香川県仲多度郡琴平町榎井 891-2

TEL (0877) 73-4221 FAX (0877) 73-4224

(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/yoshino/kagawa/>

池田総合管理所 〒778-0040 徳島県三好市池田町西山谷尻 4235-1

TEL (0883) 72-2050 FAX (0883) 72-0727

(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/yoshino/ikeda/>

旧吉野川河口堰管理所 〒771-0144 徳島県徳島市川内町榎瀬 841

TEL (088) 665-1435 FAX (088) 665-1374

(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/yoshino/qyoshino/>

#### 〔組織及び職員数〕

(独立行政法人水資源機構)

〒330-6008 埼玉県さいたま市中央区新都心 11-2 TEL (048) 600-6500

(ホームページアドレス) <https://www.water.go.jp/honsya/honsya/index.html>

(関西・吉野川支社)

〒540-0005 大阪府大阪市中央区上町 A-12 上町セイワビル TEL 06-6763-5182

吉野川本部

(職員数：11人)

総務課

企画調整課

施設管理課

香川用水管理所

(職員数：21人)

(池田総合管理所)

(職員数：70人)

(旧吉野川河口堰管理所)

(職員数：16人)

(注) ( ) は、香川県外に所在する機関を示す。



設置根拠	<p>吉野川本部 独立行政法人水資源機構組織規程第 52 条</p> <p>香川用水管理所 独立行政法人水資源機構組織規程第 93 条第 4 項、第 94 条第 1 項 建設所等の設置に関する規程第 2 条、別表第 5</p> <p>池田総合管理所 独立行政法人水資源機構組織規程第 93 条第 4 項、第 94 条第 1 項 建設所等の設置に関する規程第 2 条、別表第 4</p> <p>旧吉野川河口堰管理所 独立行政法人水資源機構組織規程第 93 条第 4 項、第 94 条第 1 項 建設所等の設置に関する規程第 2 条、別表第 5</p>
所掌事務	<p>吉野川本部 吉野川水系に係る機構の業務</p> <p>香川用水管理所 香川用水施設の管理及び災害復旧工事</p> <p>池田総合管理所 一 早明浦ダム再生工事 二 早明浦ダム、池田ダム、新宮ダム及び富郷ダム並びに高知分水施設の管理 及び災害復旧工事</p> <p>旧吉野川河口堰管理所 旧吉野川河口堰及び今切川河口堰の管理及び災害復旧工事</p>
管轄区域	<p>吉野川本部：香川県、徳島県、高知県、愛媛県</p> <p>香川用水管理所：香川県、徳島県</p> <p>池田総合管理所：徳島県、高知県、愛媛県</p> <p>旧吉野川河口堰管理所：徳島県</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：吉野川本部総務課 TEL (087) 835-6600</p> <p>(注) 吉野川本部及び下部組織の情報公開及び個人情報保護に係る開示請求等は、上記の窓口で受け付けています。</p>

## 独立行政法人自動車事故対策機構（ナスバ）

National Agency for Automotive Safety and Victims' Aid

### 高松主管支所

〒760-0066 高松市福岡町 3-3-6  
香川県トラック協会 安全研修センタービル 2 階  
TEL (087) 851-6963 FAX (087) 851-6962

#### 〔組織及び職員数〕

（独立行政法人自動車事故対策機構）

〒130-0013 東京都墨田区錦糸 3-2-1 アルカイースト 19 階  
TEL (03) 5608-7560（代表）  
ホームページアドレス <https://www.nasva.go.jp/>

高松主管支所 ----- 支所（徳島、愛媛、高知）

（職員数：9人）

設置根拠	独立行政法人自動車事故対策機構法（平成 14 年法律第 183 号）
所掌事務	1 運行管理者等の指導講習 2 運転者の適性診断・カウンセリングの実施 3 運輸安全マネジメントの支援、運輸安全マネジメント評価 4 IS039001 道路交通安全マネジメントシステムの推進 5 自動車事故による重度後遺障害者のための療護施設の設置・運営（本部） 6 自動車事故による重度後遺障害者に介護料の支給 7 自動車事故による交通遺児等の育成支援 8 自動車・チャイルドシートの安全性能の評価試験を実施（自動車・チャイルドシートアセスメント情報の公表）
情報公開・個人情報保護窓口	担当：高松主管支所 マネージャー（総務担当） TEL (087) 851-6963 FAX (087) 851-6962 ホームページアドレス： <a href="https://www.nasva.go.jp/">https://www.nasva.go.jp/</a> （注）独立行政法人 自動車事故対策機構 本部のアドレスです。
各種相談・案内窓口	所掌事務に関すること 担当：高松主管支所 TEL (087) 851-6963

## 独立行政法人住宅金融支援機構 四国支店

〒760-0017 高松市番町1-6-6 甲南アセット番町ビル2階

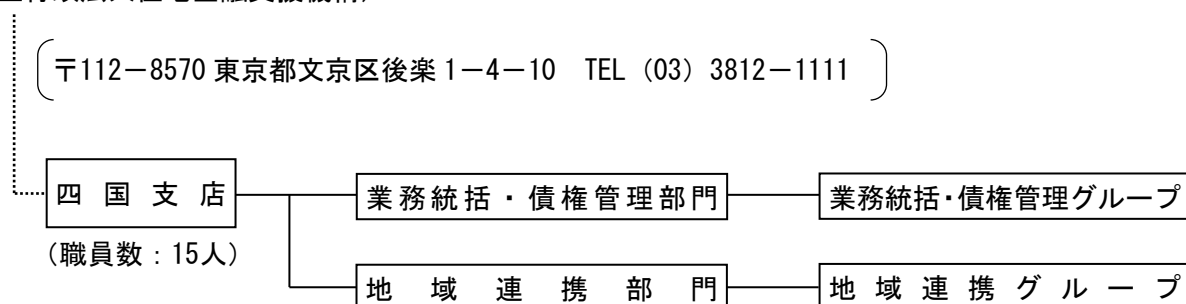
TEL (087) 825-0621 FAX (087) 821-9698

(ホームページアドレス) <https://www.jhf.go.jp>

(注) 独立行政法人 住宅金融支援機構 本店のホームページアドレス

### 〔組織及び職員数〕

(独立行政法人住宅金融支援機構)



設置根拠	独立行政法人住宅金融支援機構組織規程第4条及び第5条
所掌事務	独立行政法人住宅金融支援機構組織規程第51条 証券化支援業務、直接融資業務、貸付債権等の管理・回収業務、証券化支援業務等に係る情報提供及び相談業務、地域連携業務 (電話相談業務は、お客さまコールセンターに一本化)
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：四国支店 業務統括・債権管理グループ TEL (087) 825-0621
各種相談・案内窓口	1 住宅ローンの総合相談 内容：フラット35、機構融資、技術基準に関する電話相談 担当：お客さまコールセンター TEL 0120-0860-35 (注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、(048)615-0420までおかけください(通話料金がかかります。) 2 ご契約内容、残高証明書、繰上返済の制度概要に関する電話相談 担当：お客さまコールセンター TEL 0120-0860-16 (注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、(048)615-0421までおかけください(通話料金がかかります。)

各種相談・案内窓口	<p>3 機構団体信用生命保険特約制度に関する電話相談          担当：お客さまコールセンター          TEL 0120-0860-78          (注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、          (048)615-3311 までおかけください(通話料金がかかります。)</p>
	<p>4 マンションすまい・る債、つみたてくんの手続に関する電話相談          担当：お客さまコールセンター          TEL 0120-0860-23          (注) ご利用いただけない場合(海外からの国際電話など)は、          (048)615-2323 までおかけください(通話料金がかかります。)</p>
	<p>5 賃貸住宅(建設・リフォーム)に関するご相談          担当：近畿支店まちづくり業務グループ          TEL (06) 6281-9266</p>
	<p>6 マンション共用部分リフォーム融資に関するご相談          担当：近畿支店まちづくり業務グループ          TEL (06) 6281-9266</p>

# 国立大学法人 香川大学

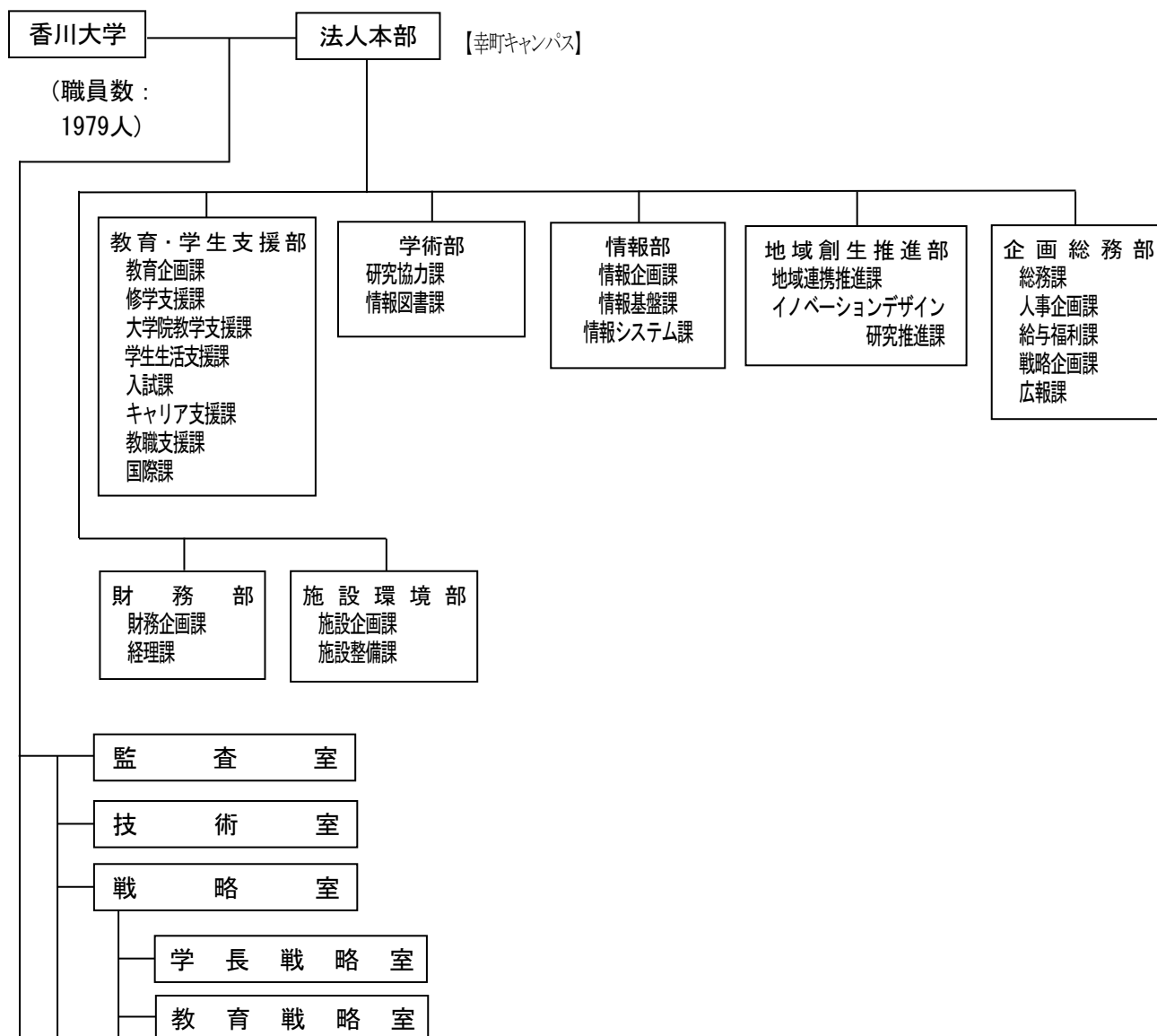
〒760-8521 高松市幸町1-1

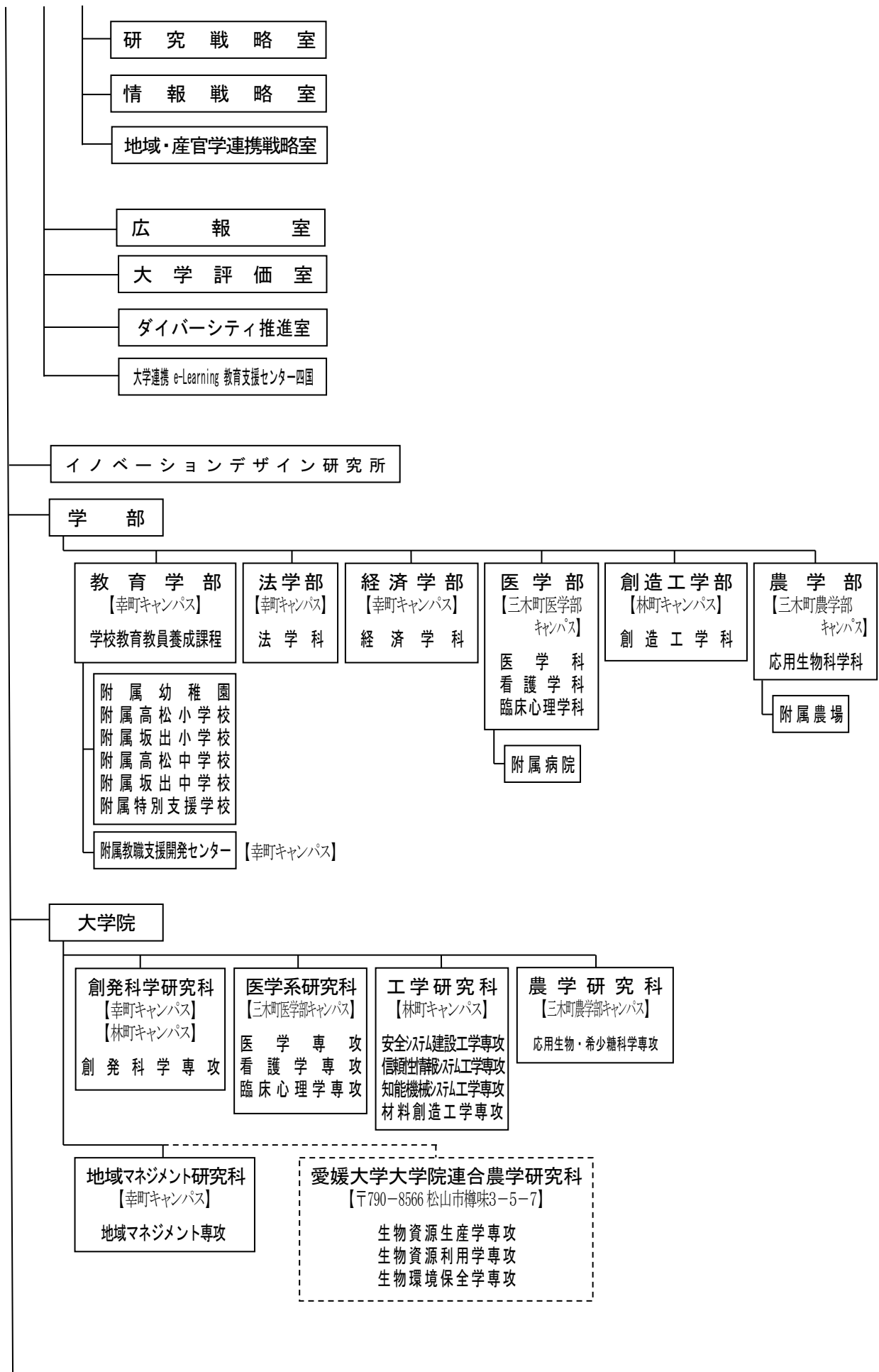
TEL (087) 832-1000 FAX (087) 832-1053

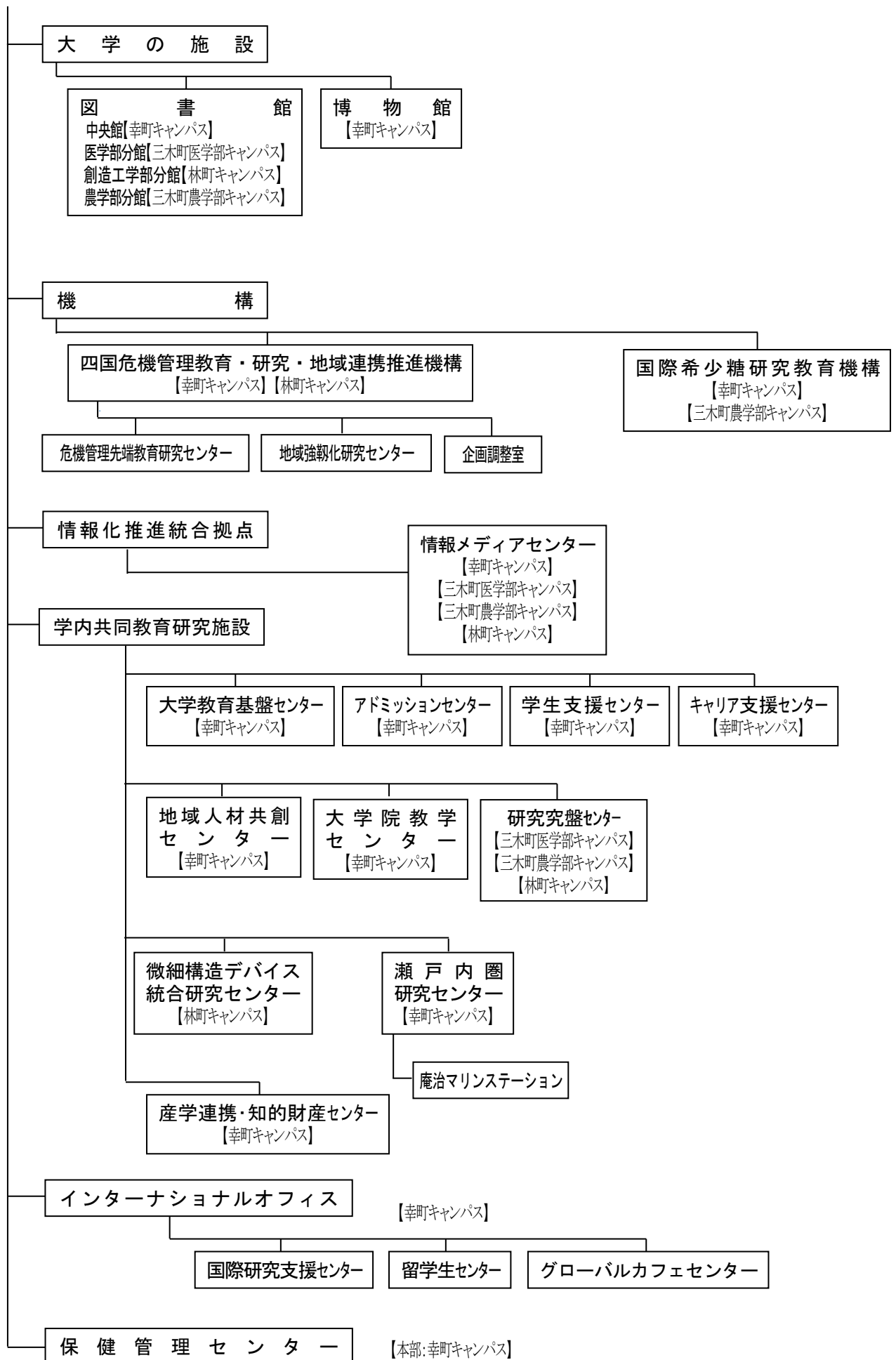
(ホームページアドレス) <https://www.kagawa-u.ac.jp/>

幸町キャンパス	: 〒760-8521	高松市幸町1-1
林町キャンパス	: 〒761-0396	高松市林町2217-20
三木町医学部キャンパス	: 〒761-0793	木田郡三木町池戸1750-1
三木町農学部キャンパス	: 〒761-0795	木田郡三木町池戸2393
教育学部附属幼稚園高松園舎	: 〒760-0017	高松市番町5-1-55
教育学部附属高松小学校	: 〒760-0017	高松市番町5-1-55
教育学部附属高松中学校	: 〒761-8082	高松市鹿角町394
教育学部附属幼稚園	: 〒762-0031	坂出市文京町1-9-4
教育学部附属坂出小学校	: 〒762-0031	坂出市文京町2-4-2
教育学部附属坂出中学校	: 〒762-0037	坂出市青葉町1-7
教育学部附属特別支援学校	: 〒762-0024	坂出市府中町綾坂889

## 〔組織及び職員数〕







設置根拠	国立大学法人法第1条、第4条
所掌事務	<p>1 国立大学を設置し、これを運営すること。</p> <p>2 学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うこと。</p> <p>3 当該国立大学法人以外の者から委託を受け、又はこれと共同して行う研究の実施その他の当該国立大学法人以外の者との連携による教育研究活動を行うこと。</p> <p>4 公開講座の開設その他の学生以外の者に対する学習の機会を提供すること。</p> <p>5 当該国立大学における研究の成果を普及し、及びその活用を促進すること。</p> <p>6 当該国立大学における技術に関する研究の成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に出資すること。</p> <p>7 これらの業務に附随する業務を行うこと。</p>
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：香川大学広報室 TEL (087) 832-1027 FAX (087) 832-1115 メールアドレス：<a href="mailto:soumkot@kagawa-u.ac.jp">soumkot@kagawa-u.ac.jp</a></p>
各種相談・案内窓口	<p>1 香川大学の教育研究、諸行事等の案内、情報公開の相談 担当：香川大学広報室 TEL (087) 832-1027 FAX (087) 832-1115 メールアドレス：<a href="mailto:soumkot@kagawa-u.ac.jp">soumkot@kagawa-u.ac.jp</a></p> <p>2 医療相談窓口 対象：入院、通院患者及びその家族 内容：診療上に関する相談、療養上の困り事、公費負担医療、その他の相談 担当：医学部附属病院総合地域医療連携センター TEL (087) 891-2363</p> <p>がん相談窓口 TEL (087) 891-2473 (担当部署：がん相談支援センター) がんに関する不安、悩みなどご相談ください。</p> <p>肝炎治療相談窓口 TEL (087) 891-2468 (担当部署：総合地域医療連携センター) 肝炎ウイルス感染者、肝炎患者、そのご家族の皆さんの相談及び就労相談 (「肝炎専門医師」の相談は要予約)</p> <p>認知症専門医療相談窓口 TEL (087) 891-2474 (担当部署：認知症疾患医療センター) 認知症に関する相談</p> <p>難病相談窓口 TEL (087) 898-5111 (代表) (担当部署：総合地域医療連携センター) 難病に関する相談</p> <p>脳卒中・心臓病相談窓口 TEL (087) 891-5684 (担当部署：脳卒中・心臓病等総合支援センター) 脳卒中・心臓病に関する相談</p>



(総務省所管)

## 西日本電信電話株式会社

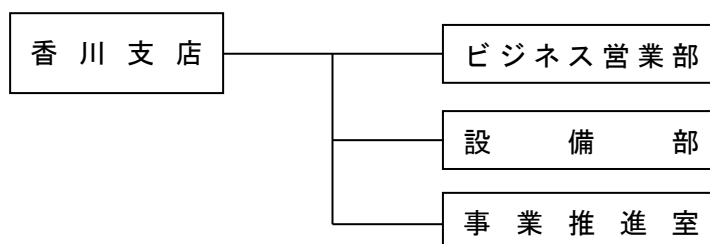
### 香川支店

〒760-0055 高松市観光通一丁目8番地2

TEL (087) 833-5300 FAX (087) 833-0010

(ホームページアドレス) <https://www.ntt-west.co.jp/kagawa/>

〔組織〕



設置根拠	西日本電信電話株式会社組織規程第2条
所掌事務	地域電気通信サービス等の提供等に関すること
管轄区域	香川県
各種相談・案内窓口	<p>○電気通信サービス等に係る個人情報の具体的な取扱いについて</p> <p>(1) 開示・訂正等のお申出先 局番なしの「116」 携帯電話からは「0800-2000116」 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：年末年始（12/29～1/3）</p> <p>(2) 取扱いに関するご意見・ご要望 0120-019000（お客さま相談センター） 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※携帯電話からもご利用いただけます。</p> <p>○フレッツサービスやひかり電話などに関するお申し込み・お問い合わせ 0120-116116 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：年末年始（12/29～1/3） ※携帯電話からもご利用いただけます。</p>

各種相談・案内窓口

○電話サービスに関するお申し込み・お問い合わせ

局番なしの「116」  
携帯電話からは「0800-2000116」  
受付時間：午前9時～午後5時  
休業日：年末年始（12/29～1/3）

○ひかり電話やフレッツサービスに関する故障などのお問い合わせ

0120-248995  
受付時間：24時間受付（音声ガイダンスによる録音受付）  
※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話またはSMS等にて対応いたします。（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります）  
※ひかり電話、フレッツサービスの故障などについて緊急対応が必要な場合には、オペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿って対応ください。  
※故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。  
※ひかり電話、フレッツサービスの故障などについてNTT東日本エリアからは0120-248842にて受付を実施しております。  
※フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州）以外からはご利用になれません。  
※携帯電話からもご利用いただけます。  
※電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。

○電話の故障・垂れ下がっている電話線などのお問い合わせ

局番なしの「113」  
ひかり電話・携帯電話からは「0120-444113」  
受付時間：24時間（音声ガイダンスによる録音受付）  
※オペレーターが録音内容を確認後、順次電話またはSMS等にて対応いたします。（一部時間帯においては、オペレーターが直接受付を行う場合があります。）  
※緊急対応が必要な場合にはオペレーターがお受けいたしますので、音声ガイダンスに沿ってご対応ください。  
※故障修理などの対応については午前9時～午後5時とさせていただきます。

○NTT西日本に関するご意見・ご要望・お問い合わせ

0120-019000（お客さま相談センター）  
受付時間：午前9時～午後5時  
休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）  
※携帯電話からもご利用いただけます。

各種相談・案内窓口	<p>○通信設備工事の品質向上に関するご意見 0120-928449 受付時間：午前9時～午後5時 休業日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3） ※より一層お客さまに安心していただける工事に努めるために、工事前後の挨拶や電話工事中の安全面等に関するお客さまのご意見・ご要望等を頂戴する窓口です。 ※フリーアクセスはNTT西日本エリア（北陸・東海・関西・中国・四国・九州地区）以外からはご利用になれません。 ※携帯電話からもご利用いただけます。</p> <p>お問い合わせいただく際は、電話番号をお確かめのうえ、お間違えのないようお願いいたします。 また、一部はインターネットでもお問い合わせいただけます。 詳しくは以下のページよりご覧ください。 <a href="https://www.ntt-west.co.jp/share/inquire.html">https://www.ntt-west.co.jp/share/inquire.html</a></p>
-----------	--

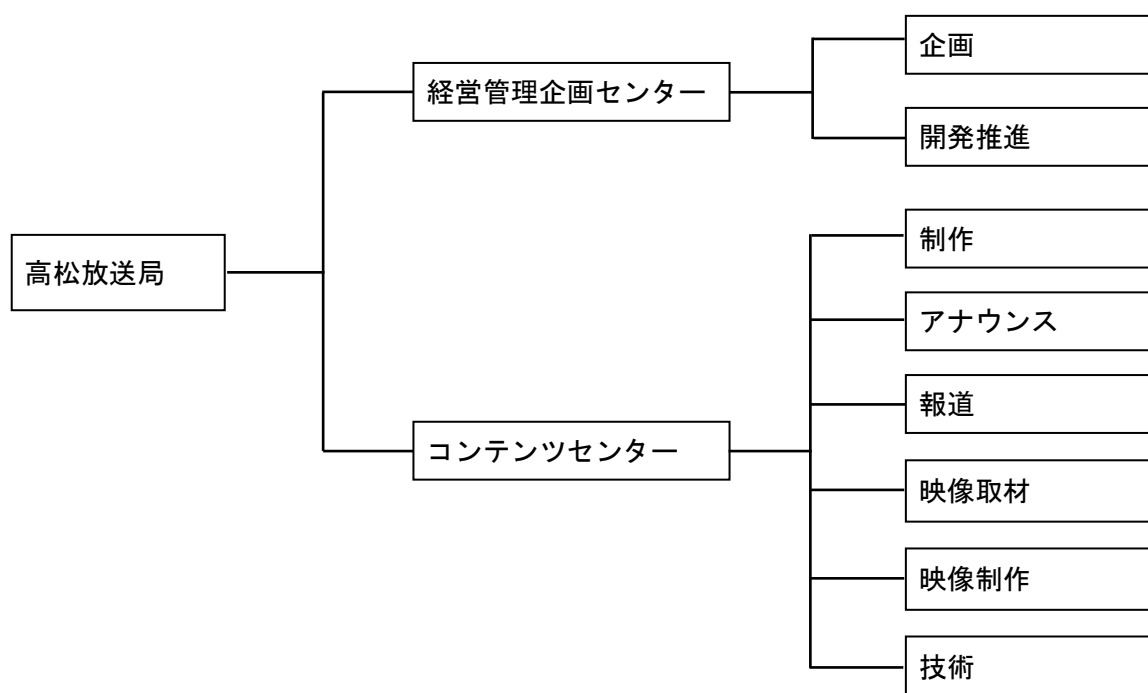
# 日本放送協会 高松放送局

〒760-8686 高松市錦町1-12-7

TEL (087) 825-0151 FAX (087) 825-0157

(ホームページアドレス) <https://www.nhk.or.jp/takamatsu/>

## 〔組織〕



設置根拠	放送法第17条第2項
所掌事務	1 中波放送、超短波放送、テレビジョン放送による国内放送を行うこと。 2 テレビジョン放送による委託国内放送業務を行うこと。 3 放送及びその受信の進歩発達に必要な調査研究を行うこと。
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：経営管理企画センター（企画） TEL (087) 825-0151

## (財務省所管)

日本たばこ産業株式会社

□Country People&Culcure 香川駐在 (人事労務/産業保健/危機管理/許可担当)

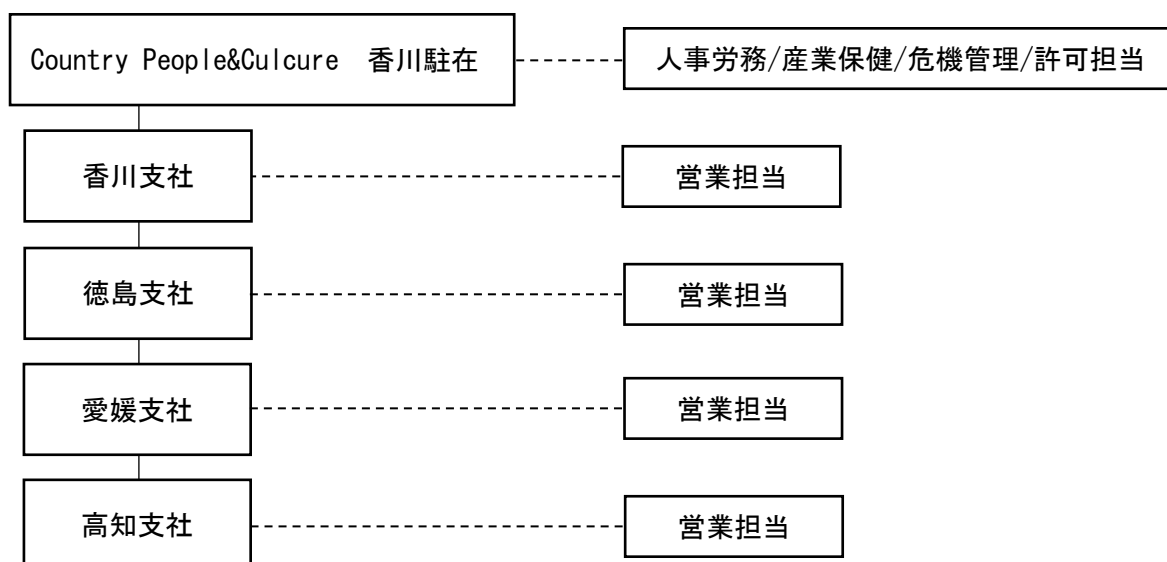
〒760-0020 高松市古新町 8-1 高松スクエアビル 4F

TEL (087) 821-2195 (人事労務/産業保健/危機管理担当) FAX (087) 822-6720

(087) 823-6616 (許可担当) FAX (087) 822-6720

※管轄：四国エリア 4 支社 (香川支社・徳島支社・愛媛支社・高知支社) の人事労務/産業保健/  
危機管理/許可に関わる各種業務を担当

### 〔組織〕



設置根拠	日本たばこ産業株式会社法
所掌事務	たばこの販売
管轄区域	香川県、徳島県、愛媛県、高知県
各種相談・案内窓口	お客様相談 ・内容等：製品及びサービスに関するお客様対応 ・担当：(本社) お客様相談センター TEL (0120) 198-504

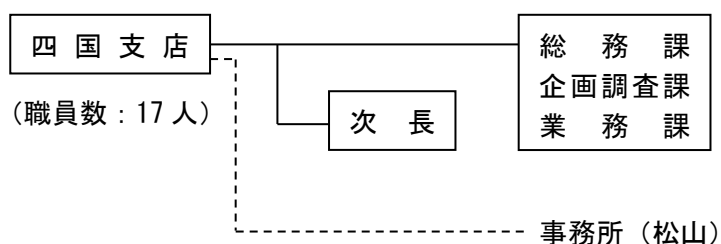
## 株式会社日本政策投資銀行 四国支店

〒760-0050 高松市亀井町5-1

TEL (087) 861-6677 FAX (087) 831-1484

(ホームページアドレス) <https://www.dbj.jp/co/info/branchnews/sikoku/>

### 〔組織及び職員数〕



設置根拠	株式会社日本政策投資銀行法第1条
所掌事務	政府系金融機関・旧日本政策投資銀行の業務を継承し、企業等が必要とする事業資金を対象に長期資金の供給等を行う。
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	四国支店 総務課 TEL (087) 861-6677 (代表)
各種相談・案内窓口	融資相談等、融資制度照会等 担当：四国支店 業務課 TEL (087) 861-6675 (業務課代表)

(財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省所管)

株式会社日本政策金融公庫  
高松支店

〒760-0023 高松市寿町 2-2-7

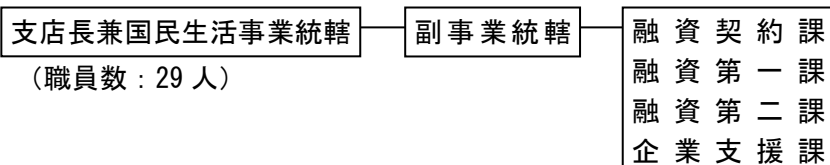
TEL 0570-085298 FAX (087) 822-9274

(ホームページアドレス) <https://www.jfc.go.jp/>

[組織及び職員数]

高松支店

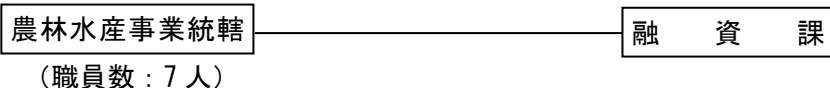
〈国民生活事業〉(財務省、厚生労働省所管)



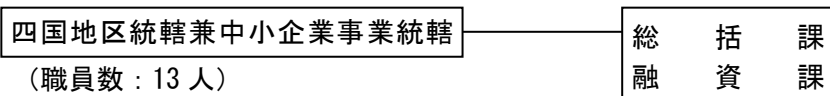
四国地区統轄室

(職員数: 5人)

〈農林水産事業〉(農林水産省所管)



〈中小企業事業〉(経済産業省所管)



設 置 根 拠	株式会社日本政策金融公庫法
所 掌 事 務	〈国民生活事業〉 小口の事業資金融資、創業支援、事業承継支援、国の教育ローン等 〈農林水産事業〉 農業者又は食品の製造、加工、もしくは流通の事業を営む者に対する設備資金等の貸付け及び債権の管理・回収等 〈中小企業事業〉 中小企業への長期事業資金の融資等
管 轄 区 域	〈国民生活事業〉 香川県 〈農林水産事業〉 香川県 〈中小企業事業〉 香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：国民生活事業 副事業統轄 TEL (087) 851-0181
各種相談・案内窓口	〈国民生活事業〉 融資相談 担当：融資第二課 TEL 0570-085298 〈農林水産事業〉 融資相談 担当：融資課 TEL (087) 851-2880 〈中小企業事業〉 融資相談 担当：融資課 TEL (087) 851-9141



(文部科学省、総務省所管)

## 放送大学学園

### 放送大学香川学習センター

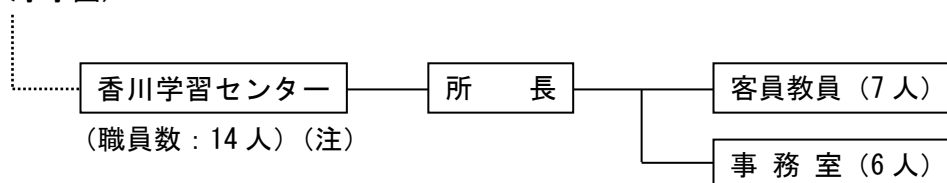
〒760-0016 高松市幸町1-1 (香川大学幸町北キャンパス内)

TEL (087) 837-9877 FAX (087) 837-9890

(ホームページアドレス) <https://www.sc.ouj.ac.jp/center/kagawa/>

[組織及び職員数]

(放送大学学園)



(注) 職員数には非常勤職員を含む。

設置根拠	放送大学学園法第3条、放送大学学園寄附行為第3条、放送大学学園の組織及び運営の基本に関する規則第11条、放送大学学則第4条
所掌事務	面接授業の実施、単位認定試験の実施、番組再視聴の機会の提供、学生の学習上の相談、学生の厚生補導に関する業務等
情報公開・個人情報保護窓口	担当：放送大学（本部）総務部総務課総務係 TEL (043) 298-4207 E-mail : <a href="mailto:koukai@ouj.ac.jp">koukai@ouj.ac.jp</a> (注) 香川学習センターに関する情報の開示請求等は、放送大学（本部）の上記窓口で受け付けています。
各種相談・案内窓口	学生受付カウンター 対象：一般、学生 内容：入学、履修に関すること 担当：学習センター事務室 TEL (087) 837-9877 E-mail : <a href="mailto:c37-ksc@ouj.ac.jp">c37-ksc@ouj.ac.jp</a>

(厚生労働省所管)

日本年金機構  
四国地域部

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24

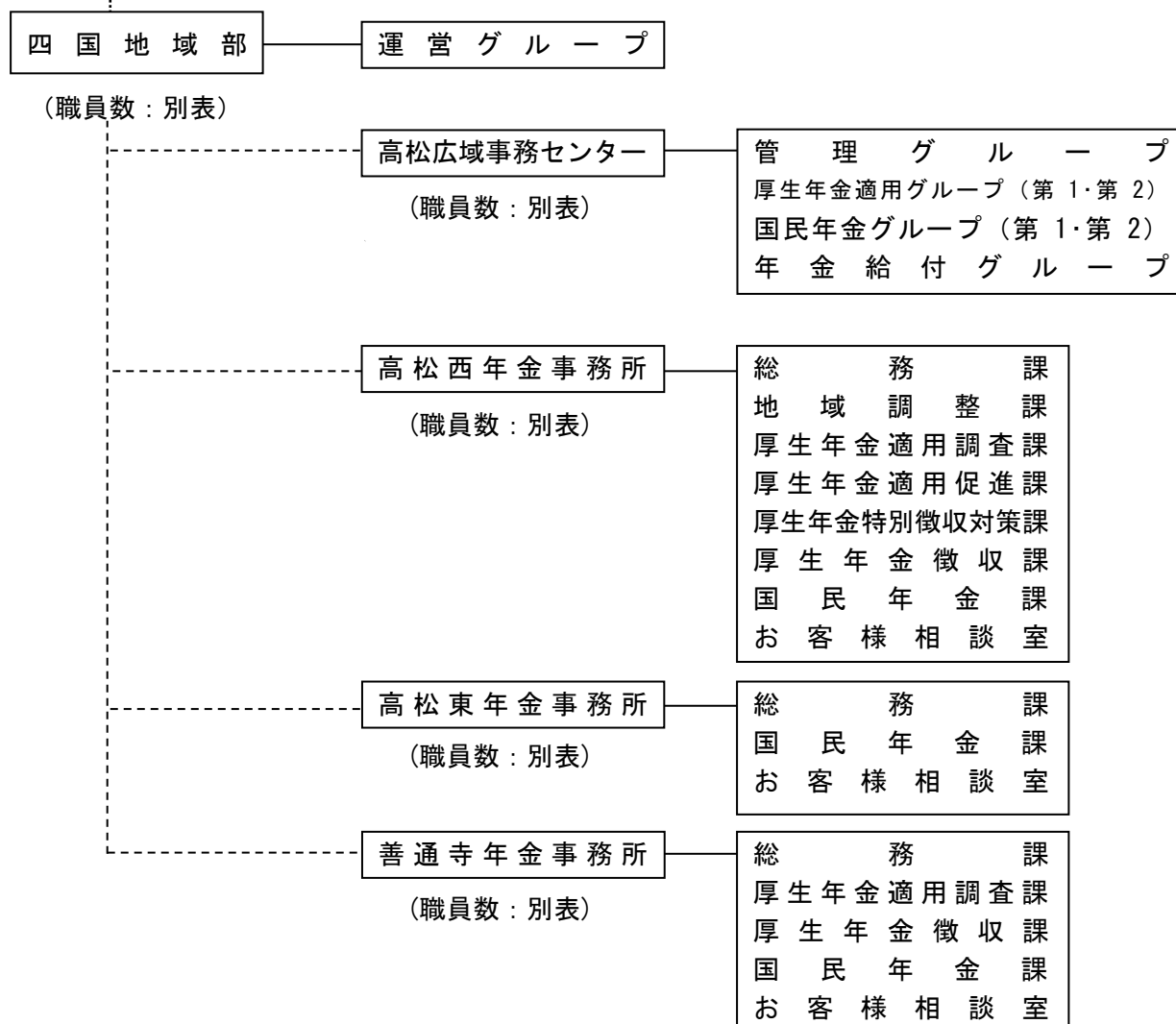
TEL (03) 5344-1100

(ホームページアドレス) <https://www.nenkin.go.jp/> (注)本部のホームページ

高松広域事務センター	〒760-8524	高松市番町 2-16-3	フソウ番町ビル
高松西年金事務所	〒760-8553	高松市錦町 2-3-3	
		TEL (087) 822-2840	FAX (087) 851-7719
高松東年金事務所	〒760-8543	高松市塩上町 3-11-1	
		TEL (087) 861-3866	FAX (087) 837-3319
善通寺年金事務所	〒765-8601	善通寺市文京町 2-9-1	
		TEL (0877) 62-1662	FAX (0877) 62-8619

〔組織及び職員数〕

(日本年金機構本部)



(別表) 職員数の内訳

(単位：人)

四 国 地 域 部	高松広域事務センター	高松西年金事務所	高松東年金事務所	善通寺年金事務所
14	99	74	23	36

設 置 根 拠	日本年金機構法第4条第2項、第29条（年金事務所） 日本年金機構組織規程第12条（地域部） 日本年金機構組織規程第42条（事務センター）
所 掌 事 務	<p>(四国地域部)</p> <p>運 営 グ ル ー プ：所掌内の組織・業務の総合的管理、年金記録問題の総合的進捗管理・調整、コンプライアンス・リスク対策の徹底、適用・徴収の困難事案に対する事務所支援、業務マニュアルに基づく業務の指導・徹底、業務の目標設定・進捗管理、相談・給付業務の事務所指導・支援、業務の目標設定・進捗管理</p> <p>高松広域事務センター：届書等の審査・入力・決定等の事務、通知等の交付事務等</p> <p>(年金事務所)</p> <p>総 務 課：県内の関係機関との連絡調整、総務業務、地域年金展開事業の企画・調整・管理</p> <p>厚生年金適用調査課（厚生年金適用促進課） ：事業所指導、事業所調査、未適用事業所の職権適用</p> <p>厚生年金徴収課（厚生年金特別徴収対策課） ：厚生年金保険料の納付督促、滞納保険料に対する滞納処分</p> <p>国 民 年 金 課：所得に応じた収納対策、未納保険料の強制徴収、市町村等との連携</p> <p>お 客 様 相 談 室：来訪相談、出張相談、年金記録問題対応の事実調査確認、年金給付関係届書の審査業務等</p> <p>地 域 調 整 課：地域の関係機関等との協力・連携に係る調整等</p>
管 轄 区 域	<p>四 国 地 域 部：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</p> <p>高松広域事務センター：徳島県、香川県、愛媛県及び高知県</p> <p>高松西年金事務所 健康保険・厚生年金保険：高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡、香川郡、綾歌郡、</p> <p>国 民 年 金：高松市、坂出市、香川郡、綾歌郡</p> <p>船 員 保 険：香川県</p> <p>高松東年金事務所 国 民 年 金：さぬき市、東かがわ市、小豆郡、木田郡</p> <p>善通寺年金事務所 健康保険・厚生年金保険：善通寺市、丸亀市、観音寺市、三豊市、仲多度郡</p> <p>国 民 年 金：善通寺市、丸亀市、観音寺市、三豊市、仲多度郡</p>

<p>情報公開・個人情報保護窓口</p>	<p>担当：日本年金機構本部 経営企画部 総務室 情報公開文書グループ 〒168-8505 東京都杉並区高井戸西 3-5-24 TEL (03) 5344-1116 (郵送受付のみ) 高松西年金事務所 お客様相談室 TEL (087) 822-2840 (自動音声案内①番を押した後②番) 高松東年金事務所 お客様相談室 TEL (087) 861-3866 (自動音声案内①番を押した後②番) 善通寺年金事務所 お客様相談室 TEL (0877) 62-1662 (自動音声案内①番を押した後②番) 情報公開請求及び個人情報開示請求手続きについては、日本年金機構ホームページのインフォメーション「法人文書の開示及び個人情報の開示」をご参照ください。</p>
<p>各種相談・案内窓口</p>	<p><u>○ねんきんダイヤル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲（内容）等：年金相談に関する一般的なお問い合わせ</li> <li>・電話番号：0570-05-1165（ナビダイヤル） ※050 から始まる電話でおかけになる場合は、(03)6700-1165（一般電話）</li> <li>・受付時間：月曜日 8:30～19:00 火～金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。</li> </ul> <p><u>○予約受付専用電話</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲（内容）等：年金事務所への来訪による年金相談の予約受付</li> <li>・電話番号：0570-05-4890（ナビダイヤル） ※050 から始まる電話でおかけになる場合は、(03)6631-7521（一般電話）</li> <li>・受付時間：月～金曜日（平日） 8:30～17:15 ※土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。</li> </ul> <p><u>○ねんきん定期便・ねんきんネット専用ダイヤル</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲（内容）等：「ねんきん定期便」「ねんきんネット」に関するお問い合わせ</li> <li>・電話番号：0570-058-555（ナビダイヤル） ※050 から始まる電話でおかけになる場合は、(03)6700-1144（一般電話）</li> <li>・受付時間：月曜日 8:30～19:00 火～金曜日 8:30～17:15 第2土曜日 9:30～16:00 ※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に19:00まで相談をお受けします。 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。</li> </ul>

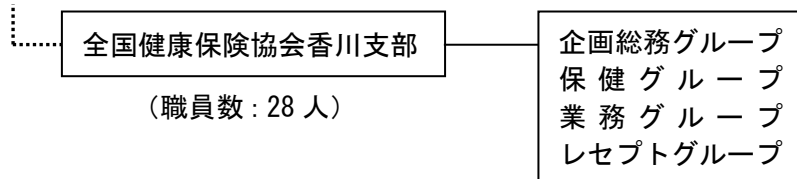
<p>各種相談・案内窓口</p>	<p>○ねんきん加入者ダイヤル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象範囲（内容）等：「国民年金加入者向け」</li> <li>・電話番号：0570-003-004（ナビダイヤル） ※050 から始まる電話でおかけになる場合は、 (03)6630-2525（一般電話）</li> <li>・対象範囲（内容）等：「事業所、厚生年金加入者向け」</li> <li>・電話番号：0570-007-123（ナビダイヤル） ※050 から始まる電話でおかけになる場合は、 (03)6837-2913（一般電話）</li> <li>・受付時間：月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00 ※休日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。</li> <li>・来訪年金相談 街角の年金相談センター高松（オフィス）（注）全国社会保険労務士会連合会が運営 〒760-0028 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル5階 お問い合わせ先（087）811-6020</li> </ul>
------------------	---

# 全国健康保険協会 香川支部

〒760-8564 高松市鍛冶屋町3 香川三友ビル7階  
TEL (087) 811-0570 FAX (087) 811-4550  
(ホームページアドレス) <https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kagawa/>

## 〔組織及び職員数〕

(全国健康保険協会本部)



設置根拠	健康保険法第7条の4第1項 全国健康保険協会定款第3条第2項
所掌事務	当該支部に係る次の各号に掲げる事項を処理する。 1 健康保険の被保険者（健康保険組合の組合員である被保険者を除く。）の保険を管掌する。 2 被保険者証、高齢受給者証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証に関すること。 3 健康保険法第4章の規定による保険給付に関すること。 4 日雇特例被保険者に係る保険給付に関すること。 5 任意継続被保険者の保険料の収納及び還付に関すること。 6 健康保険法第6章の規定による保健事業に関すること。 7 健康保険法第6章の規定による福祉事業に関すること。 8 評議会の運営に関すること。
管轄区域	香川県
情報公開・個人情報保護窓口	担当：企画総務グループ TEL (087) 811-0570 自動音声案内4番
各種相談・案内窓口	1 傷病手当金、限度額適用認定証、任意継続などのお手続きについてのご相談 担当：業務グループ TEL (087) 811-0570 自動音声案内1番 2 交通事故・レセプト・返納金についてのご相談 担当：レセプトグループ TEL (087) 811-0570 自動音声案内3番 3 健康診断・保健指導についてのご相談 担当：保健グループ TEL (087) 811-0570 自動音声案内2番 4 健康宣言、ジェネリック医薬品、その他のご相談 担当：企画総務グループ TEL (087) 811-0570 自動音声案内4番

(注) 全国健康保険協会は、特殊法人ではないが、健康保険法に基づき、厚生労働省所管の特別の法律により設立された法人であることから、本ガイドブックでは、便宜上、特殊法人の欄に掲げた。

(農林水産省所管)

## 日本中央競馬会

### 高松場外勝馬投票券発売所

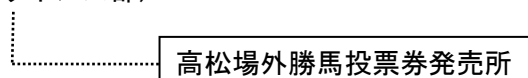
〒761-8057 高松市田村町字中川原 426-3

TEL (087) 866-6300 FAX (087) 840-0220

(ホームページアドレス) <https://jra.jp/facilities/wins/takamatsu/>

[組織及び職員数]

(本部・ウインズ部)



(職員数 : 5 人)

設置根拠	競馬法施行令第2条
所掌事務	勝馬投票券の発売、払戻
情報公開・個人情報保護窓口	担当 : 日本中央競馬会 総務部 情報公開室 (本部) 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-1-1 日比谷フットタワー TEL (03) 3591-5251 (注) 高松場外勝馬投票券発売所に関する情報の開示請求等は、日本中央競馬会の上記窓口で受け付けています。

(経済産業省所管)

## 株式会社商工組合中央金庫 高松支店

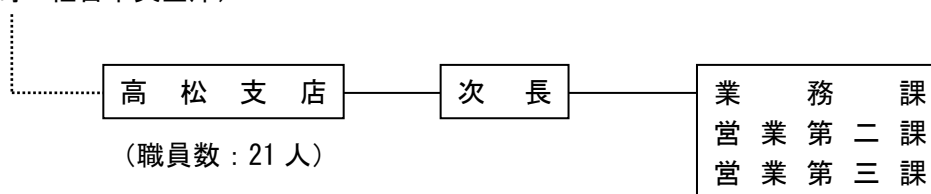
〒760-0052 高松市瓦町1丁目3番地の8

TEL (087) 821-6145 FAX (087) 851-6074

(ホームページアドレス) <https://www.shokochukin.co.jp/> (商工組合中央金庫 HP)

[組織及び職員数]

(株式会社商工組合中央金庫)



設置根拠	株式会社商工組合中央金庫法第2条第1項	
所掌事務	中小企業等協同組合その他主として中小規模の事業者を構成員とする団体に対する金融の円滑化を図るため必要な業務	
管轄区域	香川県	
情報公開・個人情報保護窓口	担当：業務課 TEL (087) 821-6345	
各種相談・案内窓口 (R2.7.29現在)	名称	担当
	1 特別相談窓口（危機対応以外） (1) ALPS 処理水の処分に伴う経営・輸出等の対策に関する特別相談窓口 (2) 日野自動車サプライチェーン関連中小企業支援対策特別相談窓口 (3) ウクライナ情勢・原油価格上昇等に関する特別相談窓口 (4) 新型コロナウイルスに関する特別相談窓口 (5) 賃金水準上昇対策相談窓口 (6) 東日本大震災に関する特別相談窓口 2 相談窓口 (1) 中小企業金融円滑化相談窓口	営業各課 TEL (087) 821-6145 (代表)



(国土交通省所管)

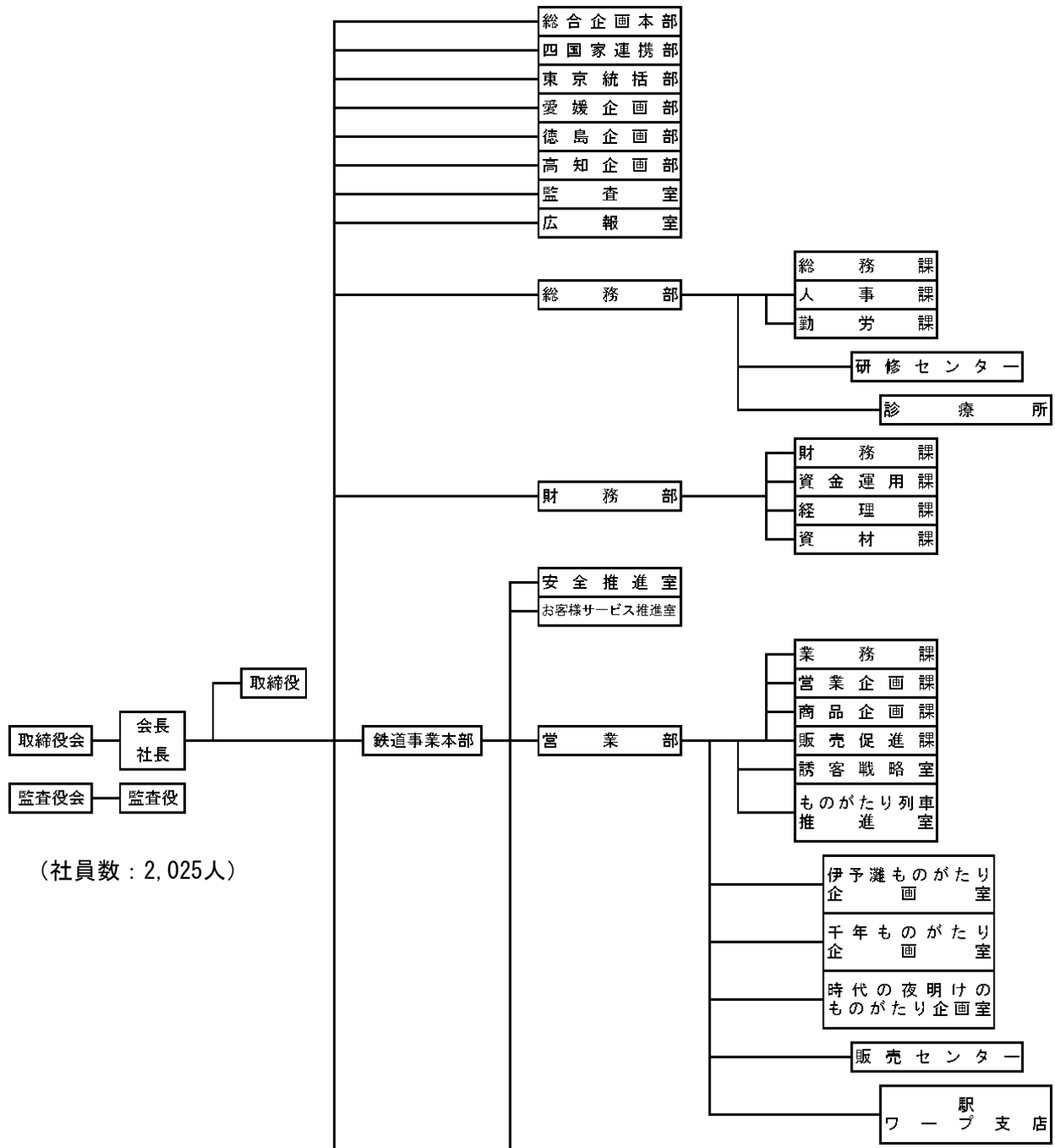
## 四国旅客鉄道株式会社

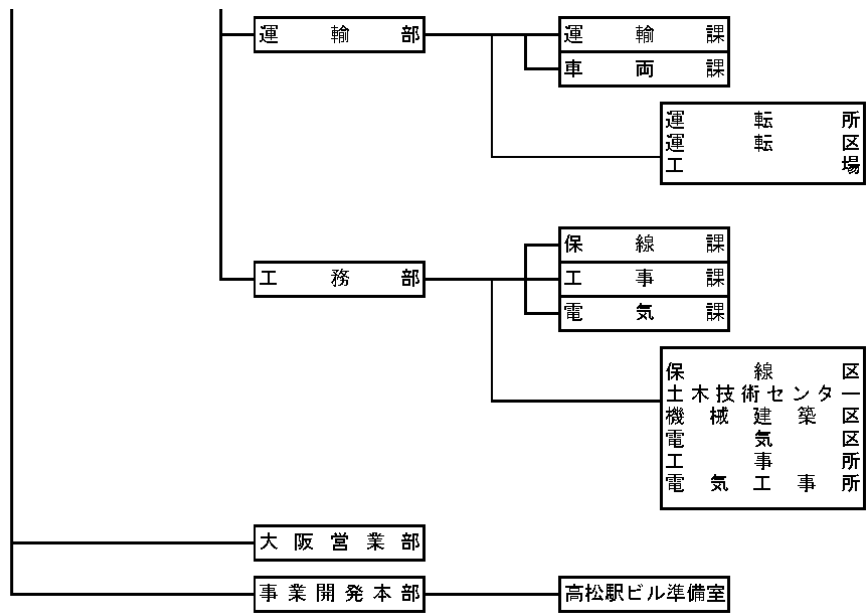
〒760-8580 高松市浜ノ町8-33

TEL (087) 825-1626 (広報室) FAX (087) 825-1623

(ホームページアドレス) <http://www.jr-shikoku.co.jp/>

[組織及び社員数]





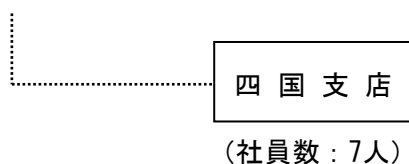
設置根拠	日本国有鉄道改革法、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律
所掌事務	旅客鉄道事業及びこれに附帯する事業の経営等
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
個人情報保護窓口	担当：総務部総務課 TEL (087) 825-1622 (注) 個人情報に関する相談等は、総務部総務課で担当窓口を案内しています。
各種相談・案内窓口	四国旅客鉄道株式会社に関する相談 担当：総務部総務課 TEL (087) 825-1622

日本貨物鉄道株式会社  
 (関西支社)  
 四国支店

〒761-8014 高松市香西南町347-2  
 TEL (087) 882-6931 FAX (087) 882-2896

〔組織及び社員数〕

(関西支社)



設置根拠	日本国有鉄道改革法第8条、旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律第1条
所掌事務	1 貨物鉄道事業 2 広告業、駐車場業等 3 前項各号の事業に附帯又は関連する一切の事業
管轄区域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
各種相談・案内窓口	担当：四国支店 TEL (087) 882-6931

# 西日本高速道路株式会社

## 四国支社

〒760-0065 高松市朝日町4-1-3

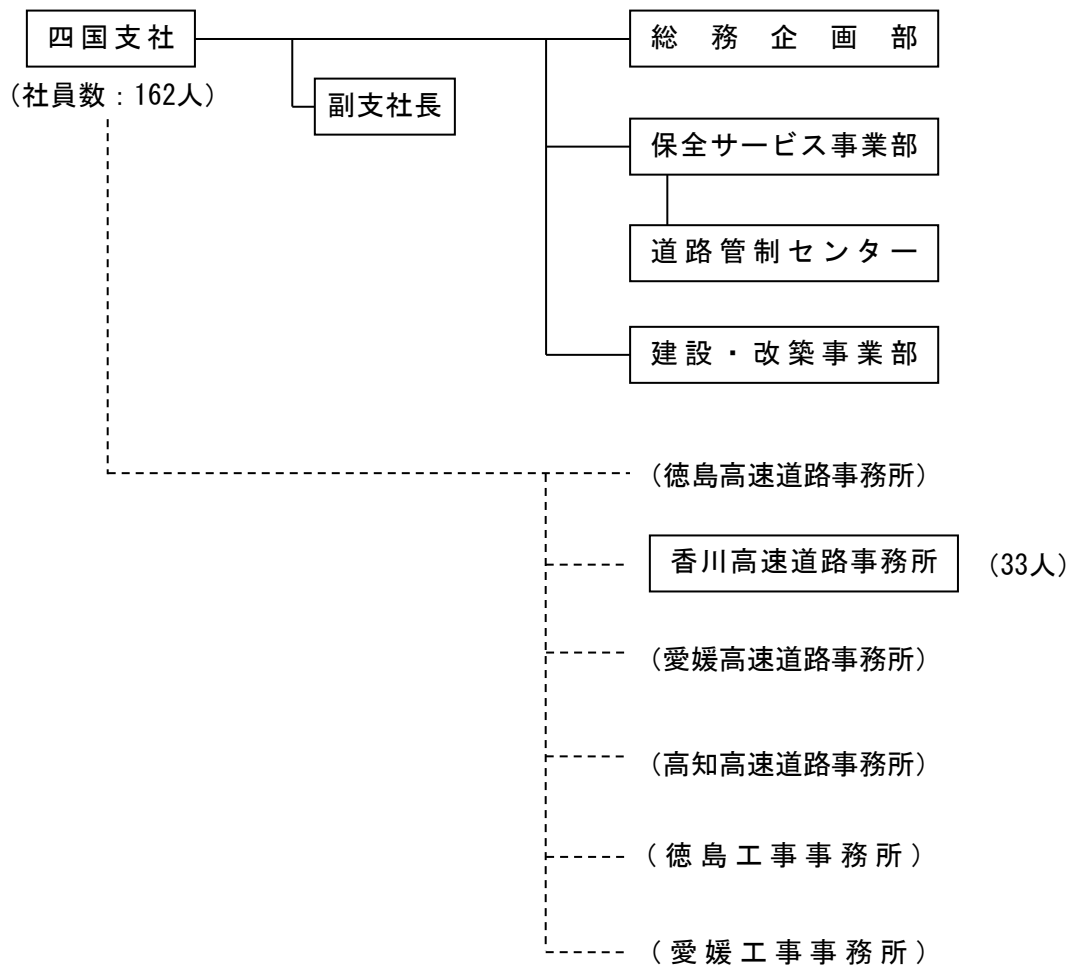
TEL (087) 823-2111 FAX (087) 851-1254

(ホームページアドレス) <https://www.w-nexco.co.jp/>

香川高速道路事務所 〒765-0031 善通寺市金蔵寺町480

TEL (0877) 63-2155 FAX (0877) 63-2253

### 〔組織及び社員数〕



設 置 根 拠	西日本高速道路株式会社組織規程第15条及び第22条
所 掌 事 務	高速道路の新設、改築、維持、修繕、改良、災害復旧その他の管理及び料金の徴収に関する事務
管 轄 区 域	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
情報公開・個人情報保護窓口	<p>担当：西日本高速道路株式会社 広報課  〒530-0003 大阪市北区堂島1-6-20 堂島アバンザ19階  TEL (06) 6344-4000 (代表)  窓口営業時間：9:30~12:00 (受付は11時45分まで)  13:00~17:00 (受付は16時45分まで)  (土曜・日曜・祝日、年末年始を除く)</p> <p>(注) 西日本高速道路株式会社四国支社及び下部機関に関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。</p>
各種相談・案内窓口	<p>1 お客さまセンター  内容等：西日本の高速道路料金・交通情報の問合せ  担 当：NEXCO西日本お客さまセンター  TEL フリーコール 0120-924863 (年中無休24時間)  ※フリーコールがご利用できないお客さまは、  (06) 6876-9031 (通話料有料)</p> <p>2 西日本高速道路(株)ホームページ  内 容：西日本高速道路(株)に対するご質問・ご意見等  担 当：NEXCO西日本お客さまセンター  受付ホームページアドレス：<a href="https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/agreement/">https://www.w-nexco.co.jp/inquiry/agreement/</a>  ※西日本高速道路(株)ホームページ (<a href="https://www.w-nexco.co.jp/">https://www.w-nexco.co.jp/</a>) の お問い合わせコーナーです。</p>

## 本州四国連絡高速道路株式会社 坂出管理センター

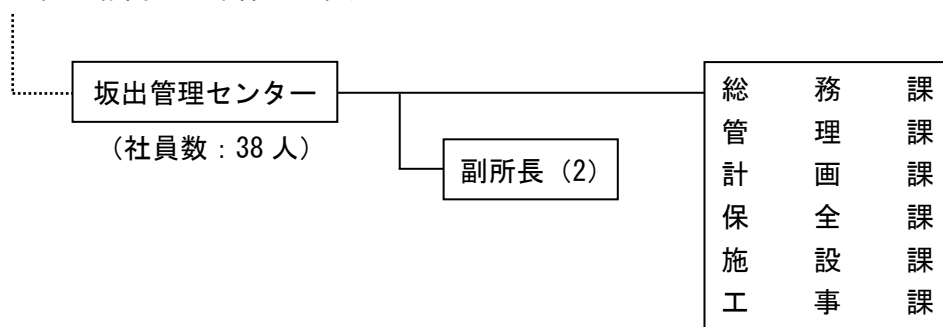
〒762-0025 坂出市川津町下川津 4388-1

TEL (0877) 45-5511 FAX (0877) 45-3838

(ホームページアドレス) <https://www.jb-honshi.co.jp/>

### 〔組織及び社員数〕

(本州四国連絡高速道路株式会社)



設置根拠	高速道路株式会社法
所掌事務	一般国道 30 号のうち児島インターチェンジから坂出インターチェンジまでの区間の管理及び料金の徴収並びに鉄道本四備讃線のうち茶屋町駅から宇多津駅までの区間の管理
情報公開・個人情報保護窓口	担当：本社総務部総務課 TEL (078) 291-1000 営業時間：午前 9 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで (土・日、祝日、年末年始その他臨時休業日を除く) ホームページアドレス： <a href="https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/company/disclosure/">https://www.jb-honshi.co.jp/corp_index/company/disclosure/</a> (注) 坂出管理センターに関する情報の開示請求等は、上記窓口で受け付けています。
各種相談窓口	道の相談室 内容：「本州四国連絡橋」に関するご質問、ご意見等 担当：計画課 (運営主体：道の相談室連絡会議) TEL (0877) 45-2820

# 1 裁判所及び検察審査会の所在地

## (1) 高等裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松高等裁判所	〒760-8586 高松市丸の内1-36	(087) 851-1549 〔総務課庶務係〕

## (2) 地方裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松地方裁判所（本庁）	〒760-8586 高松市丸の内1-36	(087) 851-1537 〔総務課庶務係〕
高松地方裁判所丸亀支部	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5270 〔庶務(会計)課〕
高松地方裁判所観音寺支部	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	(0875) 25-3467 〔代表〕

## (3) 家庭裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松家庭裁判所（本庁）	〒760-8585 高松市丸の内2-27	(087) 851-1631 〔総務課庶務係〕
高松家庭裁判所丸亀支部	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5340 〔庶務課〕
高松家庭裁判所観音寺支部	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	(0875) 25-2619 〔代表〕
高松家庭裁判所土庄出張所	〒761-4121 小豆郡土庄町淵崎甲1430-1	(0879) 62-0224 〔代表〕

## (4) 簡易裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松簡易裁判所	〒760-8586 高松市丸の内2-27	(087) 851-1848 〔受付センター〕
丸亀簡易裁判所	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5113 〔民事係〕
観音寺簡易裁判所	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	(0875) 25-3467 〔代表〕
土庄簡易裁判所	〒761-4121 小豆郡土庄町淵崎甲1430-1	(0879) 62-0224 〔代表〕
善通寺簡易裁判所	〒765-0013 善通寺市文京町3-1-1	(0877) 62-0315 〔代表〕

## (5) 検察審査会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松検察審査会	〒760-8586 高松市丸の内1-36	(087) 851-1615
丸亀検察審査会	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5281

## 2 裁判所及び検察審査会の管轄区域

高等 裁判所 (本庁)	裁判所				検 察 審 査 会	管 轄 区 域	合 議 事 件	少 年 事 件	
	地方裁判所・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所					
	本 庁	支 部	家 裁 出 張 所						
高松	高松			高松	高松	高松市、さぬき市、東かがわ市、丸亀市のうち旧綾歌郡綾歌町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡のうち綾川町小豆郡（土庄町、小豆島町）	高松	高松	
			土庄	土庄					
			丸亀	丸亀	丸亀	丸亀	丸亀市のうち旧丸亀市、旧綾歌郡飯山町、坂出市、仲多度郡のうち多度津町、綾歌郡のうち宇多津町	丸亀	丸亀
観音寺	観音寺	観音寺市、三豊市							
						(徳島県、愛媛県、高知県)			

(注) 1 「合議事件」欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

2 「少年事件」欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。

3 「管轄区域」欄は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に基づくものである。



## 県、市町

名称	郵便番号	所在地	電話(代表)	ホームページアドレス
香川県	760-8570	高松市番町 4-1-10	087-831-1111	<a href="https://www.pref.kagawa.lg.jp/">https://www.pref.kagawa.lg.jp/</a>
高松市	760-8571	高松市番町 1-8-15	087-839-2011	<a href="https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/">https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/</a>
丸亀市	763-8501	丸亀市大手町 2-4-21	0877-23-2111	<a href="https://www.city.marugame.lg.jp/">https://www.city.marugame.lg.jp/</a>
坂出市	762-8601	坂出市室町 2-3-5	0877-46-3111	<a href="https://www.city.sakaide.lg.jp/">https://www.city.sakaide.lg.jp/</a>
善通寺市	765-8503	善通寺市文京町 2-1-1	0877-62-2121	<a href="https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/">https://www.city.zentsuji.kagawa.jp/</a>
観音寺市	768-8601	観音寺市坂本町 1-1-1	0875-23-3900	<a href="https://www.city.kanonji.kagawa.jp/">https://www.city.kanonji.kagawa.jp/</a>
さぬき市	769-2195	さぬき市志度 5385-8	087-894-1111	<a href="https://www.city.sanuki.kagawa.jp/">https://www.city.sanuki.kagawa.jp/</a>
東かがわ市	769-2792	東かがわ市湊 1847-1	0879-26-1214	<a href="https://www.higashikagawa.jp/">https://www.higashikagawa.jp/</a>
三豊市	767-8585	三豊市高瀬町下勝間 2373-1	0875-73-3000	<a href="https://www.city.mitoyo.lg.jp/">https://www.city.mitoyo.lg.jp/</a>
土庄町	761-4192	小豆郡土庄町淵崎甲 1400-2	0879-62-7000	<a href="https://www.town.tonosho.kagawa.jp/">https://www.town.tonosho.kagawa.jp/</a>
小豆島町	761-4492	小豆郡小豆島町片城甲 44-95	0879-82-7000	<a href="https://www.town.shodoshima.lg.jp/">https://www.town.shodoshima.lg.jp/</a>
三木町	761-0692	木田郡三木町大字氷上 310	087-891-3300	<a href="https://www.town.miki.lg.jp/">https://www.town.miki.lg.jp/</a>
直島町	761-3110	香川郡直島町 1122-1	087-892-2222	<a href="https://www.town.naoshima.lg.jp/">https://www.town.naoshima.lg.jp/</a>
宇多津町	769-0292	綾歌郡宇多津町 1881	0877-49-0511	<a href="https://www.town.utazu.lg.jp/">https://www.town.utazu.lg.jp/</a>
綾川町	761-2392	綾歌郡綾川町滝宮 299	087-876-1111	<a href="https://www.town.ayagawa.lg.jp/">https://www.town.ayagawa.lg.jp/</a>
琴平町	766-8502	仲多度郡琴平町榎井 817-10	0877-75-6700	<a href="https://www.town.kotohira.kagawa.jp/">https://www.town.kotohira.kagawa.jp/</a>
多度津町	764-8501	仲多度郡多度津町 栄町 3-3-95	0877-33-1110	<a href="https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/">https://www.town.tadotsu.kagawa.jp/</a>
まんのう町	766-8503	仲多度郡まんのう町 吉野下 430	0877-73-0100	<a href="https://www.town.manno.lg.jp/">https://www.town.manno.lg.jp/</a>

行政機関等ガイドブック（香川県版） 令和5年10月1日現在

総務省 四国行政評価支局

〒760-0019

高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎南館6階

TEL：(087) 826-0671（代表）

URL：<http://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku.html>

※ 四国各県に所在する行政機関等については、四国行政評価支局のホームページ  
([http://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/kannai\\_gyousei\\_ichiran.html](http://www.soumu.go.jp/kanku/shikoku/kannai_gyousei_ichiran.html))を  
ご覧ください。